

機 構 及 び 事 務 分 掌

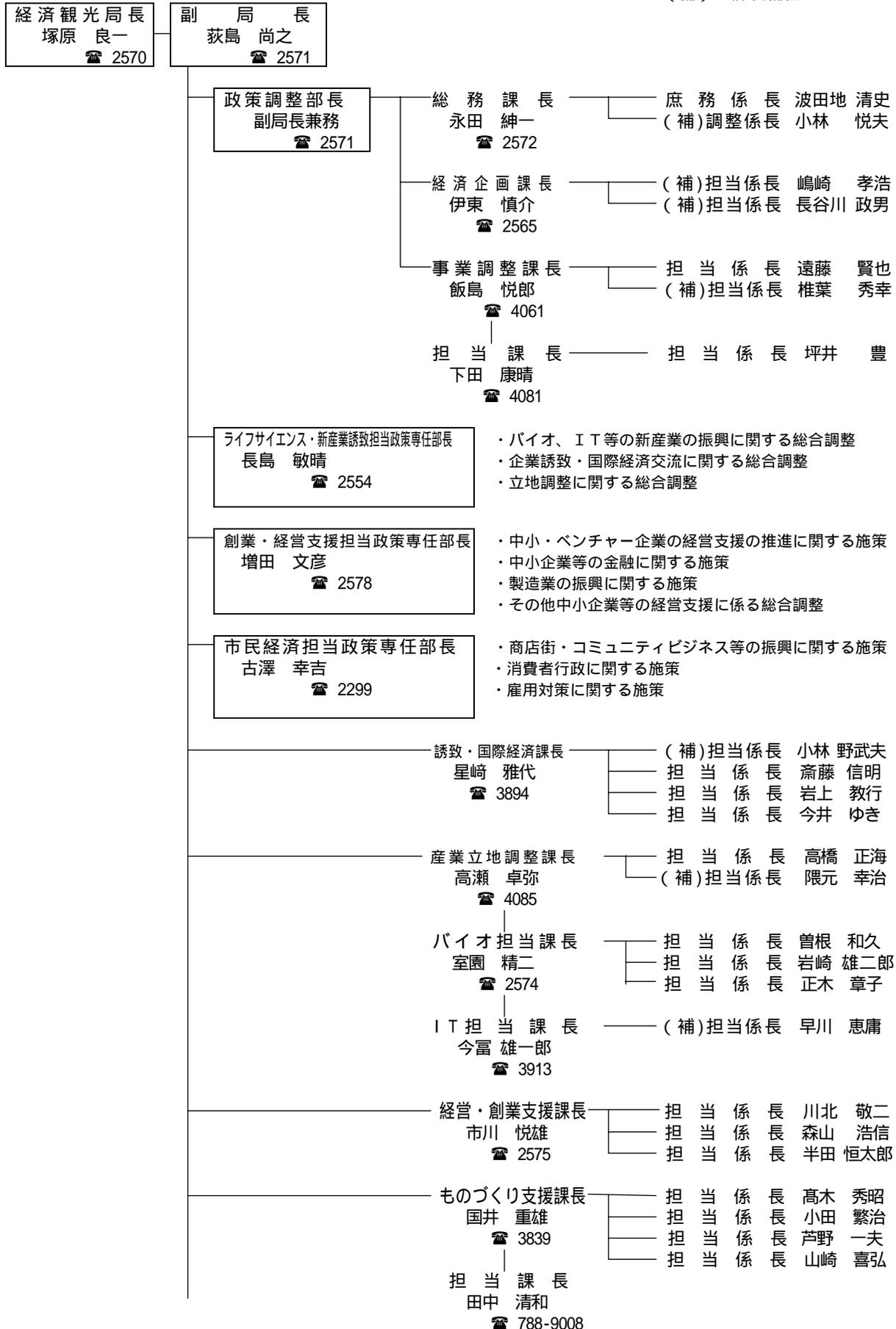
1	経済観光局機構図	1 ページ
2	経済観光局派遣職員一覧表	3 ページ
3	経済観光局事務分掌	4 ページ

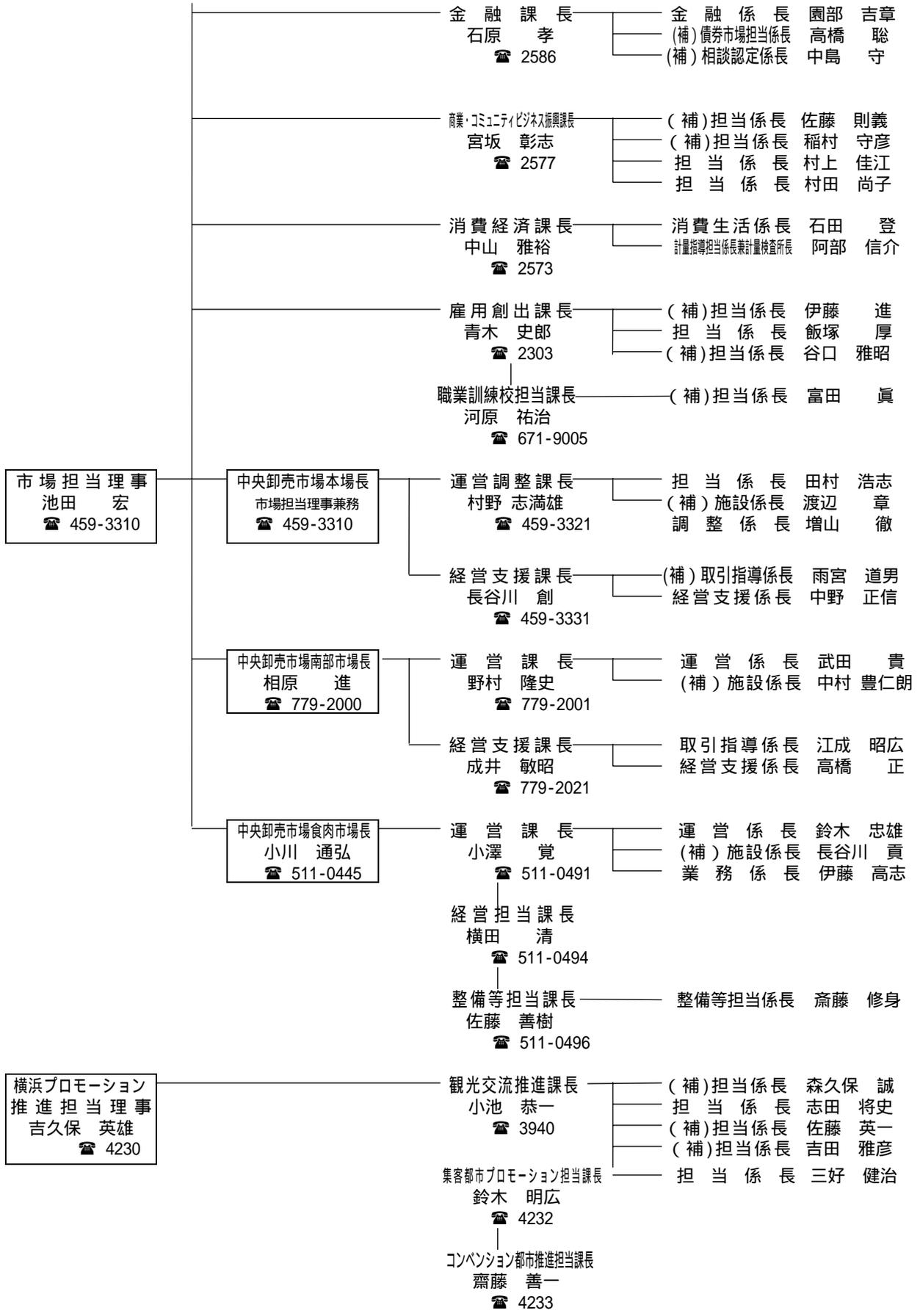
平成19年5月16日

経 済 観 光 局

経済観光局機構図

(補)は課長補佐





経済観光局 派遣職員一覧表

派遣先	補職名	氏名
神奈川県競輪組合	担当課長	加藤 胖
	担当係長	小田澤 昇
株式会社横浜国際平和会議場	担当部長	鈴木 和宏
株式会社横浜アリーナ	担当部長	猪山 三郎
財団法人横浜市消費者協会	担当課長	品田 雅一
	担当係長	佐原 美由紀
財団法人横浜企業経営支援財団	担当部長	吉田 正博
	担当課長	小嶋 哲夫
株式会社横浜インポートマート	担当係長	坂内 正芳
	担当係長	宮崎 郁
財団法人木原記念・ 横浜生命科学振興財団	担当課長	若林 和彦
	担当課長	上野 治美
財団法人横浜市シルバー人材センター	担当係長	唐澤 克己
財団法人横浜市勤労福祉財団	担当係長	加藤 千晴
横浜食肉市場株式会社	担当部長	斉藤 林福
	担当課長	清田 邦男
株式会社横浜市食肉公社	担当部長	青木 清隆
	担当課長	長 英司
財団法人横浜観光コンベンション ・ビューロー	担当部長	岡本 孝夫
	担当課長	佐藤 重信
	担当課長	尾高 総一郎
	担当係長	久根口 昭二
	担当係長	荒木 慎二
経済産業省	担当係長	柿崎 祐一
文部科学省	担当係長	大塚 和彦
理化学研究所	担当係長	杉村 高次

経済観光局事務分掌

政策調整部

総務課

庶務係

- 1 局内の人事及び文書に関すること。
- 2 中央卸売市場及び中央と畜場との連絡に関すること。
- 3 局の危機管理に関すること。
- 4 他の課、係の主管に属しないこと。

調整係

- 1 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- 2 局内の予算及び決算に関すること。
- 3 神奈川県競輪組合に関すること。

経済企画課

- 1 経済政策の立案及び調整に関すること。
- 2 地域経済に関する基本的調査並びに情報の収集、分析及び利用に関すること。
- 3 商工会議所との連絡に関すること。

事業調整課

- 1 経済施策の実施に係る総合調整に関すること。
- 2 経済施策の実施に係る事業の評価に関すること。
- 3 経済施策に関する土地利用の調整に関すること。
- 4 株式会社横浜国際平和会議場及び株式会社横浜アリーナに関すること。

誘致・国際経済課

- 1 国内外の企業等の横浜市への誘致に関すること。
- 2 横浜市企業等誘致推進本部に関すること。
- 3 国際経済及び貿易の振興に関すること。
- 4 海外に設置する事務所における経済交流の連絡調整に関すること。
- 5 株式会社横浜インポートマートに関すること。
- 6 貿易関係団体等に関すること。

産業立地調整課

- 1 工業施設及び大規模商業施設の適正立地及び立地環境等に係る調査、企画及び指導に関すること（ものづくり支援課の分掌事務第1号に係るものを除く。）
- 2 産業集積の促進及び研究開発拠点の形成に関すること。
- 3 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)に基づく意見、勧告その他同法の施行に関すること。
- 4 横浜市大規模小売店舗立地審議会に関すること。
- 5 バイオ・IT産業等の推進に係る総合調整に関すること。
- 6 バイオ・IT産業等の集積、共同研究及び共同開発に関すること。
- 7 財団法人木原記念横浜生命科学振興財団に関すること。

経営・創業支援課

- 1 企業経営支援施策の推進に関すること。
- 2 創業及びベンチャービジネスの振興に関すること。
- 3 財団法人横浜企業経営支援財団に関すること。
- 4 事業協同組合、商店街振興組合等の設立認可等に関すること。

ものづくり支援課

- 1 ものづくり産業の振興及び立地環境に関すること。
- 2 中小製造業の経営及び技術革新の支援に関すること。
- 3 産学連携の推進に関すること。
- 4 横浜市工業技術支援センターに関すること。
- 5 工業関係団体等に関すること。

金融課

金融係

- 1 中小企業等の金融施策の推進に関すること（他の局の主管に属するものを除く。 ）。
- 2 横浜市信用保証協会に関すること。
- 3 他の係の主管に属しないこと。

相談認定係

- 1 中小企業等の金融相談及び市の金融制度等における認定に関すること。
- 2 中小企業等の経営の相談、診断及び助言等に関すること。

商業・コミュニティビジネス振興課

- 1 商業及びサービス業の振興に関すること(中央卸売市場の主管に属するものを除く。)。
- 2 商業、サービス業関係団体等に関すること(中央卸売市場の主管に属するものを除く。)。
- 3 商業に係る業務機能の強化に関する調査、企画及び指導に関すること。
- 4 コミュニティビジネスの振興に関すること。

消費経済課

消費生活係

- 1 消費生活に係る教育及び啓発並びに消費者活動の推進に関すること。
- 2 消費生活に係る情報の収集及び提供に関すること。
- 3 財団法人横浜市消費者協会に関すること。
- 4 横浜市消費生活総合センターに関すること。
- 5 横浜市消費生活審議会に関すること。
- 6 消費生活協同組合に関すること。
- 7 消費生活用製品安全法(昭和 48 年法律第 31 号)に基づく表示監視に関すること。
- 8 家庭用品品質表示法(昭和 37 年法律第 104 号)に基づく表示監視及び公表に関すること。
- 9 生活関連物資等の価格及び需給動向の調査に関すること(中央卸売市場の主管に属するものを除く。)。
- 10 計量検査所に関すること。

計量検査所

- 1 計量器の定期検査に関する事。
- 2 計量器の計量士による代検査に関する事。
- 3 計量に関する調査及び研究に関する事。
- 4 計測技術の相談指導に関する事。
- 5 計量に関する立入検査、指導、取締り等に関する事。
- 6 計量器使用事業場に関する事。
- 7 計量思想の普及啓発に関する事。
- 8 その他計量に関する事。

雇用創出課

- 1 雇用対策に関する施策の推進に関する事。
- 2 労働相談及び就業支援に関する事。
- 3 労働、経済及び経営に関する調査に関する事(政策調整部経済企画課の分掌事務第2号に係るものを除く。)
- 4 横浜市中央職業訓練校に関する事。
- 5 能力開発訓練に関する事。
- 6 職能開発総合センター(地域職業訓練センターを含む。)に関する事。
- 7 労働者団体等及び労働関係機関との連絡調整に関する事。
- 8 勤労者の教育、文化等の振興に関する事。
- 9 勤労者の福利厚生等に関する事。
- 10 技能職の振興及び技能職者への貸付けに関する事。
- 11 横浜市技能職設備資金等貸付審査会に関する事。
- 12 技能職者の表彰に関する事。
- 13 技能職団体等との連絡調整に関する事。
- 14 勤労者福祉共済事業に関する事。
- 15 横浜市勤労者福祉共済運営審議会に関する事。
- 16 労働金庫への預託金に関する事。
- 17 横浜市技能文化会館に関する事
- 18 横浜市駐留軍関係離職者等対策協議会に関する事。
- 19 財団法人横浜市シルバー人材センター及び財団法人横浜市勤労福祉財団に関する事。

中央卸売市場本場

運営調整課

運 営 係

- 1 中央卸売市場本場（以下「本場」という。）の文書、予算及び決算に関すること。
- 2 本場における事務の連絡、調整に関すること。
- 3 本場における土地、建物その他施設等の管理及び運営に関すること。
- 4 本場における市場施設の使用指定、使用許可又はこれらに係る取消し等に関すること。
- 5 本場における使用料、手数料その他の諸収入金「以下「使用料等」という。」の徴収（調定を除く。）及び保証金に関すること。
- 6 本場における関連事業者の許可若しくはその取消し又は業務の指導監督に関すること。
- 7 本場における場内の整理、取締り、清掃、衛生等に関すること。
- 8 本場における施設の機能強化の推進に関すること。
- 9 本場内他の課、係の主管に属しないこと。

施 設 係

- 1 本場における土地、建物その他施設の整備、維持管理及びこれに伴う工事に関すること。
- 2 本場における電気、給排水その他機械設備の維持管理及びこれに伴う工事並びに整備に関すること。

調 整 係

- 1 中央卸売市場及びと畜場に関する施策、人事、文書、予算、決算等の総合調整に関すること。
- 2 中央卸売市場及びと畜場における年報及び月報の作成その他統計に関すること。
- 3 中央卸売市場及びと畜場における使用料、手数料その他の諸収入金の調定に関すること。
- 4 中央卸売市場及びと畜場における国及び関係機関等との連絡調整に関すること。
- 5 横浜市中央市場開設運営協議会に関すること。
- 6 横浜市場冷蔵株式会社に関すること。
- 7 特命に関すること。
- 8 その他中央卸売市場及びと畜場に関すること。

経営支援課

取引指導係

- 1 本場における卸売業者の業務の指導監督に関すること。
- 2 本場における市場取引委員会に関すること。
- 3 本場における仲卸業者、売買参加者等の許可、承諾若しくはこれらの取消し又は業務の指導監督に関すること。
- 4 本場における卸売業者及び仲卸業者の業務等の検査に関すること。
- 5 本場における取扱物品の入荷数量及び価格の公表に関すること。
- 6 本場における取扱高の資料の作成に関すること。
- 7 他の係の主管に属しないこと。

経営支援係

- 1 本場における卸売業者及び仲卸業者の財務の検査に関すること。
- 2 本場における卸売業者及び仲卸業者の経営分析及び経営支援に係る企画、調査、資料の作成等に関すること。
- 3 本場における市場の活性化に関すること。

中央卸売市場南部市場

運 営 課

運 営 係

- 1 南部市場の文書、予算及び決算に関すること。
- 2 南部市場における事務の連絡、調整に関すること。
- 3 南部市場における土地、建物その他施設等の管理及び運営に関すること。
- 4 南部市場における市場施設の使用指定、使用許可又はこれらに係る取消し等に関すること。
- 5 南部市場における使用料等の徴収（調定を除く。）及び保証金に関すること。
- 6 南部市場における関連事業者の許可若しくはその取消し又は業務の指導監督に関すること。
- 7 南部市場における場内の整理、取締り、清掃、衛生等に関すること。
- 8 南部市場における施設の機能強化の推進に関すること。
- 9 南部市場内他の課、係の主管に属しないこと。

施 設 係

- 1 南部市場における土地、建物その他施設の整備、維持管理及びこれに伴う工事に関すること。
- 2 南部市場における電気、給排水その他機械設備の整備、維持管理及びこれに伴う工事に関すること。

南部市場経営支援課

取引指導係

- 1 南部市場における卸売業者の業務の指導監督に関すること。
- 2 南部市場における市場取引委員会に関すること。
- 3 南部市場における仲卸業者、売買参加者等の許可、承認若しくはこれらの取消し又は業務の指導監督に関すること。
- 4 南部市場における卸売業者及び仲卸業者の業務等の検査に関すること。
- 5 南部市場における取扱物品の入荷数量及び価格の公表に関すること。
- 6 南部市場における取扱高の資料の作成に関すること。
- 7 他の係の主管に属しないこと。

経営支援係

- 1 南部市場における卸売業者及び仲卸業者の財務の検査に関すること。
- 2 南部市場における卸売業者及び仲卸業者の経営分析及び経営支援に係る企画、調査、資料の作成等に関すること。
- 3 南部市場における市場の活性化に関すること。

中央卸売市場食肉市場

運 営 課

運 営 係

- 1 食肉市場及びと畜場の文書、予算及び決算に関すること。
- 2 食肉市場における事務の連絡、調整に関すること。
- 3 食肉市場における土地、建物その他施設等の管理及び運営に関すること。
- 4 食肉市場における市場施設又はと畜場におけると室若しくはと畜場施設の使用指定、使用許可又はこれらに係る取消し等に関すること。
- 5 食肉市場及びと畜場における使用料等の徴収（調定を除く。）及び保証金に関すること。
- 6 食肉市場における関連事業者の許可若しくはその取消し又は業務の指導監督に関すること。
- 7 食肉市場及びと畜場における場内の整理、取締り、清掃、衛生等に関すること。
- 8 食肉市場における施設の機能強化の推進に関すること。
- 9 他の係の主管に属しないこと。

施 設 係

- 1 食肉市場及びと畜場における土地、建物その他施設の整備、維持管理及びこれに伴う工事に関すること。
- 2 食肉市場及びと畜場における冷蔵庫、電気、給排水その他機械設備の整備、維持管理及びこれに伴う工事に関すること。

業 務 係

- 1 食肉市場における卸売業者の業務の指導監督に関すること。
- 2 食肉市場における市場取引委員会に関すること。
- 3 食肉市場における仲卸業者、売買参加者等の許可、承認若しくはこれらの取消し又は業務の指導監督に関すること。
- 4 と畜場におけると畜業者の許可若しくはその取消し又は業務の指導監督に関すること。
- 5 食肉市場における卸売業者及び仲卸業者の財務及び業務等の検査に関すること。
- 6 食肉市場における取扱物品の入荷数量及び価格の公表に関すること。
- 7 食肉市場における卸売業者及び仲卸業者の経営分析及び経営支援に係る企画、調査、資料の作成等に関すること
- 8 食肉市場及びと畜場における取扱高の資料の作成に関すること。
- 9 食肉市場における枝肉等の計量に関すること。

観光交流推進課

- 1 観光交流の推進に関する事。
- 2 コンベンション及び集客イベントの推進に関する事。
- 3 観光及びコンベンションの関係の団体及び施設に関する事。
- 4 財団法人三溪園保勝会及び財団法人横浜観光コンベンション・ビューローに関する事。

平成19年度

事業概要

経済観光局

目 次

1	平成19年度経済観光局施策体系	P 1
2	平成19年度経済観光局予算のポイント	P 3
3	平成19年度経済観光局予算における主要事業	P 4
4	平成19年度経済観光局予算総括表	P 12
5	事業内容	
(1)	経済観光総務費	P 13
(2)	誘致・国際経済費	P 15
(3)	産業活性化推進費	P 17
(4)	経営支援費	P 23
(5)	中小企業金融対策費	P 25
(6)	商業・コミュニティビジネス振興費	P 28
(7)	消費経済費	P 31
(8)	雇用創出費	P 33
(9)	観光交流推進費	P 35
(10)	中央卸売市場費会計	P 38
(11)	中央と畜場費会計	P 40
(12)	勤労者福祉共済事業費会計	P 42

豊かな市民生活を支える横浜経済を持続的に発展させる取組を推進します。

()内は前年度予算

元気で自立した中小・中堅企業の創生

中小企業経営基盤強化 73,197百万円(43,087百万円)

[中小企業融資制度事業、産業活性化資金融資事業、横浜型債券市場推進事業]

中小企業の成長・発展支援 38百万円(24百万円)

[横浜型知的財産戦略推進事業、上場企業150社プロジェクト推進事業]

ものづくり再発展支援 632百万円(349百万円)

再掲含む

[工業集積促進事業、新技術・新製品開発促進事業(横浜版SBIR)、ものづくり人材支援事業、産業立地推進事業(再掲)、アジア経済戦略推進事業(再掲)、大学発ベンチャー創業促進事業(再掲)、ライフサイエンス都市推進事業(再掲)、IT産業集積推進事業(再掲)]

横浜の特性を活かした戦略的な企業誘致・産業立地の推進 多様な主体との連携・協働による創業・ベンチャーの促進、 新産業の創出

企業誘致・産業立地戦略の推進 9,654百万円(683百万円)

[企業立地促進条例による助成事業、企業誘致促進助成事業、産業立地推進事業、都筑区池辺町企業誘致事業等]

アジア経済戦略の推進 137百万円(-) 再掲含む

[アジア経済戦略推進事業、インビテーション・トゥ・ヨコハマ・キャンペーン事業(再掲)]

創業・ベンチャーの促進 54百万円(35百万円)

[ベンチャービジネス支援事業、大学発ベンチャー創業促進事業]

リーディング産業の集積促進 312百万円(88百万円)

[ライフサイエンス都市推進事業、IT産業集積推進事業、経済活性化方策検討事業]

国内外から様々な人が訪れ、交流する、賑わいのあるまちづくり、横浜観光プロモーションの推進

観光・コンベンションの推進 152百万円(132百万円)

[横浜観光プロモーション強化事業、インビテーション・トウ・ヨコハマ・キャンペーン事業、コンベンション開催誘致支援事業、横浜型テーマ月間事業]

マリントワーの再生 1,010百万円(1,569百万円)

[マリントワー再生事業]

市民生活を支える地域経済の活性化

身近な商業地の活性化 189百万円(167百万円)

[地域経済元気づくり等の商店街・地域経済活性化支援事業、ライブタウン整備事業、コミュニティビジネス支援事業]

企業の地域貢献の推進 9百万円(-)

[横浜型地域貢献企業支援事業]

安全で快適な消費生活支援 177百万円(183百万円)

[消費生活総合センター運営事業、消費者団体等協働促進事業]

中央卸売市場の活性化 15百万円(11百万円)

[横浜旬鮮市場プロモーション事業、食肉流通広報PR事業]

地域人財の育成・活用等による多様な雇用・就業機会の創出

産業界と一体となった雇用施策の展開 13百万円(8百万円)

[雇用・就業支援事業]

経済の新たな担い手創生・協働 16百万円(11百万円)

[経済の新たな担い手創生事業]

平成19年度経済観光局予算のポイント

(1) 予算額

<単位：百万円>

	平成19年度	平成18年度	差引増減	増減率
一般会計	100,701	76,850	23,851	31.0%
特別会計	8,516	8,151	365	4.5%
中央卸売市場費会計	4,157	3,998	159	4.0%
中央と畜場費会計	3,564	3,489	75	2.2%
勤労者福祉共済事業費会計	795	664	131	19.7%

<主な増減>

一般会計

中小企業融資事業及び産業活性化資金融資事業の拡充による増	(30,000百万円)
(株)横浜国際平和会議場(パシフィコ横浜)貸付金の終了による減 〔産業活性化資金融資事業で対応〕	(16,000百万円)
都筑区池辺町企業誘致事業の用地買替経費の増	(8,675百万円)

特別会計

アスベスト対策工事等施設整備費計上による中央卸売市場費会計の増	等
---------------------------------	---

(2) 新規・拡充・終了・見直し事業

<新規事業>

12事業	9,072百万円
都筑区池辺町企業誘致事業	8,675百万円
研究開発拠点整備事業(ライフサイエンス都市推進事業)	210百万円
アジア経済戦略推進事業	98百万円
インビテーション・トゥ・ヨコハマ・キャンペーン事業	39百万円
商店街事業提案型活性化事業	20百万円
横浜型地域貢献企業支援事業	9百万円
ソーシャルベンチャー支援事業	8百万円
横浜経済活性化方策検討事業	3百万円
経済の視点に立ったまちづくり推進事業	3百万円
産業人財育成事業	3百万円
横浜ビジネス魅力推進事業	2百万円
消費者問題国民会議開催事業	2百万円

カッコ内は前年度予算

<拡充事業>

13事業	74,868百万円	(44,447百万円)
中小企業融資事業	43,593百万円	(35,811百万円)
産業活性化資金融資事業	30,129百万円	(7,858百万円)
企業誘致促進事業	960百万円	(652百万円)
大学発ベンチャー創業促進事業	32百万円	(19百万円)
横浜型知的財産戦略推進事業	27百万円	(17百万円)
横浜型テーマ月間事業	25百万円	(23百万円)
地域経済元気づくり事業	19百万円	(9百万円)
コミュニティビジネス支援事業	18百万円	(16百万円)
ライブタウン整備事業	18百万円	(9百万円)
経済の新たな担い手創生事業	16百万円	(11百万円)
上場企業150社プロジェクト推進事業	11百万円	(7百万円)
地域連携雇用促進事業	10百万円	(8百万円)
バイオ産業活性化事業	10百万円	(7百万円)

<終了・見直し事業>

7事業	-	(16,017百万円)
(株)横浜国際平和会議場貸付金	-	(16,000百万円)
「アジアにおける横浜」戦略策定事業	-	(5百万円)
新流通よこはま補助金	-	(2百万円)
消費者購買行動意識調査	-	(3百万円)
観光交流企画調整事業	-	(2百万円)
魚腸骨資源化推進事業助成金【特別会計】	-	(3百万円)
市場まつり(本場・南部市場)事業費補助金【特別会計】	-	(2百万円)

* (株)横浜国際平和会議場貸付金は産業活性化資金融資事業で対応

経済観光局主要事業

豊かな市民生活を支える横浜経済を持続的に発展させる取組を推進します。

()内は前年度予算

元気で自立した中小・中堅企業の創生

中小企業経営基盤強化

中小企業融資制度事業【拡充】

42,954百万円(35,115百万円)

融資枠：1,000億円<前年度同額>

市内中小企業の成長・発展や経営の安定を図るため、企業規模、事業資金需要に応じたきめ細かいメニューで融資を実施します。

【新規】地域貢献企業支援資金

「横浜型地域貢献企業」(主要事業 に後掲)の認定を受けた企業に対し、低利融資と保証料助成を行います。

【拡充】創業ハンダー促進資金

大量退職をむかえる「団塊世代」の起業を支援するため、融資限度額を拡大し、保証料を全額助成します。

産業活性化資金融資事業【拡充】

30,129百万円(7,858百万円)

融資枠：235億円<前年度：55億円>

中小・中堅企業の高度化を促進する施設整備支援を中心とした現行の「産業開発資金融資制度」を改正し、知的財産を活用した事業化支援、企業誘致推進に伴う整備や特定協約団体への経営改善支援など対象事業の追加、公社による直接貸付の導入など、拡充を図ります。

- ・事業主体：(財)横浜企業経営支援財団【旧(財)横浜産業振興公社】
- ・特定協約団体：外郭団体のうち、団体と市の間で経営目標を明確化した「協約」を締結した団体

横浜型債券市場推進事業

114百万円(114百万円)

市場規模：200億円<前年度同額>

中小企業の資金調達の多様化を推進し、元気な中小企業の成長・発展を後押しします。社債やローン担保証券(CLO)の発行支援に加えて、新たに手続きが簡素な少人数私募債の発行を支援するなど、一層の充実を図ります。

- ・ローン担保証券(CLO)：金融機関の貸出債権をひとまとめにして証券化したもの
- ・少人数私募債：少人数の取引先や知人など身近な人を対象として発行する社債

中小企業の成長・発展支援

横浜型知的財産戦略推進事業【拡充】 27百万円(17百万円)

「横浜型知的財産戦略推進計画」(平成17年度策定)に基づき、民との協働により設立した「(株)知財マネジメント支援機構」を中核に、中小企業等の知的財産の活用支援、知財を活かした経営に取り組む市内企業の認定・支援を行います。

上場企業150社プロジェクト推進事業【拡充】 11百万円(7百万円)

開港150周年を迎える平成21年までに市内上場企業数を150社以上とすることを目指し、新規上場企業発掘・支援等により、市内企業の上場支援を行います。また、あわせて上場企業や上場を目指す企業の誘致を促進します。平成19年3月末現在：123社

ものづくり再発展支援

工業集積促進事業 77百万円(84百万円)

工業集積の維持・活性化を図るため、事業者の操業環境改善に向けた取り組みを支援するとともに、工業集積地ごとの特性に応じた環境整備を推進します。
〔工業集積促進助成、工業集積地活性化支援 等〕

新技術・新製品開発促進事業(横浜版SBIR) 90百万円(118百万円)

市内中小企業の新技術・新製品開発を促進し、その成長を支援するため「横浜版SBIR」を推進します。また、独自のテーマで研究開発を行う中小企業に対する開発経費への助成を行います。

SBIR(Small Business Innovation Research)
行政現場の技術的な課題を研究開発テーマとして中小企業に提示し、その技術開発力を活用して解決を図る制度
横浜版SBIRの概要
・行政課題提示型SBIR
(行政から開発テーマの提示、事業計画募集、技術革新助成、開発成果の試用・活用等)
・企業提案型SBIR
(企業から新技術・新製品の提案募集、優れた技術・製品の試用・活用・PR等)

前年度予算には、単年度事業のアスベスト対策技術開発支援分は含まない。

ものづくり人材支援事業 7百万円(9百万円)

ものづくりの担い手となる人材の育成及び確保に向けた支援を行います。

ものづくり再発展支援関係事業 458百万円(138百万円)

産業立地推進事業【再掲】
アジア経済戦略推進事業【再掲】
大学発ベンチャー創業促進事業【再掲】
ライフサイエンス都市推進事業【再掲】
IT産業集積推進事業【再掲】

横浜の特性を活かした戦略的な企業誘致・産業立地の推進 多様な主体との連携、協働による創業・ベンチャーの促進、 新産業の創出

企業誘致・産業立地戦略の推進

企業立地促進条例による助成事業 916百万円(573百万円)

企業立地促進特定地域(市内9地域)における助成金の交付や市税の軽減等により、企業立地の促進を図り、併せて、市民雇用の増大及び市内企業の事業機会の拡大を通じて、横浜市経済の活性化を図ります。

<企業立地促進条例による助成金交付対象事業数>

平成17年度：5件 平成18年度：9件 平成19年度：16件

企業誘致促進助成事業等 44百万円(79百万円)

IT、バイオ等本市が重点的に振興すべき産業分野の企業が市内に進出する場合に、賃料等の助成を行い、重点産業の集積を図ります。

産業立地推進事業 19百万円(31百万円)

市内の工業集積地における産業立地促進策や、関係局等と連携して工業系土地利用の規制・誘導策等を検討します。

経済の視点に立ったまちづくり推進事業【新規】
京浜臨海部等における産業立地促進策の検討 等

都筑区池辺町企業誘致事業【新規】 8,675百万円(-)

内陸北部工業地域内への産業立地を促進するため、土地開発公社保有地の買換えを行い事業予定者に貸付を実施します。

事業予定者・・・松下電器産業株式会社 公募
(パナソニックオートモーティブシステムズ社の本社研究所の新設)

アジア経済戦略の推進

アジア経済戦略推進事業【新規】 98百万円(-)

アジアの競争力ある経済拠点を目指し、横浜のビジネス環境・生活環境を向上させ、アジア企業誘致やアジア地域との人材交流を推進するとともに、市内企業のアジア地域におけるビジネス展開を支援します。

主な事業内容
・インド系インターナショナルスクール誘致
・アジア企業誘致助成
・アジア諸都市との連携強化 等

インベーション・トゥ・ヨコハマ・キャンペーン事業【再掲】39百万円(-)

創業・ベンチャーの促進

ベンチャービジネス支援事業

22百万円(16百万円)

今後の横浜経済の発展をリードするベンチャー企業の創業及び成長支援に取り組みます。

グローバルベンチャー支援事業

先進的・創造的な事業活動を通じて世界を舞台に活躍できるベンチャー企業の創出・成長支援を行います。

ソーシャルベンチャー支援事業【新規】

環境・福祉・教育分野等における地域や社会の課題解決に取り組む社会起業家（ソーシャル・アントレプレナー）の創出・育成、企業等の成長支援を行います。

大学発ベンチャー創業促進事業【拡充】

32百万円(19百万円)

東工大横浜ベンチャープラザ（整備主体：（独）中小企業基盤整備機構）の入居企業に対し、経営・特許等に詳しい専門家の派遣、賃料の一部補助等により、早期事業化を支援します。また、大学発ベンチャー創業・事業拡大の支援を行います。

リーディング産業の集積促進

ライフサイエンス都市推進事業

297百万円(76百万円)

多様な産学官連携と研究成果が産業化に結びつく流れを創出する先進的プロジェクト推進事業やバイオ関連産業の集積促進に向けた産業交流及び研究開発拠点の整備を推進します。

先進的プロジェクト推進事業〔市民健康ネットワークシステムの構築等5つのプログラムの推進〕

バイオ産業活性化事業〔「バイオジャパン2007」への企業の出展等支援〕

研究開発拠点整備事業【新規】

横浜サイエンスフロンティア（鶴見区末広町地区）において、バイオ関連企業等の立地促進を図るため、木原記念横浜生命科学振興財団による研究開発施設の整備に合わせ、スロープ等の周辺基盤を整備します。

IT産業集積推進事業

12百万円(12百万円)

横浜が持つ高度なものづくり産業の競争力を支える「組込み技術」や、半導体設計開発の促進など、戦略的なIT産業振興を行うことにより、先進的なIT産業都市・横浜を目指します。

〔横浜組込み技術協議会（横浜エンベデッドコンソーシアム）の運営支援 等〕

・組込み技術：情報家電、携帯電話、自動車等の製品に組み込まれ、その機能を制御するコンピュータ技術。

経済活性化方策検討事業【新規】

3百万円(-)

経済のグローバル化の進展など本市を取り巻く社会経済情勢が変化する中で、今後の横浜経済活性化の方向性及び課題解決のための具体的方策を検討・立案し、推進します。

国内外から様々な人々が訪れ、交流する、賑わいの あるまちづくり、横浜観光プロモーションの推進

観光・コンベンションの推進

横浜開港150周年を迎える2009年（平成21年）に、国内外から年間5,000万人の観光客が訪れる国際観光都市を目指し、横浜の観光・コンベンションの更なる振興を図ります。

横浜観光プロモーション強化事業 48百万円(59百万円)

横浜への集客を増やすため、民間事業者と連携し、横浜の持つ個性・魅力を効果的に発信するとともに、国内外からの誘客事業を積極的に進めます。

第2次「横浜観光プロモーションフォーラム」の支援

インビテーション・トゥ・ヨコハマ・キャンペーン事業【新規】 39百万円(-)

2009年（平成21年）の目標達成に向け、国内外からの来訪者、中でも東アジアからの来訪者を増加させるとともに、来訪者が快適に滞在し、再訪したくなる街・横浜の確立を目指します。

東アジア向け観光プロモーションの強化
国内外からの来訪者が「快適に過ごせる街ヨコハマ」の推進

コンベンション開催誘致支援事業 40百万円(50百万円)

集客力や話題性のあるコンベンションの開催誘致及び支援のための各種施策を実施するとともに、港や歴史的資産を活かし、また、企業誘致や新産業の集積などを通じて、国際コンベンション都市の確立を目指します。

横浜型テーマ月間事業【拡充】 25百万円(23百万円)

マリインタワー再生

マリインタワー再生事業 1,010百万円(1,569百万円)

開港100周年の記念事業の一環として建設されたマリインタワーの保存・活用を図り、開港150周年に向け横浜のシンボルとして再生します。

市民生活を支える地域経済の活性化

身近な商業地の活性化

商店街・地域経済活性化支援事業

153百万円(142百万円)

地域経済元気づくり事業【拡充】

コミュニティビジネス事業者、自治会、まちづくりコーディネーター等多様な主体と商店街等の横断的な連携を図る支援拠点を設置・運営し、地域ニーズに応じた事業により、地域経済の活性化を図ります。

事業提案型活性化事業【新規】

地域経済元気づくり事業の促進のために、当該事業の実施区域内の商店街自らが提案する地域特性や地域資源を活かした事業実施を支援します。

安全・安心な商店街づくり事業

商店街の自主防犯活動経費及び街路灯電気料への助成を行います。

商店街共同施設整備助成事業

街路灯やアーチ、防犯カメラなどの共同施設整備への助成を行います。

ライブタウン整備事業【拡充】

18百万円(9百万円)

ライブタウンマスタープランに基づき、公共施設整備と一体的に商店街が実施する商業基盤施設の整備を助成します。 駅前野毛仲通り会(中区日ノ出町地区 等)

コミュニティビジネス支援事業【拡充】

18百万円(16百万円)

優秀なビジネスプランに対し、事業費助成等を行うとともに、事業者や支援機関などで構成する「コミュニティビジネス推進協議会」の取り組むネットワークづくりを支援します。また、起業から運営までの知識・ノウハウについての情報提供や、各種相談の充実を図ります。

企業の地域貢献の推進

横浜型地域貢献企業支援事業【新規】

9百万円(-)

社会や地域への貢献を意識した事業活動を展開する市内企業等の活性化を図るため、障害者雇用、子育て支援、環境配慮など地域貢献の視点を持って取り組む企業等を横浜型地域貢献企業に認定し、支援します。

主な事業内容

- ・地域貢献企業の認定基準の設計
- ・モデル事業を実施し、地域貢献企業を認定
- ・地域貢献企業認定監査員の養成

安全で快適な消費生活支援

消費生活総合センター運営事業

175百万円(178百万円)

平成18年度から受付を開始した土曜・日曜の迅速な相談処理を実施し、あわせて複雑・巧妙化する消費生活相談の早期解決並びに効果的な処理の促進を図ります。また、消費生活に関する啓発・情報提供・講座等の事業を実施します。

消費者団体等協働促進事業

2百万円(5百万円)

消費者被害の未然防止を図るとともに、消費者団体等の自主的活動を促進するため、地域での消費者教育、啓発、相談等の事業を本市と協働で実施する団体を募集します。
(募集事業：消費者教育・啓発講座、消費生活相談事業)

中央卸売市場の活性化

横浜旬鮮市場プロモーション事業

10百万円(10百万円)

中央卸売市場の活性化のため、旬で新鮮な食材による健全な食生活の普及啓発と消費促進を推進し、各地の特産品など市場集荷販売力の強化を通じて、魅力ある市場づくりに取り組めます。

主な事業内容

- ・市場と食育の普及啓発事業
- ・横浜市場大学開催事業【新規】
- ・エコライフ市場発信・知名度向上事業【拡充】
- ・ワンデイパティシエ教室開催事業
- ・全国特産品集荷・PR事業

食肉流通広報PR事業【拡充】

5百万円(1百万円)

横浜市食肉市場で生産した「安全・安心で新鮮・高品質」な食肉のPR事業として、市場発ブランドを活用したアンテナショップや学校と連携した食育の支援などの事業を実施します。

地域人財の育成・活用等による多様な雇用・就業機会の創出

産業界と一体となった雇用施策の展開

雇用・就業支援事業

13百万円(8百万円)

地域連携雇用促進事業

地元経済界や就業支援に関わる多様な担い手との協働を促進するとともに、雇用施策に関わる庁内の連携を強化することにより、効果的・効率的な雇用・就業施策を全市的に推進します。

- ・多様な世代・働き方支援事業
- ・地域連携雇用促進協議会の運営等

産業人財育成事業【新規】

産業構造の高度化が進む中で、市内中小企業の競争力強化のために、高度専門人材育成・活用プログラムを、地元経済界、市内大学等との協働により検討・構築します。

経済の新たな担い手創生・協働

経済の新たな担い手創生事業【拡充】

16百万円(11百万円)

経済の新たな担い手の持つノウハウ、アイデアを活かし、中小企業支援、人材育成などの横浜経済の活性化に係る事業を民との協働により推進します。

民との協働による経済活性化事業の実施

- ・経済活性化課題提示型プログラムの推進
(市から募集テーマの提示 事業計画募集・審査 協働による事業実施 検証・評価)
- ・経済の新たな担い手提案型プログラムの推進
(新たな担い手から事業提案・審査 実現可能性調査 協働による事業実施 検証・評価)

経済の新たな担い手間のネットワーク形成支援

平成19年度経済観光局予算総括表

(単位:千円)

	本年度		前年度		差引
	事業費	一般	事業費	一般	事業費
一般会計合計	100,700,706	16,592,807	76,850,088	14,986,417	23,850,618
8款 経済観光費	96,919,143	12,811,244	73,081,263	11,217,592	23,837,880
1項 経済観光費	96,919,143	12,811,244	73,081,263	11,217,592	23,837,880
1目 経済観光総務費	7,189,722	5,784,369	21,670,554	3,654,543	14,480,832
2目 誘致・国際経済費	1,167,505	1,165,964	776,605	775,434	390,900
3目 産業活性化推進費	9,442,553	642,201	658,285	644,086	8,784,268
4目 経営支援費	2,748,832	2,743,636	3,111,142	3,087,918	362,310
5目 中小企業金融対策費	73,857,630	699,270	43,807,384	764,850	30,050,246
6目 商業・コミュニティビジネス振興費	211,683	211,623	210,183	210,123	1,500
7目 消費経済費	238,969	226,692	404,841	394,396	165,872
8目 雇用創出費	1,049,074	329,138	1,372,393	633,345	323,319
9目 観光交流推進費	1,013,175	1,008,351	1,069,876	1,052,897	56,701
16款 諸支出金	3,781,563	3,781,563	3,768,825	3,768,825	12,738
1項 特別会計繰出金	3,781,563	3,781,563	3,768,825	3,768,825	12,738
4目 中央卸売市場費会計繰出金	1,602,404	1,602,404	1,453,095	1,453,095	149,309
5目 中央と畜場費会計繰出金	2,105,810	2,105,810	2,241,834	2,241,834	136,024
7目 勤労者福祉共済事業費会計繰出金	73,349	73,349	73,896	73,896	547
特別会計合計	8,516,140	3,781,563	8,150,190	3,768,825	365,950
中央卸売市場費会計	4,157,076	1,602,404	3,997,763	1,453,095	159,313
本場費	2,794,021	1,075,517	2,851,006	1,077,711	56,985
南部市場費	1,363,055	526,887	1,146,757	375,384	216,298
中央と畜場費会計	3,564,329	2,105,810	3,488,543	2,241,834	75,786
勤労者福祉共済事業費会計	794,735	73,349	663,884	73,896	130,851

1		経済観光総務費	事業内容
本	年	度	<p>横浜経済活性化の新たな方策の検討や仕組みづくりやマリンタワーの再生等各種事業を実施します。</p> <p>1 経済の新たな担い手創生事業費【拡充】 16,322 冊 (10,610 冊)</p> <p>経済の新たな担い手の持つノウハウ、アイデアを活かし、中小企業支援、人材育成などの横浜経済の活性化に係る事業を民との協働により推進します。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><主な事業内容></p> <p>経済活性化課題提示型プログラムの推進 (募集テーマの提示、事業計画募集・審査、協働による事業実施、検証・評価)</p> <p>経済の新たな担い手提案型プログラムの推進 (経済の新たな担い手から経済活性化に係る事業の提案募集・審査、事業化に必要な実現可能性調査、協働による事業実施、検証・評価)</p> <p>経済の新たな担い手間のネットワーク形成支援</p> </div>
前	年	度	
差	引		
財	源	内	
	国・県	千円 400,000	
	その他	千円 405,353	
	市債	千円 600,000	
	一般財源	千円 5,784,369	
<p>2 横浜経済活性化方策検討事業費【新規】 3,000 冊</p> <p>経済のグローバル化の進展など本市を取り巻く社会経済情勢が変化する中で、今後の横浜経済活性化の方向性及び課題解決のための具体的方策を検討・立案し、推進します。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><主な事業内容></p> <p>横浜経済活性化に重要な産業集積の強化策とイノベーションの仕組みづくりに関する調査の実施 調査の実施にあわせ、意見交換・助言等をいただくための地元企業・経済界の関係者や有識者等からなる横浜経済活性化懇話会（仮称）の設置・運営</p> </div>			
<p>3 横浜ビジネス魅力推進事業費【新規】 2,000 冊</p> <p>横浜の魅力あるビジネス環境を市内外の企業等に効果的にプロモーションする仕組みづくりを行います。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><主な事業内容></p> <p>民との協働によるシティ・プロモーションの仕組みづくり シティ・プロモーションの推進母体となる横浜ビジネスファンの組織化検討 局WEB等による情報発信の充実</p> </div>			

4 (株)横浜国際平和会議場関連事業費 4,345,894 冊 (2,662,259 冊)

マリンロビーの整備に伴い、(株)横浜国際平和会議場が金融機関から借り入れた資金の返済について支援するほか、パシフィコ横浜の用地費を埋立事業会計へ支払います。

5 マリントワー再生事業費 1,010,000 冊 (1,568,850 冊)

開港100周年の記念事業の一環として建設されたマリントワーの保存・活用を図り、開港150周年に向け横浜のシンボルとして再生します。

<主な事業内容>

マリントワー耐震補強、改修工事に関する設計及び工事

6 経済の視点に立ったまちづくり推進事業費【新規】 3,000 冊

工業系集積地域の操業環境保全や産業立地を促進するため、関係局等と連携し、経済の視点に立った土地利用の規制・誘導策等を検討します。

7 その他 1,809,506 冊 (17,428,835 冊)

- | | | |
|---------------------|-----------|------------------|
| (1) (株)横浜国際平和会議場貸付金 | - | 冊 (16,000,000 冊) |
| (2) 人件費 | 1,769,304 | 冊 (1,373,728 冊) |
| (3) 経済情報収集分析事業費 等 | 40,202 | 冊 (55,107 冊) |

2	誘致・国際経済費	
本年度		千円 1,167,505
前年度		千円 776,605
差引		千円 390,900
財源内訳	国・県	千円 -
	使用料及び手数料	千円 -
	その他	千円 1,541
	一般財源	千円 1,165,964

事業内容

市内経済の活性化及び雇用創出を推進するため、国内外からの企業等の誘致・立地を促進するとともに、市内企業の国際ビジネスを支援するため、次の事業を実施します。

1 企業誘致促進事業費【拡充】

960,445 冊 (651,781 冊)

(1) 企業等誘致推進本部事業費

9,320 冊 (16,012 冊)

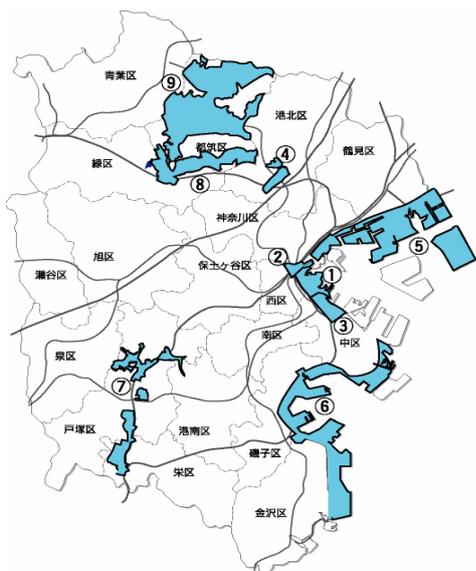
横浜市企業等誘致推進本部の下、国内外の企業誘致活動を展開します。

(2) 企業立地促進条例による助成事業費

916,125 冊 (572,905 冊)

企業立地等促進特定地域において、立地企業に対し助成金を交付します。

(このほか、固定資産税及び都市計画税の特例税率の適用あり)



対象地域
みなとみらい21地域
横浜駅周辺地域
関内周辺地域
新横浜都心地域
京浜臨海部地域
臨海南部工業地域
内陸南部工業地域
内陸北部工業地域
港北ニュータウン地域

< 企業立地促進条例の概要 >

【支援対象】 企業立地等促進特定地域において、投下資本額が10億円以上（中小企業は1億円以上）の事業計画を実施する事業者

【支援内容】 (1) 市税の軽減措置

固定資産税・都市計画税 税率 1 / 2 (5年間)

(2) 助成金の交付

投下資本額が50億円以上（中小企業は5億円以上）の場合は、上記の市税の軽減措置に加えて、投下資本額の10%を助成金として交付（上限：1地域1企業当たり50億円）

【期間】 H16.4.1からH21.3.31までに事業計画書を提出した事業者に適用

【特定地域】 9地域（H17.12.28から対象地域を2地域から9地域に拡大）

* 条例による交付対象事業所数 平成17年度：5件 平成18年度：9件 平成19年度：16件

(3) 企業誘致促進助成事業費 35,000 冊 (62,864 冊)

IT、バイオ等本市が重点的に振興すべき産業分野の企業が市内に進出する場合に、賃料等の助成を行い、重点産業の集積を図ります。

< 企業誘致助成制度の概要 >

助成種別	助成対象	助成金額
(1) 重点産業立地促進助成	IT・バイオ等の企業が市内に進出する場合	取得額の2% (限度額600万円)
(2) 本社機能拡張転特例	市内に本社以外の拠点が既に立地済みの、市外に本社がある重点産業を営む企業が、横浜市内に本社を拡張移転する場合	又は 賃料3か月分 (限度額300万円)
(3) 重点施設立地促進助成	横浜市が定める施設拠点(外資系企業の集積拠点、リーディング・エンチャープラザ、横浜金沢ハイテクセンター・テクノア)へ進出する場合	賃料3か月分 (限度額100万円)

2 国際経済交流事業費 109,060 冊 (116,724 冊)

市内企業と海外企業との取引や対内投資を促進するため、海外事務所等と連携し、情報収集や企業活動の支援を実施します。

(1) 中国・アジア経済交流事業費 12,179 冊 (19,932 冊)

市内企業に対する経済セミナーや中国・アジア企業との商談会等を実施します。

(2) 横浜ワールドビジネスサポートセンター運営事業費 75,350 冊 (72,688 冊)

市内企業と海外企業との国際ビジネスを支援するワンストップセンターとして、「横浜ワールドビジネスサポートセンター」を運営します。

(3) 海外事務所活動事業費 10,103 冊 (14,950 冊)

(4) 誘致・国際経済事業費 11,428 冊 (9,154 冊)

3 アジア経済戦略推進事業費【新規】 98,000 冊

アジアの競争力ある経済拠点をめざし、横浜のビジネス環境・生活環境を向上させ、アジア企業誘致やアジア地域との人材交流を推進するとともに、市内企業のアジア地域におけるビジネス展開を支援します。

(1) 横浜のビジネス環境の向上 92,000 冊

(2) 海外における経済交流活動の充実 1,500 冊

(3) ネットワーク力の強化 4,500 冊

(アジアの拠点都市とのネットワークの構築)

< 主な事業内容 >

インド系インターナショナルスクール誘致

アジア企業誘致助成

アジア諸都市との連携強化 等

4 その他

「アジアにおける横浜」戦略策定事業等 - 冊 (8,100 冊)

3	産業活性化推進費	
本年度		千円 9,442,553
前年度		千円 658,285
差引		千円 8,784,268
財 源 内 訳	国・県	千円 -
	その他	千円 125,352
	市債	千円 8,675,000
	一般財源	千円 642,201

事業内容

ものづくりの再発展支援のため、中小製造業に対する、立地環境、経営、人材育成、産学連携等の面からの重点的な支援に合わせ、バイオ、IT等のリーディング産業の振興・集積、さらには工業集積地等における産業立地調整等を一体的に進め、ものづくりを中心とした市内産業の活性化を図ります。

1 工業集積促進事業費 77,420 冊 (83,600 冊)

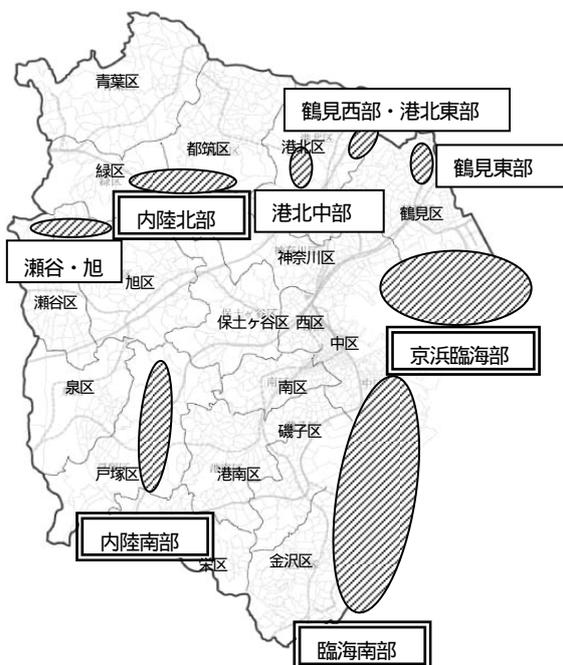
事業者の操業環境改善に向けた取り組みを支援するとともに、工業集積地ごとの特性に応じた環境整備を推進して、工業集積の維持・活性化を図ります。

(1) 工業集積促進助成

67,900 冊 (70,000 冊)

ものづくりを担う市内中小製造業の操業環境改善への取り組みを支援し、工業集積の維持・促進及び高度化を図るため、工業集積地における新規立地や設備投資等に対する助成を行います。

市内工業集積地
(助成対象地域)



区分	助成内容	適用地域
	限度額	
新増設 ()	投資額の2%	工業集積地(左図)及び住宅建築の制限されている地区
	10百万円 (本社15百万円)	
設備投資 ()	投資額の2%	上記及び市内全域の工業系用途地域
	5百万円	
賃貸	賃借料の3ヶ月分	新増設と同じ
	2百万円 (本社3百万円)	

10百万円以上の投資額が対象

○：工業集積地域

□：企業立地促進条例対象区域

〔なお、設備投資への助成については、市内全域の工業系用途地域を対象〕

関連事業

企業立地促進条例による助成事業費 (P.15)

工業系地域 (市内工業集積重点エリア) に対する大規模立地助成

中小企業融資事業費 (P.25)

市内中小製造業者の行う設備投資等に対する金融支援

・ものづくり支援資金

適用地域：市内全域

資金使途：運転・設備資金、限度額：1企業 2億円以内 / 運転は5千万円以内

返済期間：運転7年以内 / 設備10年以内、利率：固定2.1%以内

・ものづくり支援資金 (拠点整備特別支援)

適用地域：市内工業集積地

資金使途：設備資金、限度額：1企業 3億円以内、返済期間：12年以内、利率：固定1.8%以内

(2) 工業集積地活性化 6,000冊 (10,000冊)

臨海南部地域などで、地域の事業者・工業団体が行う市内工業集積地の活性化に向けた具体的な取り組みを支援します。

(3) 操業環境確保推進 3,520冊 (3,600冊)

立地企業自らの手による操業環境確保に向けたルールづくりを支援するため、検討地域の立ち上げや、建築協定等の締結に向けた活動支援を行います。

(支援グループ数) 5団体、(支援内容) コーディネーター派遣、グループ助成等

2 新技術・新製品開発促進事業費 (横浜版SBIR) 90,000冊 (218,174冊)

市内中小企業の新技術・新製品開発や開発成果の事業化を促進します。

(1) 行政課題解決型技術革新事業 (横浜版SBIR) 41,200冊 (144,000冊)

中小企業の優れた技術力を活用して行政課題の解決を図る横浜独自の仕組み「横浜版SBIR」を推進します。

SBIR (Small Business Innovation Research)

行政現場の技術的な課題を研究開発テーマとして中小企業に提示し、その技術開発力を活用して解決を図る制度

(横浜版SBIRの概要)

・行政課題提示型SBIR

行政から開発テーマの提示、事業計画募集、技術革新助成 (助成限度額1,000万円、助成率1/2以内)、開発成果の試用・活用等

・企業提案型SBIR

企業からの新技術・新製品の提案募集、優れた技術・製品の試用・活用・PR等

(2) 中小企業研究開発等助成 44,500冊 (69,874冊)

市内中小企業が独自に取り組む新技術・新製品開発を促進するため、研究開発等に係る経費の一部を助成します。

(助成制度の概要)

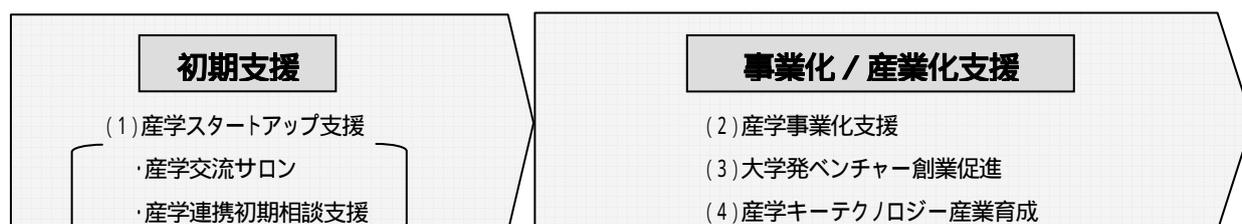
助成対象と助成限度額	助成率	
産学共同研究開発助成	2,000万円	1/2以内
新技術・新製品開発	1,000万円	
在来技術・在来製品改良事業	200万円	

- (3) 実行可能性調査助成 4,300 冊 (4,300 冊)
 市内中小企業が研究開発計画を立案するための事前調査等にかかる経費の一部を助成します。
 限度額 100 万円 助成率 1/2 以内 行政課題解決型技術革新事業で提示される研究開発テーマ、独自の研究
 開発テーマのいずれの計画立案についても活用可能。

3 産学連携推進事業費 50,300 冊 (37,456 冊)

大学と企業の出会いの場の拡充（産学交流推進）共同研究の編成促進、研究成果の事業化支援等を通じて、産学連携による市内中小企業の技術力・研究開発力の向上を図り、新製品・新技術の創出につなげます。

また、大学の優れた研究成果を活用し、付加価値の高い製品開発等を目指す大学発ベンチャーの創業・集積を促進し、先端技術産業の創出を図ります。



- (1) 産学スタートアップ支援 6,000 冊 (6,220 冊)
 産学の出会いの場の創出、技術の専門家であるリエゾンプロデューサーを活用した各種相談対応、共同研究等開始時の経費助成など、市内中小企業による産学連携の取り組みを促進します。
 補助金交付先：(財)横浜企業経営支援財団
- (2) 産学事業化支援 8,000 冊 (7,916 冊)
 特定のテーマ毎に市内中小企業や大学研究者が参画するテーマ別研究会の設置・運営、各種技術展示会への参加を通じた市内中小企業の技術力PRなど、産学による事業化に向けた支援を行います。
- (3) 大学発ベンチャー創業促進【拡充】 31,800 冊 (19,320 冊)
 東工大横浜ベンチャープラザ（整備主体：(独)中小企業基盤整備機構）の入居企業に対し、経営・特許等に詳しい専門家の派遣、賃料の一部補助等により、早期事業化を支援します。
 また、大学発ベンチャー創業・事業拡大の支援を行います。
- (4) 産学キーテクノロジー産業育成 4,500 冊 (4,000 冊)
 ナノテクノロジーなど、革新的な先端技術創出を積極的に進め、次世代の核となるキーテクノロジー産業の育成を図ります。
 また、大学の最新の研究成果を活用した市内中小企業による国費プロジェクト獲得を支援します。

4 ものづくり人材支援事業費 6,701 冊 (8,802 冊)

ものづくりの担い手となる人材の育成及び確保に向けた支援を行います。

- (1) ものづくり人材確保・後継者育成支援 4,811 冊 (7,302 冊)
 市内中小製造業の求人ニーズに合わせた技術者等の結び付けによる人材確保、若者の製造業に対する理解を深めることによるものづくり人材の育成及び市内中小製造業者の後継者確保に向けた支援を行います。

(2) 技術者育成支援 1,890 冊 (1,500 冊)

市内中小製造業が必要とする多様な技術ニーズに対応できる人材の育成を図るため、民間技術研修機関等で実施している技術講習受講者に対する補助を行います。

また、本市重点産業であるIT・バイオ産業などの新産業創出を支えるめっき技術について、技術基盤の強化を図るため、技術講習及び技能検定試験を実施します。

(技術講習受講者に対する補助の概要)

・指定研修機関：5カ所 ・補助率、限度額：受講料の1/2補助、6万円以内、1社12万円以内

*補助金交付先：(社)横浜市工業会連合会

5 技術力向上支援事業費

66,054 冊 (80,120 冊)

(1) 技術相談 7,866 冊 (8,740 冊)

技術士等外部の専門家(技術アドバイザー)を市内中小製造業の生産現場に派遣して課題解決のためのアドバイスを行います。

技術アドバイザー委嘱者数 31名

技術相談部門：機械加工・設計、電気・電子、金属材料、環境、生産管理 など

5回目まで無料派遣、6回目から有料派遣 / 1回につき6,000円(派遣費用18,000円の1/3)

(2) 試験分析 44,003 冊 (54,138 冊)

表面処理技術を中心に、材料や製品・部品の試験分析および表面技術相談を行い、ものづくりにおける品質管理や技術開発を支援します。

(3) 産業デザイン支援 12,185 冊 (12,442 冊)

デザイン相談指導、デザイン提案を通して、新製品開発や企業活動をデザインの面から支援します。

(4) 技術連携等 2,000 冊 (4,800 冊)

先端材料の展示室「工業材料ポータル」の運営や、技術連携プロジェクトの実施などにより、企業間の技術連携を促進します。

6 取引活性化支援事業費

10,465 冊 (12,450 冊)

受発注取引の促進、製品発表等の場の提供等により、市内中小製造業のビジネスチャンスを広げ、販路開拓を支援します。

(1) ものづくりネットワーク形成促進 4,265 冊 (4,500 冊)

企業の受発注情報の整備を行うとともに、その活用・充実を図り、ビジネスチャンス(取引機会)につなげます。また、市内中小製造業と大手・中堅企業との企業間ネットワークや他都市等との連携を図ります。

(2) 工業技術見本市開催 6,200 冊 (7,950 冊)

神奈川県内最大の工業技術・製品に関する総合見本市である、テクニカルショウヨコハマ2008(第29回工業技術見本市)を開催します。

*開催日 平成20年2月中旬(3日間)

7 産業立地推進事業費

8,691,888 冊 (31,090 冊)

- (1) 産業立地推進事業 15,479 冊 (29,480 冊)
京浜臨海部等の工業集積地における産業立地促進策を検討するほか、大店立地法に基づく指導調整業務等を実施します。
- (2) 京浜臨海部関係団体連携強化事業 1,000 冊 (1,610 冊)
京浜臨海部関係団体（地元企業、商工会議所等）との連携強化を図り、産業構造の高度化や地域の活性化を推進します。
- (3) 都筑区池辺町企業誘致事業【新規】 8,675,409 冊
内陸北部工業地域内の土地開発公社所有地について、公募により選定した事業予定者に貸付を行うため、土地の買換えを実施します。

対象土地・・・土地開発公社所有地（都筑区池辺町字敷前 4261-1 面積 11,076.61 m²）
事業予定者・・・松下電器産業株式会社
（パナソニックオートモーティブシステムズ社の本社研究所の新設）

8 ライフサイエンス都市推進事業費

296,530 冊 (76,416 冊)

- (1) 先進的プロジェクト推進事業 22,442 冊 (27,000 冊)
バイオ関連の研究成果が産業化に結びつく流れを創出するため、市民の病気予防や健康に関する先進的なプロジェクトを推進します。

- | | |
|---------------------|--------------|
| 1 市民健康ネットワークシステムの構築 | 4 先端計測機器等の開発 |
| 2 機能性食品の開発 | 5 植物遺伝資源の活用 |
| 3 免疫・アレルギー等の研究成果の活用 | |

- (2) バイオ産業活性化事業【拡充】 9,540 冊 (7,445 冊)
国内最大のバイオ産業展示会「バイオジャパン 2007」（9月、パシフィコ横浜）への企業の出展及びその運営を支援することにより、市内企業の技術連携や海外販路開拓を促進します。
- (3) 研究開発拠点整備事業【新規】 210,000 冊
国際的な生命科学研究機関である理化学研究所を核とした研究開発拠点を旨す、横浜サイエンスフロンティア（鶴見区末広町地区）において、バイオ関連企業等の立地促進を図るため、木原記念横浜生命科学振興財団による研究開発施設の整備に合わせ、スロープ等の周辺基盤を整備します。

< 研究開発施設の概要 >

事業主体・・・木原記念横浜生命科学振興財団
延床面積・・・6,000 m² (3,000 m² × 2層)
整備場所・・・横浜サイエンスフロンティア地区内水再生センター上部

< 周辺基盤整備 >

スロープ等整備・・・横浜市

- (4) 木原記念横浜生命科学振興財団補助事業 54,548 冊 (41,971 冊)
バイオ関連の産学官ネットワークの強化・充実と産業化支援を行う標記財団に対して、人件費補助を行います。

9 I T産業集積推進事業費**12,000 冊 (12,000 冊)**

- (1) 先端的 I T 産業研究開発促進事業費 4,700 冊 (5,000 冊)
横浜が持つ高度なものづくり産業の競争力を支え、高付加価値製品の創出につながる「組込み技術」産業を振興するため、企業・大学・関係機関等による、横浜組込み技術協議会（横浜エンベデッドコンソーシアム）の運営を支援し、共同製品開発、技術人材育成などの取組みを促進します。
また、パシフィコ横浜で開催される国内最大の組込み技術展示会「エンベデッドテクノロジー 2007」への横浜パビリオン出展等を行います。
*組込み技術：情報家電、携帯電話、自動車等の製品に組み込まれ、その機能を制御するコンピュータ技術
- (2) 半導体ベンチャー設計支援事業費 1,800 冊 (2,000 冊)
（社）日本半導体ベンチャー協会（J A S V A）が横浜駅近辺に設置した半導体設計ツールの共同利用センターの運営を支援し、市内の中小・ベンチャー企業の半導体設計開発を促進します。
- (3) 横浜発 I T 産業人材育成促進事業費 2,000 冊 (2,000 冊)
大学・専門学校・企業等による個性ある I T 産業人材育成の取組みを支援します。
- (4) I T 産業振興費 3,500 冊 (3,000 冊)

10 その他**141,195 冊(98,177 冊)**

- (1) 鳥浜工業団地機能支援事業費 70,000 冊 (- 冊)
鳥浜工業団地内の港湾局所管用地の埋立事業会計健全化の取組みに伴う所管替え
- (2) 工業団体活動支援事業費 18,435 冊 (25,601 冊)
- (3) 工業技術支援センター管理運営費等 52,760 冊 (72,576 冊)

4		経営支援費	事業内容
本年度		千円 2,748,832	創業から上場までの一貫かつ総合的な支援を展開し、中小企業等の成長・発展を促進するため、次の事業を実施します。
前年度		千円 3,111,142	
差引		千円 362,310	
財 源 内 訳	国・県	千円 -	1 横浜型知的財産戦略推進事業費【拡充】 27,000 冊 (17,000 冊) 「横浜型知的財産戦略推進計画(平成17年度策定)」に基づき、民との協働により設立した「(株)知財マネジメント支援機構」を中核に、中小企業等の知的財産の活用支援、知財を活かした経営に取り組む市内企業(横浜価値組企業)の認定・支援を行います。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><主な事業内容></p> <p>横浜価値組企業の評価・認定事業の実施 支援事業実施 普及啓発事業(セミナーの開催等)の実施</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><関連事業></p> <p>中小企業融資事業費 横浜価値組企業認定企業に対する金融支援の強化 「成長支援資金に要件追加」</p> <p style="text-align: right;">産業活性化資金融資事業費 知財を活用した事業化に対する資金支援</p> </div>
	使用料及び手数料	千円 -	
	その他	千円 5,196	
	一般財源	千円 2,743,636	
2 横浜型地域貢献企業支援事業費【新規】 8,500 冊 社会や地域への貢献を意識した事業活動を展開する市内企業等の活性化を図るため、障害者雇用、子育て支援、環境配慮など地域貢献の視点を持って取り組む企業等を横浜型地域貢献企業に認定し、支援します。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><主な事業内容></p> <p>地域貢献企業の認定基準の設計 モデル事業を実施し、地域貢献企業を認定 地域貢献企業認定監査員の養成</p> <p><関連事業></p> <p>中小企業融資事業費 横浜型地域貢献企業認定企業に対する金融支援の強化 「地域貢献企業支援資金」を創設</p> </div>			
3 上場企業150社プロジェクト推進事業費【拡充】 10,800 冊 (7,000 冊) 開港150周年を迎える平成21年までに市内上場企業数を150社以上とすることを目指し、地域が一体となって市内企業の株式公開を支援します。また、あわせて上場企業や上場を目指す企業の誘致を促進します。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><主な事業内容></p> <p>新規上場企業の発掘・支援 (民間専門機関による相談対応やセミナーの開催等) 上場準備企業への継続支援 (経営コンサルタントによる助言・指導等)</p> </div>			

4 ベンチャービジネス支援事業費

21,900 冊 (15,638 冊)

今後の横浜経済の発展をリードするベンチャー企業の創業及び成長支援に取り組みます。

(1) グローバルベンチャー支援事業

13,900 冊 (15,638 冊)

先進的・創造的な事業活動を通じて世界を舞台に活躍できるベンチャー企業の創出・成長支援を行います。

(2) ソーシャルベンチャー支援事業【新規】

8,000 冊

環境・福祉・教育分野等における地域や社会の課題解決に取り組む社会起業家（ソーシャル・アントレプレナー）の創出・育成、企業等の成長支援を行います。

5 中小企業総合支援事業費

110,496 冊 (135,750 冊)

創業から市内中小企業の経営革新、新事業展開までを支援機関等と連携しながら総合的に支援します。

<主な事業内容>

- 起業、経営に関する情報提供及び人材育成
- 税理士、弁護士等の専門家による相談及び派遣
- 横浜商工会議所中小企業相談所の事業に対する補助

6 横浜企業経営支援財団補助事業費

2,570,136 冊 (2,899,894 冊)

市内中小・中堅企業の活性化をはかる事業を実施している（財）横浜企業経営支援財団の運営費等に対する補助を行います。また、平成 18 年度に取りまとめた改革の方向性にそって、自立的な経営に向けた取り組みを支援します。

* 補助金交付先：（財）横浜企業経営支援財団

(1) 運営費補助

263,500 冊 (520,733 冊)

人件費及び鶴見会館運営費の一部に対して補助を行います。

(2) 施設建設費補助

2,305,353 冊 (2,377,878 冊)

横浜情報文化センター及び横浜メディア・ビジネスセンターを建設するにあたり、標記財団が市中銀行から借り入れた元利償還金に対して補助を行います。

(3) 事務費（直接執行分）

1,283 冊 (1,283 冊)

<主な事業内容>

<横浜情報文化センター>

- ・所在地 中区日本大通り 1 1
- ・竣工 平成12年3月
- ・主な入居施設 日本新聞博物館、放送ライブラリー、情報産業関連オフィス

<横浜メディア・ビジネスセンター>

- ・所在地 中区太田町 2 - 2 3
- ・竣工 平成16年2月
- ・主な入居施設 (財)横浜企業経営支援財団、(株)神奈川新聞、(株)テレビ神奈川、学校法人関東学院、IT関連企業

7 その他

起業家立地促進助成 等

- 冊 (35,860 冊)

5 中小企業金融対策費		事業内容	
本年度	千円 73,857,630	<p>中小企業等の資金需要に的確に対応し、事業資金の調達が円滑にできるよう、中小企業融資制度、横浜型債券市場、産業活性化資金の各種融資を実施します。</p> <p>また、企業の経営安定を支援するための各種事業を実施します。</p>	
前年度	千円 43,807,384		
差引	千円 30,050,246		
財源内訳	国・県	千円 -	<p>1 中小企業融資事業費【拡充】 43,592,873 冊(35,811,230 冊)</p> <p>(1) 中小企業融資制度事業費 <融資枠：1,000 億円（前年度同額）> 42,954,000 冊（35,115,000 冊） 市内中小企業の成長・発展や経営の安定を図るため、企業規模、事業資金需要に応じたきめ細かいメニューで融資を実施します。</p> <p>「小規模企業資金」や「経営安定資金」の融資枠を拡大し、小規模事業者や経営の下支えの支援資金を充実するほか、「創業ベンチャー促進資金」の融資限度額拡大等により、大量退職を迎える「団塊世代」の起業を支援します。</p> <p>(2) 中小企業支援信用保証料助成等事業費 367,146 冊（439,357 冊） 小規模な企業や経営の下支えを必要とする企業等に対し、保証料の助成を行い、借入時の負担軽減を図ります。 補助金交付先：横浜市信用保証協会(企業への助成額を、保証協会へ支出)</p> <p>(3) 信用保証促進事業費 271,727 冊（256,873 冊） 積極的な信用保証の促進を図るため、信用保証協会に対し、本市融資制度分の代位弁済について、その一部を補てんするとともに、基本財産への出えんを行います。 補助金交付先：横浜市信用保証協会</p> <p>2 横浜型債券市場推進事業費 <市場規模：200 億円> 114,099 冊（114,099 冊） 社債やローン担保証券（CLO）の発行支援など、中小企業が証券化手法を活用して資金調達する仕組みについて、一層の充実を図ります。資金調達の多様化を推進し、元気な中小企業の成長・発展を後押しします。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><主な支援内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・少額私募債発行支援 ・社債担保証券（CBO）発行支援 ・少人数私募債発行支援【新規】 ・ローン担保証券（CLO）発行支援 <p>* 少人数私募債：少人数の取引先や知人など身近な人を対象として発行する社債</p> </div> <p>補助金交付先：横浜市信用保証協会（少額私募債保証料の企業への助成額を保証協会へ支出）</p>
	使用料及び手数料	千円 -	
	その他	千円 73,158,360	
	一般財源	千円 699,270	

3 産業活性化資金融資事業費【拡充】 <融資枠：235億円（前年度55億円）>

30,129,000冊（7,858,000冊）

中小・中堅企業の高度化を促進する施設整備支援を中心とした現行の「産業開発資金融資制度」を改正し、知財を活用した事業化支援、企業誘致推進に伴う整備や特定協約団体への経営改善支援など対象事業の追加、(財)横浜企業経営支援財団による直接貸付の導入など、拡充を図ります。

実施主体：(財)横浜企業経営支援財団

	現 行	拡充部分
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街のカラー舗装、アーケード等の整備 ・工業団地等の共同施設整備 ・新しい成長産業創出事業 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産活用等事業 ・企業誘致促進インフラ整備 ・特定協約団体への経営改善支援 等
融資対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・組合 ・会社（中小・中堅企業） ・公益法人（民法34条他）等 	<ul style="list-style-type: none"> ・LLP（有限責任事業組合） ・LLC（合同会社） ・NPO法人等
融資方法	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱金融機関による貸付 	<ul style="list-style-type: none"> ・(財)横浜企業経営支援財団による直接貸付
融資期間	<ul style="list-style-type: none"> ・20年以内（据置期間を含む。） 	-
利 率	<ul style="list-style-type: none"> ・原則1.5%又は無利子 	-

(株)横浜国際平和会議場貸付金は、本制度（公社による直接貸付）で対応

4 中小企業経営安定事業費

21,658冊（24,055冊）

経営悪化に苦しむ中小企業者を支援するため、経営相談、経営安定診断等を実施します。

一度事業に失敗した経営者の再挑戦を支援する「再挑戦支援事業」を引き続き推進するとともに、既存の診断に加え、金融機関、市信用保証協会、本市が連携し、経営が深刻な状況に陥ることを未然に防止する予防経営診断「地域連携企業経営健全化支援事業」を実施します。

<主な事業内容>

経営診断事業

経営相談、経営安定診断・指導 等

再挑戦支援事業

窓口相談・アドバイザー派遣・セミナー開催 等

地域連携企業経営健全化支援事業（転ばぬ先の杖診断事業）【拡充】

金融機関・市信用保証協会・市が連携した予防経営診断を実施

金融相談、セーフティネット保証制度等の認定

中小企業融資制度一覽

融資枠 中小企業融資事業：1,000億円 <前年度 中小企業融資事業：1,000億円>

名 称	融資枠	使 途	限 度 額	返済期間	利 率
小規模企業資金	千円 18,000,000	運転・設備資金	1企業 20,000千円以内	7年以内	() 固定 2.0~2.4% 変動 短プラ+0.7%
小口特別 (無担保無保証人)			1企業 12,500千円以内		
振興資金	37,000,000	運転・設備資金	1企業 200,000千円以内 組 合 400,000千円以内	運転 7年以内 設備 10年以内	() 固定 1.7~2.8% 変動 短プラ+0.9%
地域貢献企業 支援資金	1,000,000	運転・設備資金	1企業 80,000千円以内	7年以内	固定 1.9%又は2.1%
成長支援資金	2,000,000	運転・設備資金	1企業 100,000千円 ~200,000千円以内 組 合 400,000千円以内 運転(一部)は50,000千円以内	10年以内	固定 2.1%
ものづくり支援資金	1,500,000				
ものづくり 支援資金	1,000,000	運転・設備資金	1企業 200,000千円以内 運転は 50,000千円以内	運転 7年以内 設備 10年以内	固定 2.1%
拠点整備特別支援	500,000	設 備 資 金	1企業 300,000千円以内	12年以内	固定 1.8%
創業ベンチャー 促進資金	2,700,000	運転・設備資金	1企業 10,000千円以内 *団塊の世代等は 20,000千円以内 ビジネスプラは 200,000千円以内	運転 5年以内 設備 7年以内 (ビジネスプラは 運転 7年以内 設備 10年以内)	() 固定 2.0~2.4% 変動 短プラ+0.7% (ビジネスプラは 固定のみ 2.0%)
産業立地促進資金	300,000	運転・設備資金	1企業 300,000千円以内	12年以内	固定 1.8%
環境保全資金	500,000	設 備 資 金	1企業 80,000千円以内	10年以内	固定 1.9%
経営安定資金	19,000,000				
経営安定資金	8,000,000	運転・設備資金	1企業 80,000千円以内	運転 7年以内 設備 10年以内	固定 1.9%
地域産業 雇用支援特別	4,000,000		組 合 100,000千円以内		固定 1.4%
セーフティネット特別	7,000,000	運転・設備資金	1企業 80,000千円以内 組 合 100,000千円以内	運転 7年以内 設備 10年以内	固定 1.9%
地域連携 迅速対応資金	10,000,000	運 転 資 金	1企業 80,000千円以内	7年以内	金 融 機 関 所 定
地域連携経営改善 支援資金	500,000	運転・設備資金	1企業 20,000千円以内	10年以内	金 融 機 関 所 定
地域連携 少額対応資金	2,000,000	運転・設備資金	1企業 20,000千円以内	5年以内	固定 2.2%
貿易振興金融	5,500,000	運 転 資 金	1企業 70,000千円以内	2か月~1年以内	固定 1.7%
計	100,000,000	注1：()は、固定金利と変動金利を選択することができ、固定金利は 融資期間に応じて設定しています。 (短プラ=短期プライムレート) 注2：利率は上限利率を表記しています。			

6	商業・コミュニティ ビジネス振興費		事業内容
本年度		千円 211,683	地域経済の持続的発展と商店街の活性化を図るため、商業環境の整備や魅力ある商品・サービスづくり、地域コミュニティの核としての商店街づくりなど、消費者や地域のニーズを捉えた商業・サービス業、コミュニティビジネスの各種振興施策を実施します。
前年度		千円 210,183	
差引		千円 1,500	
財源内訳	国・県	千円 -	
	使用料及び手数料	千円 -	
	その他	千円 60	
	一般財源	千円 211,623	

(社)横浜市商店街総連合会 加盟規模別商店街数 (平成18年6月1日現在)

	30店舗以下	31～50店舗	51～100店舗	101店舗以上	合計
商店街数	178 (51%)	83 (24%)	68 (20%)	17 (5%)	346 (100%)

- (1) 地域経済元気づくり事業費【拡充】 18,500 冊 (9,000 冊)
コミュニティビジネス事業者、自治会、まちづくりコーディネーター等多様な主体と商店街等の横断的な連携を図る支援拠点を開設し、地域ニーズの把握や地域資源の発掘を行うとともに、商店街への事業提案や支援を行います。実施にあたっては、公募により実施地域や事業内容の提案を受けます。
* 支援拠点 4 か所(新規2 か所、継続2 か所)
- (2) 事業提案型活性化事業費【新規】 20,000 冊
地域経済元気づくり事業の促進のために、当該事業の実施区域内の商店街が行う、地域特性や地域資源を活かした事業実施を支援します。
* 実施予定件数 2 商店街
- (3) 安全・安心な商店街づくり事業費 25,000 冊 (36,000 冊)
自主防犯活動に積極的に取り組む商店街を対象に、自主防犯活動経費及び街路灯電気料への助成を行います。
* 実施予定件数 100 商店街

< 補助条件 >

補助対象	補助率	補助限度額	補助対象経費
自主防犯活動を実施する商店街	1 / 2	50万円	自主防犯活動経費 街路灯電気料 (防犯部分)

(4) 市井の名店継承事業費 5,000 冊 (5,000 冊)
地域の生活に欠かせない個店事業者とその継承希望者の情報収集や提供、マッチングの実施などにより、商店街の店舗継承を支援します。

(5) 商店街活性化プラン支援事業費 10,000 冊 (11,500 冊)
商店街の活動方針や事業計画策定のほか、それを実現するための種々のソフト事業に対して支援を行います。

ア プラン実践支援事業

情報誌の発行など、活性化に向けて商店街が行うソフト事業を支援

*実施予定件数 23 商店街

イ 商学連携支援事業

商店街と大学等が協働で推進する活性化に向けた取組を支援

*実施予定件数 6 商店街

(6) 商店街と個店の経営支援事業費 8,000 冊 (6,800 冊)
商店街の活動方針や事業計画策定のほか、それを実現するための種々のソフト事業や「こだわりの逸品」づくりを進め、商店街の魅力向上等を図ります。また個別店舗の改善支援を行います。

*実施予定件数 8 商店街

ア 商店街の経営支援事業

・商店街診断・ビジョン策定支援事業

来街者等の調査を実施するとともに、ビジョンや活動方針等の作成を支援

・「こだわりの逸品」街づくり事業

各個店の商品の差別化や販売力の強化に向けた商店街の取組を支援

イ 個店の経営支援事業

・適在あきんど開業支援

「市井の名店」の継承者や商店街での開業希望者の事業計画作成支援

・既存店の個別支援

既存店舗への経営診断等の実施

(7) 商店街共同施設整備助成事業費 35,000 冊 (33,400 冊)
来街者の増加や防犯などを図る商店街共同施設の整備を支援します。

*実施予定件数 20 商店街

*主な対象施設 街路灯、防犯カメラ、駐車場

(8) 商店街活性化イベント助成事業費 16,000 冊 (20,000 冊)
地域の「にぎわい」や「交流」を生む商店街のイベント開催を支援します。なお、会員数 30 店舗以下の商店街に限り、中元、年末セール等の活動経費も補助対象とします。

*実施予定件数 70 商店街

- (9) 商店街空き店舗活用事業費 15,000 冊 (20,000 冊)
 空き店舗を活用して店舗等を開設する商店街や個人事業者等を対象に、店舗、施設の改装費、家賃等を助成します。店舗等の開設にあわせて実施する商店街の魅力向上を図るためのソフト事業に対しても助成を行います。

* 実施予定件数 9 商店街

2 ライブタウン整備事業費【拡充】 18,000 冊 (9,000 冊)

ライブタウンマスタープランに基づき、公共施設整備と一体的に商店街が実施する商業基盤施設整備に向けた取組を助成します。

* 事業内容 街路整備 (駅前野毛仲通り会)

3 コミュニティビジネス支援事業費【拡充】 17,900 冊 (15,600 冊)

コミュニティビジネスの事業化を促進するため、事業者に対する事業費助成や、ネットワークづくり、専門知識の提供等を支援します。

- ・ チャレンジコミュニティビジネス支援事業
 優秀なビジネスプランに対して、事業経費の一部助成と専門家からのアドバイスを行います。
- ・ コミュニティビジネス推進協議会事業
 コミュニティビジネス事業者や支援機関などのネットワークづくりを推進します。
- ・ コミュニティビジネス事業化支援事業
 起業相談、コミュニティビジネス起業セミナー、情報発信事業など、事業者に対し、起業から運営までの知識、ノウハウについての情報提供や相談の充実を図ります。

4 商業団体支援事業費 15,030 冊 (20,230 冊)

商店街の振興を図る(社)横浜市商店街総連合会、及び、ファッション関連企業の振興を図る(社)横浜ファッション協会に対する補助等を行います。

団体名	主な事業	予算額
(社)横浜市商店街総連合会	研修事業、福利厚生 商店街活性化事業 等	8,000千円 (8,960千円)
(社)横浜ファッション協会	横浜スカーフのPR事業 ファッション関連事業等	7,030千円 (11,270千円)

5 その他 8,253 冊 (23,653 冊)

- (1) 商業・コミュニティビジネス事務費等 8,253 冊 (21,693 冊)
 (2) 新流通よこはま補助金 - 冊 (1,960 冊)

7	消費経済費		事業内容
本年度		千円 238,969	市民の豊かな消費生活の実現を図るため、次の事業を実施します。 1 消費生活総合センター運営事業費 174,924 冊 (177,504 冊) 消費生活相談や消費生活に関する啓発・情報提供・研修等の事業を実施します。
前年度		千円 404,841	
差引		千円 165,872	
財源内訳	国・県	千円 1,826	
	使用料及び手数料	千円 5,675	
	その他	千円 4,776	
	一般財源	千円 226,692	

<施設の概要>

所在地 港南区上大岡西一丁目6番1号
(ゆめおおおかオフィスタワー4・5階)
指定管理者 (財)横浜市消費者協会
指定期間 平成18年4月~平成23年3月31日

(消費生活相談件数実績)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
件数	22,943	39,569	23,509	23,121
(対前年比)	-	172%	40.6%	1.7%

2 (財)横浜市消費者協会補助事業費

15,781 冊 (16,341 冊)

消費生活に係る啓発及び消費者の主体的活動の支援並びに計量器定期検査業務等の事業を本市とともにやっている(財)横浜市消費者協会に対し、運営経費を補助します。

*補助金交付先:(財)横浜市消費者協会

3 消費生活条例に関する運営事業費

7,244 冊 (10,005 冊)

「消費生活条例」に基づく各事業を実施します。

- (1) 消費生活審議会運営事業費 2,362 冊 (3,031 冊)
 - ア 消費生活審議会の運営
 - イ 消費者被害救済部会によるあっせん・調停
- (2) 消費生活推進員活動費 2,154 冊 (3,365 冊)

地域社会における消費生活のリーダーとなる「消費生活推進員」の活動を支援します。

*19・20年度推進員:約3,000人
- (3) 消費者教育推進事業費 990 冊 (1,125 冊)

自立した消費者を育成するため、学校における消費者教育を推進します。
- (4) その他 1,738 冊 (2,484 冊)
 - ア 事業者指導・調査、交流会事業 1,035 冊 (1,479 冊)

4 計量検査推進費

32,684 冊 (31,974 冊)

計量法に基づいて計量器（商店等のはかり）の定期検査業務や商品の量目（目方）及び各種メーターなどの立ち入り検査等を実施します。

(1) 計量検査業務費 30,888 冊 (29,992 冊)

特定計量器（商店等のはかり）の定期検査を実施します。

* 委託先：指定定期検査機関（財）横浜市消費者協会

（定期検査実績）

	平成 17 年度	平成 18 年度
検査件数	7,768	9,277
不合格件数（率）	60(0.8%)	117(1.3%)

(2) 適正計量推進費 1,796 冊 (1,982 冊)

市民生活に関連の深い生鮮品等の量目（目方）各種メーターなどの立ち入り検査や事業者指導を実施します。

（立入検査実績）

区分	平成 17 年度		平成 18 年度	
	商品量目	計量器	商品量目	計量器
検査件数	5,808	360	6,580	488
不適正件数（率）	407(7.0%)	25(6.9%)	237(3.6%)	15(3.1%)

5 消費者団体等協働促進事業費

1,810 冊 (4,500 冊)

市内の消費者団体等を対象に、地域でのきめ細かい消費者の教育・啓発講座事業及び消費生活相談事業を本市と協働で実施する団体を募集し、審査委員会で審査・選考した団体に対し、活動支援をします。

* 消費者団体等補助金（消費者教育・啓発講座、消費生活相談事業）

6 消費者の声・アイデア展開催事業費

3,000 冊 (3,000 冊)

消費者の意見が事業者の事業活動に反映されるために、広く市民から商品やサービスに対する苦情・改善点等様々な声や開発のアイデアを募り、事業者等対象に展示会を開催することで、横浜発の商品開発やサービスの向上を促進します。

7 消費生活推進員委嘱式開催事業費

1,700 冊

平成 19・20 年度消費生活推進員の委嘱を行い、その活動支援をすることとし、推進員としての自覚と委嘱後の活動意欲を喚起するために各区で委嘱式を開催します。

8 消費者問題国民会議開催事業費【新規】

1,826 冊

5月の、「消費者月間」において内閣府と横浜市が主催で「消費者問題国民会議」を開催します。

9 その他

8 雇用創出費		事業内容	
本年度	千円 1,049,074	<p>雇用・就業に関する各種事業や市内で働く人たちの福祉向上と、職業訓練及び技能職振興等を実施します。</p> <p>1 雇用・就業支援事業費 13,111 冊 (8,267 冊)</p> <p>地元経済界等と一体となった雇用・就業施策を推進するとともに、市内産業の競争力を支える高度専門人材の育成に取り組みます。</p> <p>(1) 地域連携雇用促進事業費【拡充】 10,111 冊 (8,267 冊)</p> <p>若年者、女性、団塊の世代の就業支援や地域連携雇用促進協議会の運営を行います。</p> <p>(2) 産業人財育成事業費【新規】 3,000 冊</p> <p>産業構造の高度化が進む中で、市内中小企業の競争力強化のために、高度専門人材育成・活用プログラムを、地元経済界や市内大学等との協働により検討・構築します。</p>	
前年度	千円 1,372,393		
差引	千円 323,319		
財源内訳	千円		
国・県	千円 29,925	<p>2 職能開発事業費 112,440 冊 (125,126 冊)</p> <p>母子家庭の母等、就職困難者等を対象とした職業訓練や、勤労者や市民を対象とした各種能力開発訓練を実施するほか、職能開発総合センターの運営を行います。</p> <p>(1) 職業訓練校の運営 50,021 冊 (53,133 冊)</p> <p>(2) 能力開発訓練 27,571 冊 (36,119 冊)</p> <p>(3) 職能総合開発センターの運営 34,848 冊 (35,874 冊)</p>	
使用料及び手数料	千円 2,419		
その他	千円 687,592		
一般財源	千円 329,138		
		<p><施設概要></p> <p>所在地 中区山下町253</p> <p>開設年月日 昭和57年4月1日</p> <p>敷地面積 1,152.46 m²</p> <p>延床面積 3,886.257 m²</p> <p>施設規模 鉄筋・鉄骨コンクリート造 地上7階建</p>	

3 技能職振興費

36,763 冊 (83,881 冊)

横浜マイスターの選定をはじめ、技能職者の表彰及び設備資金等貸付など、技能職者の後継者の育成や社会的評価の向上を図ります。

- (1) 横浜マイスター事業 7,320 冊 (6,766 冊)
横浜マイスターの選定及び活動 P R 等を実施し、後継者の育成等を図ります。
- (2) 技能職設備等貸付事業 20,824 冊 (60,825 冊)
技能職者を対象に無利子・無担保等融資により経営支援を行います。
- (3) 技能職表彰事業等 8,619 冊 (16,290 冊)

4 勤労行政推進費

416,150 冊 (415,933 冊)

市内の勤労者が、健康で安心して働くための様々な活動に対し、支援を行います。

- (1) 勤労行政の推進 16,150 冊 (15,933 冊)
- (2) 勤労者の生活資金の貸付 (預託金) 400,000 冊 (400,000 冊)

5 (財)横浜市シルバー人材センター運営助成費

320,660 冊 (345,855 冊)

高齢者に就業機会を提供することにより、社会参加の機会を拡大し、活力ある地域社会づくりに寄与するため、財団法人横浜市シルバー人材センターに対し、助成等を行います。

< (財)横浜市シルバー人材センター概要 >

設立年月日 昭和 55 年 10 月 1 日
所在地 港南区上大岡西 1 - 6 - 1
会員数 15,822 人 (平成 19 年 4 月 1 日現在)

6 技能文化会館運営費等

149,950 冊 (164,783 冊)

横浜市技能文化会館の運営を行います。また、老朽化した勤労福祉施設の改修を行います。

- (1) 指定管理者による管理運営 129,918 冊 (136,318 冊)
- (2) 施設改修等 20,032 冊 (28,465 冊)

< 施設概要 >

所在地 中区万代町 2 - 4 - 7
開設年月日 昭和 61 年 4 月
敷地面積 1,454.59 m²
延床面積 6,057.27 m²
施設規模 鉄筋・鉄骨コンクリート造 地下 1 階地上 8 階建
指定管理者 (株)ファンゲルホームライフ
指定期間 平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日

7 その他

- (1) 雇用創出促進プラン策定 - 冊 (3,000 冊)
- (2) シルバー社会活動センター整備費 - 冊 (225,548 冊)

9		観光交流推進費	事業内容
本年度		千円 1,013,175	<p>横浜開港150周年を迎える2009年(平成21年)に、国内外から年間5,000万人の観光客が訪れる国際観光都市を目指し、横浜の観光・コンベンションのさらなる振興を図るため、次の事業を実施します。</p> <p>1 横浜観光プロモーション強化事業費 48,000千円(59,200千円)</p> <p>横浜への集客を増やすため、民間事業者と連携し、横浜の持つ個性・魅力を効果的に発信するとともに、国内外からの誘客を積極的に進めます。</p> <p>*補助金交付先:(財)横浜観光コンベンション・ビューロー</p>
前年度		千円 1,069,876	
差引		千円 56,701	
財源内訳	国・県	千円 -	
	使用料及び手数料	千円 -	
	その他	千円 4,824	
	一般財源	千円 1,008,351	

- ・第2次「横浜観光プロモーションフォーラム」への支援
(民間事業者による横浜への集客力を高める取組への支援 等)
- ・海外向け横浜プロモーションの推進
(海外のメディア・旅行代理店関係者の招聘 等)
- ・国内向け横浜プロモーションの推進
(旅行代理店研修会支援、体験型・学習型観光プログラムのPR 等)
- ・インターネットによる横浜情報の発信
- ・民間事業者による観光案内サービスへの支援

2 インビテーション・トゥ・ヨコハマ・キャンペーン事業費【新規】 39,200千円

2009年(平成21年)の目標達成に向け、国内外からの来訪者、中でも、アジア戦略に位置づけられる、東アジアからの来訪者を増加させるとともに、来訪者が快適に滞在し、再訪したくなる街・横浜の確立を目指します。

*補助金交付先:(財)横浜観光コンベンション・ビューロー

<主な取組内容>

- 東アジアへのインターネットを活用した横浜情報の発信強化
- 各国の旅行事情に即した東アジアからの誘客促進
- 国内外からの来訪者が「快適に過ごせる街ヨコハマ」の推進
- 「横浜001」を核とする横浜ブランドの振興
- 海外都市間ネットワークや国、首都圏などとの連携事業を活用した海外誘客

3 全国向けメディアプロモーション事業費

10,000 冊 (12,000 冊)

全国規模での情報発信力のある新聞・雑誌等のメディアを通じて、横浜情報を効果的に発信する仕組みをつくり、記事の掲載や特集番組の放映等を誘発します。

<主な取組内容>

全国的なメディアへの横浜最新情報の提供・配信
在京メディア向け「横浜発表会」の開催
「横浜特集」の制作及び放映の誘発活動等

4 コンベンション開催誘致支援事業費

40,000 冊 (50,000 冊)

集客力や話題性のあるコンベンションの開催誘致及び支援のための各種施策を実施するとともに、港や歴史的資産を活かし、また、企業誘致や新産業の集積による企業コンベンションの誘発などを通じて、国際コンベンション都市の確立を目指します。

<主な取組内容>

コンベンション関連事業者との連携による誘致推進
コンベンション開催支援補助金の交付
企業コンベンションの誘致推進等

5 横浜型テーマ月間事業費【拡充】

25,000 冊 (23,000 冊)

「横浜フランス月間」等統一テーマのもと、複数のイベントをプロモーションすることにより、集客と宣伝活動両面での相乗効果を図り、横浜の魅力向上を目指します。

* 補助金交付先：(財)横浜観光コンベンション・ビューロー

<主な取組内容>

6月：「横浜フランス月間」のより一層の充実
10月：アジアをテーマとした秋期イベントの創設
12月～20年2月：「横浜プリリアントウェイ（光のプロムナード等）」の展開

6 集客イベント支援事業費

20,000 冊 (37,000 冊)

「横浜らしい・横浜ならではの」のイベントに対して事業支援を行うことにより、横浜のイメージアップ及び集客を図ります。

<主な取組内容>

国際花火大会（7月・山下公園）ヨコハマカーニバル（8月・沢渡中央公園）
ワールドフェスタ（10月・山下公園）新横浜パフォーマンス（11月・日産スタジアム）等

7 (財)横浜観光コンベンション・ビューロー補助金 385,868 冊 (431,303 冊)

横浜の観光・コンベンションの振興を図るため、(財)横浜観光コンベンション・ビューローに対し、事業費及び管理費を補助します。

<主な取組内容>

民間事業者と連携しながら、次の事業を実施します。

国内外への観光客誘致活動、コンベンションセールス活動

テレビ・新聞・雑誌等メディアへのパブリシティ

市内4カ所の観光案内所の運営

横浜フィルムコミッション 等

8 三溪園施設整備支援事業費 324,003 冊 (330,563 冊)

三溪園鶴翔閣整備及び三溪記念館改修に伴い、(財)三溪園保勝会が金融機関から借り入れた資金の返済について支援します。

9 (財)三溪園保勝会運営費補助金 115,031 冊 (118,974 冊)

本市を代表する観光施設である三溪園の維持、管理経費に対して補助を行います。

10 観光交流推進事務費 6,073 冊 (5,836 冊)

11 その他

観光交流企画調整事業費 - 冊 (2,000 冊)

10		中央卸売市場費会計		事業内容																																
本年度		千円 4,157,076		市民の日常生活に不可欠な生鮮食料品の安定供給を図り、市場関係事業者の経営の健全化や物流機能の強化等を通じた市場の競争力強化に取り組むとともに市民に信頼される安全・安心な市場づくりをめざし、本場・南部市場の管理運営を行います。																																
前年度		千円 3,997,763																																		
差引		千円 159,313																																		
財源内訳	国・県	千円 -		横浜市中央卸売市場の概要 (平成19年4月1日現在) <table border="1"> <thead> <tr> <th>市場名</th> <th>本場</th> <th>南部市場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開設年月日</td> <td>昭和6年2月11日</td> <td>昭和48年11月8日</td> </tr> <tr> <td>取扱品目</td> <td>青果・水産物・鳥卵</td> <td>青果・水産物・花き</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>100,596㎡</td> <td>168,227㎡</td> </tr> <tr> <td>建物延面積</td> <td>130,761㎡</td> <td>87,224㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市場関係業者数</td> <td rowspan="3">卸売業者</td> <td>青果部 2</td> <td>青果部 2</td> </tr> <tr> <td>水産物部 2</td> <td>水産物部 2</td> </tr> <tr> <td>鳥卵部 1</td> <td>花き部 2</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">仲卸業者</td> <td>青果部 30</td> <td>青果部 13</td> </tr> <tr> <td>水産物部 88</td> <td>水産物部 31</td> </tr> <tr> <td></td> <td>花き部 4</td> </tr> </tbody> </table>			市場名	本場	南部市場	開設年月日	昭和6年2月11日	昭和48年11月8日	取扱品目	青果・水産物・鳥卵	青果・水産物・花き	敷地面積	100,596㎡	168,227㎡	建物延面積	130,761㎡	87,224㎡	市場関係業者数	卸売業者	青果部 2	青果部 2	水産物部 2	水産物部 2	鳥卵部 1	花き部 2	仲卸業者	青果部 30	青果部 13	水産物部 88	水産物部 31		花き部 4
	市場名	本場	南部市場																																	
	開設年月日	昭和6年2月11日	昭和48年11月8日																																	
	取扱品目	青果・水産物・鳥卵	青果・水産物・花き																																	
敷地面積	100,596㎡	168,227㎡																																		
建物延面積	130,761㎡	87,224㎡																																		
市場関係業者数	卸売業者	青果部 2	青果部 2																																	
		水産物部 2	水産物部 2																																	
		鳥卵部 1	花き部 2																																	
仲卸業者	青果部 30	青果部 13																																		
	水産物部 88	水産物部 31																																		
		花き部 4																																		
その他	千円 2,554,672																																			
市債	千円 -																																			
一般財源	千円 1,602,404																																			

【市場の活性化】

1 横浜旬鮮市場プロモーション事業費（本場・南部市場共通） 10,000 冊（10,000 冊）

中央卸売市場の活性化のため、旬で新鮮な食材による健全な食生活の普及啓発と消費促進を推進し、各地の特産品など市場集荷販売力の強化を通じて、魅力ある市場づくりに取り組みます。

- (1) 市場と食育の普及啓発事業費 5,000 冊
中央卸売市場のPRと市民との交流を促進するため、市場PRビデオを市内の小中学校や図書館などに配布するとともに、広報コーナーの機能の充実を図ります。
- (2) 横浜市場大学開催事業費【新規】 2,000 冊
市場について市民の理解を深めるために公開講座を開催し、市場流通の役割と「食」についての情報を提供し、市内や県内産地との交流を実施します。
- (3) エコライフ市場発信・知名度向上事業費 1,500 冊
横浜市場活性化協議会が作製する「エコバッグ」のロゴマーク印刷経費の一部を補助し、また、展示会等のブース出展や横浜市場利用者へのPR活動などを援助し知名度向上を図ります。
- (4) ワンデイパティシエ教室開催事業費 500 冊
若い世代に旬の食材の魅力を伝え、市場の役割を知ってもらうため、青果物を使ったお菓子づくり教室を開催します。
- (5) 全国特産品集荷・PR事業費 1,000 冊
卸売会社と連携し、産地が開催する特産品のPRイベントを支援することにより、卸売会社の集荷力と横浜市場の知名度・競争力の向上を図ります。

【経営力・営業力の強化】

2 仲卸業者等経営支援事業費（本場・南部市場共通） **4,006 冊（4,006 冊）**

市場外流通・市場間の競争に対応し市場活性化への取り組みとして、仲卸業者の経営力の強化・財務の改善を支援します。

- (1) 仲卸経営支援アドバイザー事業費 1,309 冊
個別仲卸業者の課題に対応し、専門家と連携し経営効率化や従業員教育を支援します。
- (2) 事業継承・後継者対策事業費【新規】 1,285 冊
経営者自らが、3年～5年先を見据えて、会社の組織・経営や事業の承継・後継者対策等について学ぶ場を作ります。
- (3) 経営改善計画策定支援事業費【新規】 1,412 冊
財務基準に該当し、財務改善を進めている仲卸業者に対して、中小企業診断士を派遣し、経営改善計画の策定及び進捗管理の支援を行います。

【効率的な流通システム】

3 本場水産物部機能強化推進事業費 **217,892 冊（200,120 冊）**

水産物部の機能強化を推進するため、ふ頭用地の活用と計画的な用地取得を行い、市場関係者と協働し、荷捌き・配送施設等の整備に取り組みます。

【市場施設の安全対策】

4 アスベスト対策事業（本場・南部市場共通） **128,000 冊（6,000 冊）**

市場施設の耐火材として使用しているアスベスト含有材の対策を実施し、安全性を確保します。

【維持管理・運営費】

5 市場管理運営費等 **3,797,178 冊（3,777,637 冊）**

- (1) 施設改修・修繕費、施設管理委託費 619,316 冊（540,032 冊）
 - 施設改修・修繕費 226,670 冊（131,176 冊）
 - 清掃その他委託料 392,646 冊（408,856 冊）
- (2) 公債費 1,784,487 冊（1,855,470 冊）
- (3) その他 1,393,375 冊（1,377,135 冊）
 - 人件費 641,688 冊（594,541 冊）
 - 光熱水費 461,355 冊（458,503 冊）
 - 管理事務費等 270,585 冊（304,048 冊）
 - 市場環境対策推進事業費 11,940 冊（12,452 冊）
 - 集荷・取引等運営費 6,261 冊（6,045 冊）
 - 中央卸売市場開設運営協議会・市場取引委員会費 1,546 冊（1,546 冊）
- 魚腸骨資源化推進事業助成金 冊（3,000 冊）
- 市場まつり事業補助金 冊（2,000 冊）

11	中央と畜場費会計		事業内容																					
本年度		千円 3,564,329	<p>市民へ安全で安心な食肉の安定供給を図り、競争力ある市場づくりのため、食肉市場の基幹的機能である集荷業務・と畜業務への支援、卸・仲卸業者等の経営力・営業力の強化を図るなど、円滑な食肉市場の管理運営を行います。</p> <p>横浜市中央卸売市場食肉市場の概要 (平成19年4月1日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>市場名</td> <td colspan="2">食肉市場</td> </tr> <tr> <td>開設年月日</td> <td colspan="2">昭和34年11月5日</td> </tr> <tr> <td>取扱品目</td> <td colspan="2">食肉</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td colspan="2">38,924㎡</td> </tr> <tr> <td>建物延面積</td> <td colspan="2">22,530㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市場関係事業者数</td> <td>卸売業者</td> <td>食肉部 1</td> </tr> <tr> <td>仲卸業者</td> <td>食肉部 5</td> </tr> </table>		市場名	食肉市場		開設年月日	昭和34年11月5日		取扱品目	食肉		敷地面積	38,924㎡		建物延面積	22,530㎡		市場関係事業者数	卸売業者	食肉部 1	仲卸業者	食肉部 5
市場名	食肉市場																							
開設年月日	昭和34年11月5日																							
取扱品目	食肉																							
敷地面積	38,924㎡																							
建物延面積	22,530㎡																							
市場関係事業者数	卸売業者	食肉部 1																						
	仲卸業者	食肉部 5																						
前年度		千円 3,488,543																						
差引		千円 75,786																						
財源内訳	国・県	千円 13,858																						
	その他	千円 1,279,661																						
	市債	千円 165,000																						
	一般財源	千円 2,105,810																						

1 食肉安定供給等事業費 1,620,958 冊 (1,629,569 冊)

牛・豚の集荷業務及びと畜業務の支援等により、市民への安定供給を図ります。

2 食肉流通広報PR事業費【拡充】 5,000 冊 (900 冊)

横浜市食肉市場で生産した「安全・安心で新鮮・高品質」な食肉のPR事業として、市場発ブランドを活用したアンテナショップや学校と連携した食育の支援などの事業を実施します。

3 衛生管理強化事業費 50,309 冊 (49,750 冊)

牛海綿状脳症への防疫対策・特定部位焼却等必要な対策を講じます。

区 分	説 明
特定部位焼却搬出処理等	頭部(頬肉・舌を除く)、脊髓、回腸遠位部の処理
汚水処理施設汚泥等処理	排出汚泥の全量廃棄処分
そ の 他	防疫対策、冷凍コンテナ等のリース

4 大動物解体ライン等改修工事費 182,152 冊 (16,249 冊)

老朽化の進んでいる大動物(牛)解体ライン解体室の衛生管理、安全管理、維持管理等の、より一層の向上を図るため、実施設計を行い工事に着手します。

5 市場管理運営費等**1,705,910 冊 (1,792,075 冊)**

(1) 施設修繕費、施設管理委託費	450,575 冊 (465,615 冊)
施設修繕費、工事請負費	153,000 冊 (214,399 冊)
総合市場ビル耐震補強工事等	34,596 冊 (1,614 冊)
汚水処理、清掃その他委託料	262,979 冊 (249,602 冊)
(2) 公債費	541,289 冊 (639,960 冊)
(3) その他	714,046 冊 (686,500 冊)
人件費	274,376 冊 (242,702 冊)
光熱水費	393,241 冊 (400,610 冊)
管理事務費等	38,929 冊 (35,688 冊)
食肉流通強化事業	7,000 冊 (7,000 冊)
仲卸業者財務健全化支援事業事業費	500 冊 (500 冊)

1 2 勤労者福祉共済事業費会計		事業内容	
本年度	千円 794,735	市内の中小企業に従事する勤労者の福祉増進を図り、あわせて中小企業の振興と雇用安定に寄与するため、次の事業を行います。 掛金 1人月額 500円 加入予定者数 60,000人	
前年度	千円 663,884		
差引	千円 130,851		
財 源 内 訳	掛金収入	千円 359,011	1 福祉共済の運営及び加入勧奨 <u>228,709 冊 (133,616 冊)</u> 広告掲載や事業所訪問等のPR活動により、共済事業の普及と加入促進を図るほか、会員サービスのための電算管理、事務局運営を行います。 2 給付事業 <u>155,873 冊 (150,835 冊)</u> 結婚や出産の祝金、入学祝金・祝品、死亡弔慰金、加入褒賞金等の給付を行います。
	基金繰入金	千円 67,445	
	繰越金	千円 136,628	
	貸付金 元利収入	千円 150,001	
	その他収入	千円 8,301	
	一般財源	千円 73,349	
3 貸付事業		<u>150,000 冊 (150,000 冊)</u>	
福祉資金及び住宅資金の貸し付けを行います。			
福祉資金	貸付限度額	500 冊	
住宅資金	貸付限度額	5,000 冊	
4 福祉事業		<u>191,708 冊 (161,708 冊)</u>	
保養所等余暇施設の借り上げ 旅行・コンサート等の開催、チケットの斡旋及びスポーツ施設借り上げ 各種レジャー施設等の割引優待 健康管理(人間ドック) その他			
5 その他		<u>68,445 冊 (67,725 冊)</u>	
基金への積立金等			

平成19年度経済観光局運営方針

豊かな市民生活を支える横浜経済の持続的発展

基本目標・・・産業活力の向上や市民の多様な雇用機会、安全で質の高い消費生活の実現を図り、豊かな市民生活を支える横浜経済を持続的に発展

平成19年度経済観光局 運営方針の基本的な考え方 ～横浜ブランドの確立を目指して～

18年度の実績を踏まえ、「企業や市民、地域、NPOなど多様な主体及び他の局・区・事業本部等との一層の連携、協働の促進」、「局の基本目標の実現に向けた中期計画の重点政策の積極的な取り組み」など、組織の総合力を高めて創造的な改革を推進し、経済観光局の効率的・効果的な運営に取り組んでまいります。

基本目標の背景

◆時代認識

☆少子高齢化の進展等を背景として引き続き厳しい財政状況

・効率的、効果的な経済政策の展開による 税収増

☆アジアの発展、経済のグローバル化の進展等による国際競争、都市間競争の激化

・知財を核とした絶えざるイノベーションによる国際競争力を持つ新産業・新事業の創出
・横浜ブランドの確立による国際競争力の強化

☆経済の新たな担い手の台頭(市民、NPO、団塊世代の市内回帰、女性等)、市民意識の変化

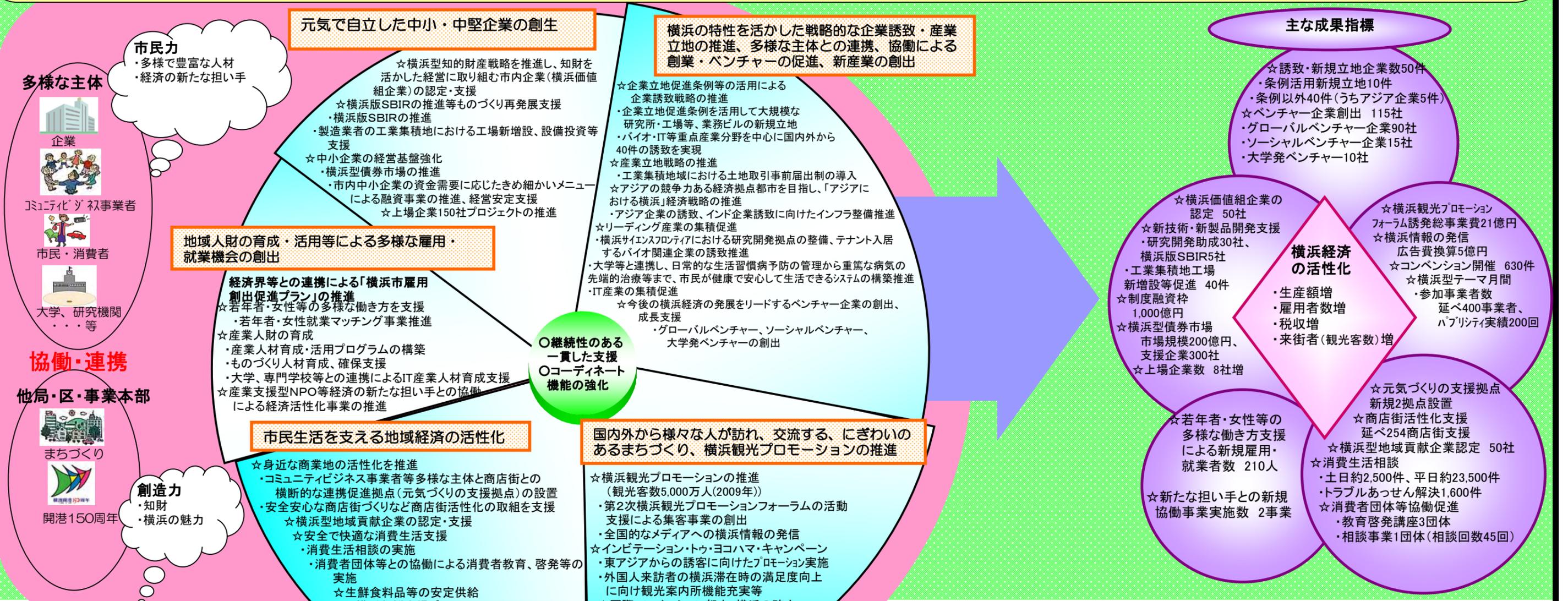
・新たな担い手との協働による経済活性化の一層の進展
・市民生活の豊かさを実現する地域経済の活性化

☆開港150周年、羽田空港が再国際化、多様な横浜経済のポテンシャルの存在

・開港150周年や横浜経済のポテンシャルの積極的な活用による攻めの経済政策の展開

◆現状・課題

- 1 経済の自立性、中枢性が弱い。横浜経済の存在感、競争力の向上に資する企業の誘致、創業・ベンチャーの促進、バイオ・IT等新産業の集積促進が課題
- 2 従来の垂直型の取引構造が変化中、誘致企業、バイオ・IT企業、既存中小企業等における新たな企業間ネットワークの構築とともに、大学、研究機関など多様な主体との連携を促進することが課題
- 3 行政の役割として、多様な経済主体が活動しやすい環境整備とともに、コーディネート機能の強化が必要。そのため、経済の新たな担い手や地元経済団体など一層の民の力を活かした仕組みづくりが課題



元気で自立した中小・中堅企業の創生

- ☆横浜型知的財産戦略を推進し、知財を活かした経営に取り組む市内企業(横浜価値組企業)の認定・支援
- ☆横浜版SBIRの推進等ものづくり再発展支援
- ・横浜版SBIRの推進
- ・製造業の工業集積地における工場新增設、設備投資等支援
- ☆中小企業の経営基盤強化
- ・横浜型債券市場の推進
- ・市内中小企業の資金需要に応じたきめ細かいメニューによる融資事業の推進、経営安定支援
- ☆上場企業150社プロジェクトの推進

横浜の特性を活かした戦略的な企業誘致・産業立地の推進、多様な主体との連携、協働による創業・ベンチャーの促進、新産業の創出

- ☆企業立地促進条例等の活用による企業誘致戦略の推進
- ・企業立地促進条例を活用して大規模な研究所・工場等、業務ビルの新規立地
- ・バイオ・IT等重点産業分野を中心に国内外から40件の誘致を実現
- ☆産業立地戦略の推進
- ・工業集積地域における土地取引事前届出制の導入
- ☆アジアの競争力ある経済拠点都市を目指し、「アジアにおける横浜」経済戦略の推進
- ・アジア企業の誘致、インド企業誘致に向けたインフラ整備推進
- ☆リーディング産業の集積促進
- ・横浜サイエンスフロンティアにおける研究開発拠点の整備、テナント入居するバイオ関連企業の誘致推進
- ・大学等と連携し、日常生活習慣病予防の管理から重篤な病気の先端的治療等まで、市民が健康で安心して生活できるシステムの構築推進
- ・IT産業の集積促進
- ☆今後の横浜経済の発展をリードするベンチャー企業の創出、成長支援
- ・グローバルベンチャー、ソーシャルベンチャー、大学発ベンチャーの創出

地域人財の育成・活用等による多様な雇用・就業機会の創出

- 経済界等との連携による「横浜市雇用創出促進プラン」の推進
- ☆若年者・女性等の多様な働き方を支援
- ・若年者・女性就業マッチング事業推進
- ☆産業人財の育成
- ・産業人財育成・活用プログラムの構築
- ・ものづくり人材育成、確保支援
- ・大学、専門学校等との連携によるIT産業人財育成支援
- ☆産業支援型NPO等経済の新たな担い手との協働による経済活性化事業の推進

市民生活を支える地域経済の活性化

- ☆身近な商業地の活性化を推進
- ・コミュニティビジネス事業者等多様な主体と商店街との横断的な連携促進拠点(元気づくりの支援拠点)の設置
- ・安全安心な商店街づくりなど商店街活性化の取組を支援
- ☆横浜型地域貢献企業の認定・支援
- ☆安全で快適な消費生活支援
- ・消費生活相談の実施
- ・消費者団体等との協働による消費者教育、啓発等の実施
- ☆生鮮食料品等の安定供給
- ・横浜旬鮮市場プロモーション
- ・食肉流通広報PRの推進

国内外から様々な人が訪れ、交流する、にぎわいのあるまちづくり、横浜観光プロモーションの推進

- ☆横浜観光プロモーションの推進(観光客数5,000万人(2009年))
- ・第2次横浜観光プロモーションフォーラムの活動支援による集客事業の創出
- ・全国的なメディアへの横浜情報の発信
- ☆インビテーション・トゥ・ヨコハマ・キャンペーン
- ・東アジアからの誘客に向けたプロモーション実施
- ・外国人来訪者の横浜滞在時の満足度向上に向け観光案内所機能充実等
- ☆国際コンベンション都市・横浜の確立
- ・集客力や話題性のあるコンベンションの開催誘致、支援
- ☆民との協働によるマリンタワー再生の推進

主な成果指標

- ☆誘致・新規立地企業数50件
- ・条例活用新規立地10件
- ・条例以外40件(うちアジア企業5件)
- ☆ベンチャー企業創出 115社
- ・グローバルベンチャー企業90社
- ・ソーシャルベンチャー企業15社
- ・大学発ベンチャー10社

横浜経済の活性化

- ☆横浜価値組企業の認定 50社
- ☆新技術・新製品開発支援
- ・研究開発助成30社、横浜版SBIR5社
- ・工業集積地工場 新增設等促進 40件
- ☆制度融資枠 1,000億円
- ☆横浜型債券市場 市場規模200億円、支援企業300社
- ☆上場企業数 8社増
- ☆横浜観光プロモーションフォーラム誘発総事業費21億円
- ☆横浜情報の発信 広告費換算5億円
- ☆コンベンション開催 630件
- ・横浜型テーマ月間
- ・参加事業者数 延べ400事業者、パブリシティ実績200回
- ・生産額増
- ・雇用者数増
- ・税収増
- ・来街者(観光客数)増
- ☆元気づくりの支援拠点 新規2拠点設置
- ☆商店街活性化支援 延べ254商店街支援
- ☆横浜型地域貢献企業認定 50社
- ☆消費生活相談
- ・土日約2,500件、平日約23,500件
- ・トラブルあっせん解決1,600件
- ☆消費者団体等協働促進
- ・教育啓発講座3団体
- ・相談事業1団体(相談回数45回)
- ☆若年者・女性等の多様な働き方支援による新規雇用・就業者数 210人
- ☆新たな担い手との新規協働事業実施数 2事業

横浜経済のポテンシャル 人材、技術の集積、国際性、都市イメージ

360万人のクオリティの高い大規模な市場

専門的知識・技術を持った豊富な人材

バイオ、ITなど先進的産業の産業集積形成の進行

外国人学校など国際的な生活環境

羽田空港の国際化など広域交通アクセスの優位性

NPO等経済の新たな担い手

高い技術を持った中小企業の集積

大学や研究機関の集積

魅力ある都市イメージと集客力

国際的なビジネス支援機能(横浜港、国際ITビジネス交流特区、JPA ツヨク施設、外資系企業の集積等)

組織運営の基本姿勢

- (1) コーディネート機能を強化し、多様な主体(民)との協働・連携及び他の局・区・事業本部等との積極的な連携、事業調整の推進
- (2) 関係団体の経営改善及び局事業のあり方を含め、全事業についてPDCAサイクルに基づき成果検証を行い、市民満足度の一層の向上
- (3) 経営責任職と職員との対話機会の充実や情報の共有化を進め「チーム力」を高めるとともに、職員一人一人がコンプライアンス意識を行動に結びつけ、顧客である市民、事業者の視点に立ち、良質なサービスの提供

平成19年度経済観光局運営方針 具体的取組

元気で自立した中小・中堅企業の創生
<p>◇中小企業の成長・発展支援</p> <p>(1) 横浜型知的財産戦略推進事業 →知的財産を生み出し、それを活かして成長・発展していく企業を「横浜価値組企業」として年間50社認定し、横浜経済のさらなる活性化を図っていくことを目指します。 ・横浜価値組企業の募集（5月、9月）、横浜価値組企業の認定（7月、11月）。 →知的財産の活用を促進するために、個々の知財戦略策定など積極的に知財活用に取り組む企業を支援します。 ・知的財産の普及啓発のためのセミナーまたはシンポジウムの開催（9月～）、知財活用促進助成金の募集、受付（8月～）。</p>
<p>(2) 上場企業150社プロジェクト推進事業 →開港150周年を迎える平成21年度末までに、よこはまIPOビジネススクール、IPO徹底支援ゼミ等により、横浜経済活性化のけん引役となり、横浜ブランドの形成・発信にもつながる上場企業数を150社以上とします。 【目標】8社以上の新規上場（市外からの移転も含む） →横浜市の施策を活用し、経営革新を図る企業（横浜元気企業）を、平成17～19年度の3ヶ年で1,000社以上選定、支援します。 【目標】222社以上選定</p>
<p>◇中小企業経営基盤強化</p> <p>(3) 中小企業融資制度事業 →市内中小企業の成長・発展や経営の安定を図るため、企業規模、事業資金需要に応じたきめ細かいメニューで融資を実施します。 【目標】融資枠：1,000億円</p>
<p>(4) 横浜型債券市場推進事業 →中小企業の資金需要に応じて、社債やローン担保証券（CLO）の発行支援を進め、新たに少人数私募債の発行支援をスタートするなど、横浜経済のけん引役である元気な中小企業の成長・発展を後押しします。 【19年度の支援目標】市場規模：200億円、支援企業300社</p>
<p>(5) 産業活性化資金融資事業 →中小・中堅企業の高度化を促進する施設整備支援に加え、知的財産を活用した事業化支援、企業誘致促進インフラ整備等対象事業を追加、横浜企業経営支援財団による直接貸付の導入などにより、積極的な推進を図ります。 【19年度の支援目標】融資枠：235億円</p>
<p>(6) 中小企業経営安定事業 →従来からの経営相談、経営診断・指導に加え、「再挑戦支援事業」においてシンポジウムを6月に開催するとともに、引き続き相談窓口、再チャレンジアドバイザー等による支援・育成を実施し、資金調達等の手法についても充実を図ります。 また、「地域連携企業経営健全化支援事業」において、金融機関、保証協会と連携し、初めての条件変更先をシステム的に見出した予防経営診断を6月から実施し、倒産を未然に防止し企業経営の健全化を進めます。 【目標】相談件数：2,000件、診断件数：400件</p>
<p>(7) 国際経済交流事業 →各国、地域の経済セミナーの開催などを通じて、年間で商談1,000件を目指します。 →横浜ワールドビジネスサポートセンター（WBC）スタートアップ施設への10社入居、うち5社の横浜進出を目指します。</p>
<p>◇ものづくり再発展支援</p> <p>(8) 工業集積促進事業 →助成や融資により市内の工業集積地や工業系用途地域における中小製造業者による工場の新増設・設備投資を支援します。 【目標】工場新増設等促進件数：40件</p>
<p>(9) 新技術・新製品開発促進事業（横浜版SBIR） →中小企業からの研究開発計画を募集し、助成等により開発を支援します。 【目標】研究開発助成30社、SBIR5社 計35社 →SBIRによる18年度開発成果の行政現場でのモニタリングに着手します。（12月） →企業提案型SBIRによる新たな新商品の提案募集を行い、企業・新商品を認定します。（12月）</p>
<p>(10) ものづくり人材支援事業 →中小製造業者に対する人材派遣紹介を実施します。 →求人情報等を掲載するホームページを立ち上げます。 →企業と学校の担当者による情報交換会を開催します。（6月） →民間等の研修機関が実施する実技講習等の受講料の一部を助成します。 【目標】研修受講企業数 24社</p>

横浜の特性を活かした戦略的な企業誘致・産業立地の推進、多様な主体との連携、協働による創業・ベンチャーの促進、新産業の創出

◇企業誘致戦略の推進

(1) 企業立地促進条例を活用して、大規模な企業立地を図ります。
→条例を活用して、5件以上の大規模な研究所・工場等の新規立地を実現します。
→条例を活用し、5件以上の業務ビルが新規立地し、そのテナントとして市外企業を誘致します。
→条例適用企業が市内企業を7割以上活用するとともに、市民を雇用するよう働きかけます。

(2) 平成18年度から22年度の5年間で200社の誘致目標達成に向け、国内外から40件の企業誘致、500人の雇用を目指します。
→企業等誘致推進本部のもと関係各局、関連機関等と連携した、情報収集、企業訪問等の誘致活動を実施します。
→企業への人材紹介や特区の活用などによる誘致企業への支援を継続します。
→企業ニーズにあった物件情報を提供します。
→海外でのトップセールスを実施します。

◇産業立地戦略の推進

(3) 企業誘致促進事業
→工業集積地域において、市内経済活性化に寄与する企業立地を推進するため、関係局等と連携のもと、企業動向や土地情報等の把握に努め、新たな企業誘致事業等を企画・調整していきます。

(4) 産業立地推進事業
→工業集積地域の操業環境を保全するため、土地取引に関する事前届出制の導入や、土地利用の規制誘導策について工業会など関係団体等と検討を進めます。

◇アジア経済戦略の推進

(5) アジアの競争力ある経済拠点都市を目指し、アジア経済戦略を推進します。
→企業団の派遣・受入、アジアビジネス相談等の実施により、横浜企業のアジアビジネスを支援します。
→アジア企業5社（40社の内数）を横浜へ誘致します。
→インド企業誘致に向けたインフラ整備を推進します。
・インド系インターナショナルスクール（GIS横浜校）の2008年開設、2008年度中の横浜インドセンター設立支援

◇リーディング産業の集積促進

(6) ライフサイエンス都市推進事業
→市民の日常生活習慣病予防の管理から重篤な病気の先端的治療等まで、市民が健康で安心して生活できるシステムの構築を、大学・研究機関・民間企業・庁内などと連携して進めます。
→鶴見区末広町地区（横浜サイエンスフロンティア）において、平成20年春の研究開発施設の完成に向け、工事の円滑な進捗と、テナント入居するバイオ関連企業の誘致を進めます。

(7) IT産業集積推進事業
→IT産業に関する交流促進や研究開発プロジェクトを通じて、IT産業の多様な連携を推進し、ITを支える基盤となる半導体関連産業を核とした企業・人材の連携・集積を進めます。

◇創業・ベンチャーの促進

(8) ベンチャービジネス支援事業
→世界を舞台に活躍するグローバルベンチャー企業、社会的課題に対して新たな手法で解決に取り組むソーシャルベンチャーの創出・成長に向け、教育・研修・セミナーやビジネスプラン事業化支援等に取り組みます。
【目標：グローバルベンチャー企業90社、ソーシャルベンチャー企業15社】

(9) 大学発ベンチャー創業促進事業
→東工大横浜ベンチャープラザ入居企業に対する専門家派遣、賃料一部補助等による早期事業化支援や、第二次入居募集支援等により、ものづくりを中心とした大学発ベンチャーの創業・事業拡大を促進します。
【目標：大学発ベンチャー創業数：10社】

(10) 経済活性化方策検討事業
→経済のグローバル化の進展など本市を取り巻く社会経済情勢が変化の中で、有識者等の意見を参考にしながら、今後の横浜経済活性化の方向性及び課題解決のための具体的方策を検討・立案し、推進します。

国内外から様々な人が訪れ、交流する、にぎわいのあるまちづくり、横浜観光プロモーションの推進

◇観光・コンベンションの推進

(1) 横浜観光プロモーションの推進
横浜への集客を増やすため、民間事業者と連携し、横浜の持つ個性・魅力を効果的に発信するとともに、国内外からの誘客事業を積極的に進めます。

→第2次横浜観光プロモーションフォーラムの活動（横浜への集客力を高める事業の認定、アニバーサリー事業、夜の横浜活性化など）への支援を行います。（誘発総事業費 2.1億円）

→全国的な情報発信力のあるメディアとのネットワークを構築し、「横浜特集」誘発に向けた個別セールス活動や横浜情報の発信を実施します。（広告費換算 5億円）

(2) インビテーション・トゥ・ヨコハマ・キャンペーン事業

国内外特に東アジアからの来訪者を増加させるため、観光目的地としての横浜の認知度をアップするとともに、横浜を訪問し滞在を楽しみ、再訪したくなるようなプログラムを集中的に実施します。

→外国人向け横浜観光情報サイトを充実します。（サイトへのアクセス数 25,000ページビュー/月）

→東アジア各国・地域事情に即した意識調査をはじめとする誘客に向けたプロモーションを実施します。

→外国人来訪者の横浜滞在時の満足度向上に向け、案内サービス改善のための調査や観光案内所機能充実に向けた取組を実施します。

(3) コンベンション開催誘致支援事業

集客力や話題性のあるコンベンションの開催誘致及び支援のための各種施策を実施するとともに、企業誘致や新産業の集積などを通じて国際コンベンション都市・横浜の確立を図ります。

→重点産業分野におけるコンベンション主催者への個別アプローチ、および新たに企業コンベンションへの開催支援や、セッション会場の多様化など、関連施設、団体と連携した開催支援メニューを拡充し、コンベンション開催件数630件を目指します。

(4) 横浜型テーマ月間事業

→「横浜フランス月間」など統一テーマに関するイベントを誘発し、効果的にプロモーションすることにより、参加事業者数延べ400事業者、パブリシティ実績200回を目指します。

◇マリインタワー再生

(5) マリインタワー再生事業

→開港100周年記念事業の一環で建設されたマリインタワーの再生に向け、運営を行う事業者と基本協定を締結し（5月）、改修工事に着手（10月）します。

市民生活を支える地域経済の活性化

◇身近な商業地の活性化

(1) 地域経済元気づくり事業
→商店街とコミュニティビジネス事業者等、多様な活動団体との横断的な連携により、商店街を中心とした地域経済全体の活性化を図ります。(目標：新規2拠点の設置)
→18年度開設の2拠点の事業地域内の商店街において、元気づくり事業者の事業提案を受け、地域ニーズ等を踏まえた「商店街事業提案型活性化事業」を実施します。(目標：1件)

(2) 商店街活性化支援事業
→魅力や賑わいが低下してきている地域商店街の活性化を図るため、安全安心な商店街づくりなど商店街活性化の取組を支援する7事業を実施します。
①安全安心な商店街づくり事業(目標：80商店街)
②市井の名店継承事業(目標：マッチング数 5件)
③商店街活性化プラン支援事業(目標：28商店街)
④商店街と個店の経営支援事業(目標：52商店街)
⑤商店街共同施設整備事業(目標：15商店街)
⑥商店街活性化イベント助成事業(目標：70商店街)
⑦商店街空き店舗活用事業(目標：9商店街)

(3) コミュニティビジネス支援
→コミュニティビジネスに関心を持つ市民に対し、初歩的な講座を提供し、コミュニティビジネス起業人材の掘り起こしを行います。(目標：啓発講座開催5回)
→コミュニティビジネスの創業・事業化を促進するため、事業費助成やネットワークづくり、専門知識の提供等を支援します。(目標：支援10件、うち事業費助成4件)

◇企業の地域貢献の推進

(4) 横浜型地域貢献企業支援事業
→社会や地域への貢献を意識した事業活動を展開する市内企業等の活性化を図るため、積極的にCSR(企業の社会的責任)を始めとした地域への貢献活動に取り組む企業等を横浜型地域貢献企業に認定し、ホームページや雑誌等で認定企業並びに制度の広報を実施します。
【目標】認定企業50社

◇安全で快適な消費生活支援

(5) 消費生活総合センターの運営
→土・日曜相談の実施や効果的な相談体制の構築など、迅速・円滑な相談対応を推進します。
【目標】土・日曜相談約2,500件、平日相談約23,500件、トラブルのあっせん解決1,600件
→より一層の市民サービス向上のため、消費者団体等との連携を図りながら、啓発・研修等を実施します。
【目標】消費生活セミナーへの講師派遣100回、消費生活教室12回、共同商品テスト5回

(6) 消費者団体等協働促進事業
→市内の消費者団体等を対象に、地域でのきめ細かい消費者の教育・啓発講座事業及び消費生活相談事業を本市と協働で実施する団体を募集し、活動を支援します。
【目標】教育・啓発講座3団体、相談事業1団体(相談回数45回)

(7) 適正計量推進事業
→正確な商品量目の実施・正しい計量器の使用が行われ、市民が安心して消費生活を営めるように、計量法に基づき商品販売事業者や計量器(メーター等)使用事業所に立入検査を実施します。
【目標】商品量目立入検査 160店舗、計量器(メーター等)立入検査 200事業所

◇中央卸売市場の活性化

(8) 水産物部機能強化推進事業(本場)
→荷捌き場所の確保、場内物流動線の効率化を図るため、平成19年度末までに新配送センターを整備します。
→国有地取得については、6月までに国土交通省と協議を行い、10月を目途に港湾局を通じて同省に当該用地の用途廃止を申請し、年度内の取得を目指します。

(9) 中央卸売市場のあり方検討(3市場共通)
→「横浜市中央卸売のあり方検討委員会」を5回開催するとともに、横浜市場を利用する出荷者、市場関係者を対象としたアンケートを実施し、検討委員会での審議を踏まえて委員会提言のとりまとめを行います。(20年3月)

(10) 取引指導事業(3市場共通)
→日々の取引指導・月例の取引調整委員会等で適正取引の指導・調整を行い、卸売市場制度の趣旨に沿った公正かつ効率的な取引の実施を目指します。
→課題、他市場の動向等について情報収集、整理・分析を行い、市場取引委員会で協議・検討を進め、委託手数料を含めた制度改正の方向性を整理します。

(11) 品質管理推進事業(本場・南部市場共通)
→国で作成した「卸売市場における品質管理の高度化に向けた規範策定のためのマニュアル」を活用し、安全・品質管理協議会における検討を踏まえ、卸売、仲卸、配送の各段階における品質管理方法の見直し又は策定を行います。(20年3月)

(12) 卸売業者業財務検査(本場・南部市場共通)
→卸売手数料の弾力化を2年後に控え、卸売会社の財務の改善、業務の適正化が求められています。
【財務検査】青果卸、水産卸、鳥卵卸及び花き卸について財務検査を行います(青果・鳥卵卸 7~8月、水産卸 11月~1月、花き卸 9~10月)。
【業務検査】各部別に財務検査に関連づけて業務検査を実施します(青果・鳥卵卸 9~10月、水産卸 11月~1月、花き卸 11月)。

<p>(13) 仲卸業者経営支援（本場・南部市場共通）</p> <p>→全仲卸業者への決算期ごとの財務分析と、必要に応じての個別面談・財務改善指導を行い、課題解決のための販路開拓・経営支援アドバイザー制度の活用を推進します。また、改善措置命令対象企業に対しては、行政処分と経営改善計画策定指導を行います。</p> <p>→事業継承・後継者不足の問題に直面する仲卸業者を対象に、水産物部、青果部及び花き部のそれぞれで、事業承継・後継者対策セミナーを各2回実施し、個別企業のフォロー相談を実施します。</p>
<p>(14) 施設の安全性向上（本場・南部市場共通）</p> <p>→施設の安全・安心の確保のため、本場水産棟1階通路、南部市場電気室等のアスベストを除去する工事を実施します。（本場：20年3月工事着手・21年度工事完了予定、南部市場：19年8月工事着手・20年3月工事完了予定）</p>
<p>(15) 旬鮮市場プロモーション事業（3市場共通）</p> <p>旬で新鮮な食材による健全な食生活の普及啓発・食育の推進や横浜市場のPRによる知名度向上と消費促進に取り組みます。</p> <p>→【横浜市場大学】公開講座を開催し市場流通の役割と「食」についての情報提供、産地との交流を行い、市民の市場についての理解を深めます。</p> <p>→【ワンデイパティシエ教室】若年層を対象として青果物を使った製菓教室を実施することにより、青果物への理解を深めるとともに、横浜市場のPRと消費促進を図ります。</p> <p>→【エコライフ市場発信・知名度向上】オリジナルエコバックを地元スーパー等とタイアップして作製し、横浜市場の知名度アップとプロモーションにつなげます。また、展示会、コンベンション、イベント等の機会をとらえ横浜市場をPRします。</p> <p>→【市場と食育の普及啓発】横浜市場に関する動画コンテンツの配布を通じて横浜市場の知名度向上・売上アップ、市場の活性化を図ります。</p> <p>→【全国特産品集荷・PR事業】卸売会社と連携し、産地が開催する特産品のPRイベントを支援することにより、横浜市場の知名度と集荷力の向上を図ります。</p>
<p>(16) 加工・配送センター第2期整備支援事業（南部市場）</p> <p>→青果加工・配送センターの7月稼働に向け、事業主体・市場内関係者等と協議・調整を進めます。</p>
<p>(17) 場内環境対策（南部市場）</p> <p>→30台前後ある放置自動車について、10月までに撤去します。</p> <p>→不法投棄について、場内関係者と協議・調整を行い、監視体制の強化など、今後の防止策を検討・実施します。</p> <p>→大型業務車両の排気ガス削減に向けて、場内関係者にアイドリング・ストップを働きかけます。</p>
<p>(18) 食肉流通広報PR事業（食肉市場）</p> <p>→食肉市場で生産した「安全・安心で新鮮・高品質」な食肉を広く市民に周知するため、「本場市場祭り」、「区民祭り」などでPR事業を実施するほか、市場ブランドを活用したアンテナショップ事業や学校と連携した食育活動の支援を行います。（時期：19年6月～20年3月）</p>
<p>(19) 集荷の安定確保と購買力の強化（食肉市場）</p> <p>→市場会社、食肉会社の自立性を高め、産地訪問、新規出荷者の開拓などによる集荷力の強化を図るとともに、新規購買者の獲得等販路拡大を図り、市場全体で市場活性化を進めます。</p> <p>→専門家によるグループ全体の財務内容検査と具体的な事業展開案の検討を進めます。（時期：10月～12月）</p>
<p>(20) 大動物（牛）解体ライン改修工事（食肉市場）</p> <p>→老朽化した解体ラインを衛生管理面・作業効率面等を向上させた新たなラインに改修します。（設計の実施：19年4月～19年9月、改修工事の実施：平成19年12月～平成20年3月）</p>

地域人財の育成・活用等による多様な雇用・就業機会の創出

◇経済界等と連携し、若年者、女性、団塊の世代の多様な働き方を支援

(1) 地域連携雇用促進事業

→地元経済界や就業支援に関するNPO等の関係機関で構成する「地域連携雇用促進協議会」を開催（年2回）し、雇用・就業に関する施策を検討します。

→若年者や女性、団塊の世代の一人ひとりが個性を生かして、意欲をもって働くことができるように、地元経済界や関係機関等と連携して、若年者・女性就業マッチング事業など多様な働き方を支援する事業を展開します。

【目標】新規雇用・就業者数 210人

(2) 職業訓練事業の充実

→横浜市中心職業訓練校において、区役所、国、県と連携した訓練生の効果的な募集PRに努め、訓練生は定員の80%を超えるとともに、求人企業開拓等により就職率75%以上を目指します。

(3) 技能職振興事業の充実

→横浜マイスターの選定及び活動PR等を実施し、後継者の育成等を図るとともに、技能職者を対象に無利子・無担保等融資により経営支援を行います。

→技能職振興の奨励、育成のための新規事業の方針を検討・確定するとともに、技能職団体の自立化を図ります。

(4) 技能文化会館の指定管理業務の円滑化

→技能文化会館の指定管理業務評価・検証委員会を設置（7月）するとともに、駐車場や自主事業等の円滑な実施を目指します。

(5) 勤労者福祉共済事業の推進

→会員数が減少傾向にある中で、事業内容の見直しを検討し、会員増強キャンペーンを実施（11月～12月）し、会員数60,000人以上を目指します。

(6) シルバー人材センターの効率的な運営

→団塊の世代を含めた高齢者に対する多様な就業メニューの確保・提供が求められる中、一般労働者派遣事業に参入（9月）するとともに、団塊の世代向けの雇用・就業情報を提供するワンストップセンターを開設、運営（10月）します。

→財政基盤の強化に向け、会員登録制度の見直しに関する検討を進め、方針案を決定するとともに、業務執行体制の見直しのため、人事考課制度を実施します。

◇産業人財の育成

(7) 産業人財育成事業

→産業構造の高度化が進む中、市内中小企業の競争力強化のために、地元経済界や市内大学等と連携を図りながら、高度専門人材育成・活用プログラムを構築します。

(8) ものづくり人材支援事業（再掲）

→中小製造業者に対する人材派遣紹介を実施します。

→求人情報等を掲載するホームページを立ち上げます。

→企業と学校の担当者による情報交換会を開催します。（6月）

→民間等の研修機関が実施する実技講習等の受講料の一部を助成します。

【目標】研修受講企業数 24社

(9) 横浜発IT産業人材育成促進事業

→大学・専門学校・企業等による個性あるIT産業人材育成の取組を支援します。

◇経済の新たな担い手創生・協働

(10) 今後の地域経済の発展を担う新たな担い手の成長・発展支援

→経済の新たな担い手との協働により、中小企業支援をはじめとする経済活性化事業を推進します（18年度からの継続2事業及び19年度からの開始2事業）。

→経済の新たな担い手を中心とした交流会が開催され、産業支援における担い手間の連携を図ります。

経済観光局 事業のあらまし

平成19年度

横浜市

経済観光局事業のあらまし

目 次

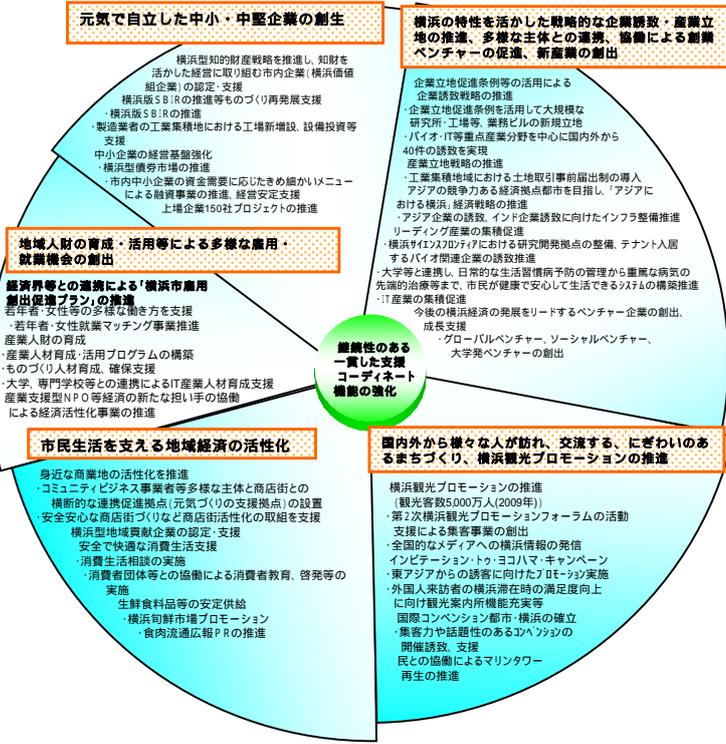
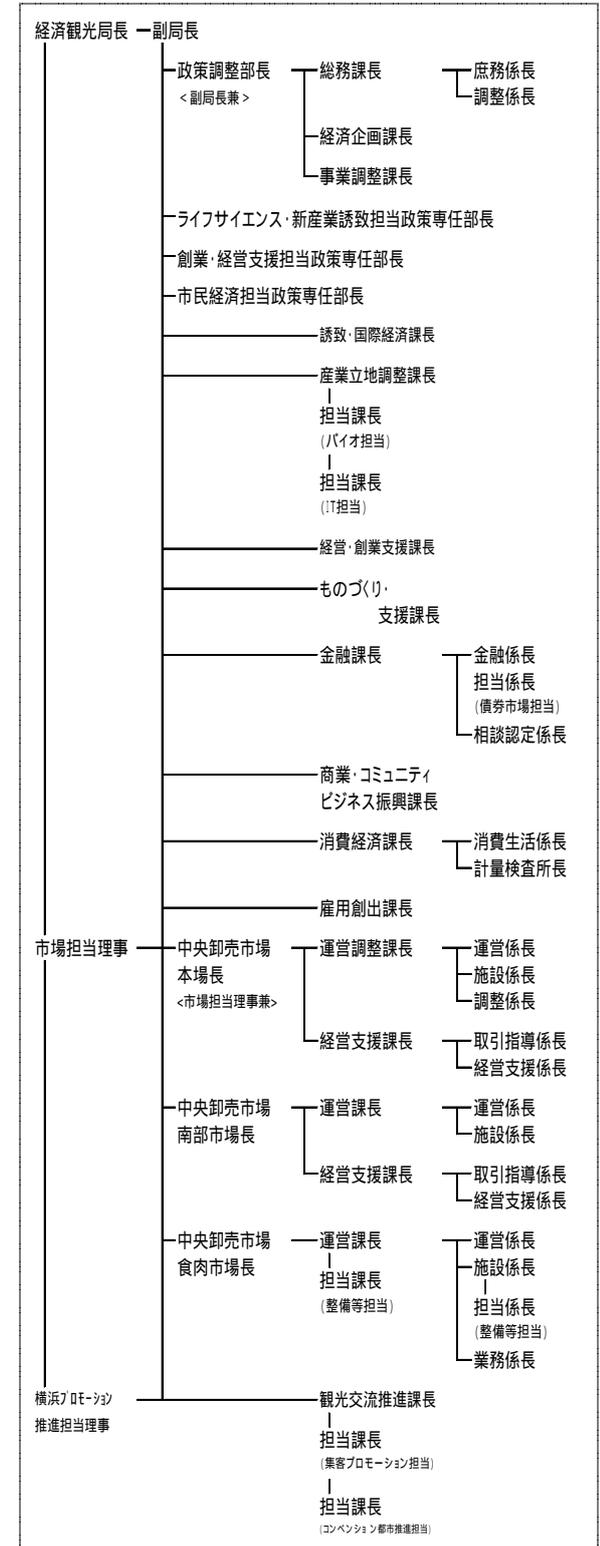
平成19年度経済観光局について〔総務課〕	P 1
経済動向の把握と経済政策の策定〔経済企画課〕	P 2
企業誘致・横浜経済のグローバル化の推進〔誘致・国際経済課〕	P 3
市内産業の立地調整・リーディング産業の振興〔産業立地調整課、事業調整課〕	P 8
ものづくりの再発展支援〔ものづくり支援課〕	P 12
創業から上場までの一貫した総合的企業支援〔経営・創業支援課〕	P 18
企業の経営をワンストップでサポート〔経営・創業支援課、金融課〕	P 21
企業の振興・発展のための金融支援〔金融課〕	P 22
商業・コミュニティビジネスの振興〔商業・コミュニティビジネス振興課〕	P 23
安全で快適な消費生活の実現〔消費経済課〕	P 27
産業界と一体となった雇用・就業施策の展開〔雇用創出課〕	P 29
横浜観光プロモーションの推進〔観光交流推進課、事業調整課〕	P 31
生鮮食料品の安定供給のための市場機能の強化と活性化〔中央卸売市場〕	P 33
経済観光局外郭団体等一覧表	P 36

平成19年度経済観光局について

産業活力の向上や市民の多様な就業機会、安全で質の高い消費生活の実現を図り、豊かな市民生活を支える横浜経済を持続的に発展させる取組を推進する

平成19年度重点施策（運営方針）

経済観光局組織図（平成19年4月1日現在）



平成19年予算

(単位:千円)

区分	19年度予算額	18年度予算額	差引
一般会計	100,700,706	76,850,088	23,850,618
経済観光費	96,919,143	73,081,263	23,837,880
経済観光総務費	7,189,722	21,670,554	14,480,832
誘致・国際経済費	1,167,505	776,605	390,900
産業活性化推進費	9,442,553	658,285	8,784,268
経営支援費	2,748,832	3,111,142	362,310
中小企業金融対策費	73,857,630	43,807,384	30,050,246
商業・コミュニティビジネス振興費	211,683	210,183	1,500
消費経済費	238,969	404,841	165,872
雇用創出費	1,049,074	1,372,393	323,319
観光交流推進費	1,013,175	1,069,876	56,701
特別会計繰出金	3,781,563	3,768,825	12,738
中央卸売市場費会計繰出金	1,602,404	1,453,095	149,309
中央と畜場費会計繰出金	2,105,810	2,241,834	136,024
勤労者福祉共済事業費会計繰出金	73,349	73,896	547
特別会計	8,516,140	8,150,190	365,950
中央卸売市場費会計	4,157,076	3,997,763	159,313
本場費	2,794,021	2,851,006	56,985
南部市場費	1,363,055	1,146,757	216,298
中央と畜場費会計	3,564,329	3,488,543	75,786
勤労者福祉共済事業費会計	794,735	663,884	130,851

経済動向の把握と経済政策の策定

経済の新たな担い手創生事業

経済企画課 671-2583・2566

経済の新たな担い手の持つノウハウ、アイデアを活かし、中小企業支援、人材育成などの横浜経済の活性化に係る事業を民との協働により推進します。

【主な事業内容】

- ・経済活性化課題提示型プログラムの推進
募集テーマの提示、事業計画募集・審査、協働による事業実施（助成金による支援等） 検証・評価
- ・経済の新たな担い手提案型プログラムの推進
経済の新たな担い手から経済活性化に係る事業の提案募集・審査、事業化に必要な実現可能性調査、協働による事業実施（助成金による支援等） 検証・評価
- ・経済の新たな担い手間のネットワーク形成支援
経済の新たな担い手創生事業 助成制度の概

対象団体	市内に事業所又は活動場所を有し、原則として1年以上継続して活動している、 - のいずれかに該当する団体。 NPO 法人 NPO 法人と同様に営利を目的とせず、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的として活動している任意団体 構成団体の2分の1以上が上記 又は に該当するグループ
対象事業	以下の要件を全て満たすもの。 公益に資するものであること 新規性、独創性、専門性を有するものであること 実施を前提とした事業であること 市との協働により横浜経済の活性化が図られるものであること 収入を伴う事業で、対象団体の経済的自立に有効なものであること 公序良俗、関係法令に反しないこと 学術的な研究事業又は事業実施を伴わない調査でないこと 国、横浜市、他の地方公共団体又はそれらの外郭団体から助成を受けていない事業であること
助成率	対象事業に要する経費の5分の4以内
助成限度額	事業実施1年目：300万円、2年目：200万円、3年目：100万円 ただし、事業開始が9月以降となる場合は、1年目：200万円、2年目：300万円、3年目：100万円

横浜ビジネス魅力推進事業

経済企画課 671-2583・2566

横浜の魅力あるビジネス環境を市内外の企業等に効果的にプロモーションする仕組みづくりを行います。

【主な事業内容】

- ・民との協働によるシティ・プロモーションの仕組みづくり
- ・シティ・プロモーションの推進母体となる横浜ビジネスファンの組織化検討

横浜経済活性化方策検討事業

経済企画課 671-2583・2566

経済のグローバル化の進展など本市を取り巻く社会経済情勢が変化の中で、今後の横浜経済活性化の方向性及び課題解決のための具体的方策を検討・立案し、推進します。

【主な事業内容】

- ・横浜経済活性化に重要な産業集積の強化策とイノベーションの仕組みづくりに関する調査の実施
- ・上記調査の実施にあわせ、意見交換・助言等をいただくための地元企業・経済界の関係者や有識者等からなる横浜経済活性化懇話会（仮称）の設置・運営

横浜経済の主なデータ

経済企画課 671-2583・2566

市内に本社・本店のある株式公開企業数

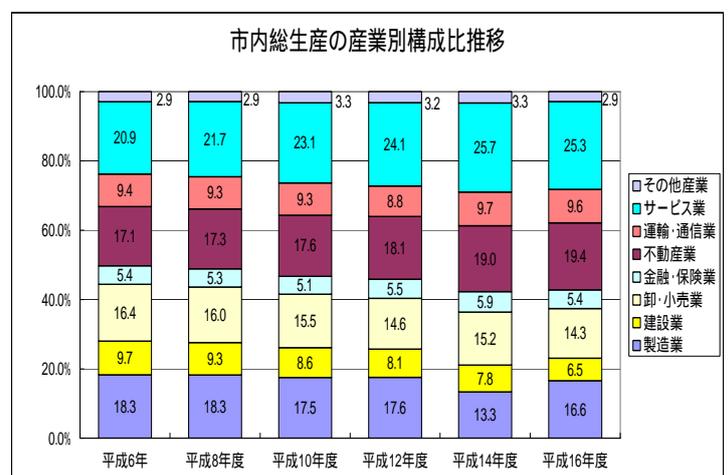
	東証1部・2部	ジャスダック	マザーズ	ヘラクレス	セントレックス	合計
平成18年12月	69	41	8	3	2	123

資料：「会社四季報(2007年新春号)」(東洋経済新報社)など

「東証2部」、「名証2部」、「ジャスダック」の計3市場に重複して上場している

企業が1社 「東証2部」、「ジャスダック」の2市場に重複して上場している企業が1社

人口（平成19年1月1日現在人口）	3,606,797人
昼夜間人口比率（平成17年国勢調査抽出速報）	90.6%
就業比率（平成12年）	82.8%
事業所数【民営のみ】（平成16年）	107,201事業所
製造業	7,776事業所
卸売・小売業、一般飲食店	37,230事業所
サービス業	38,117事業所
従事者数【民営のみ】（平成16年）	1,185,778人
製造業	156,157人
卸売・小売業、一般飲食店	352,275人
サービス業	395,477人
市内総生産（平成16年度）	12兆9,387億円
市内総生産成長率（名目、平成16年度）	1.5%
市内総生産成長率（実質、平成16年度）	2.3%



企業誘致・横浜経済のグローバル化の推進

アジア経済戦略推進事業

誘致・国際経済課 671-3834

アジアの競争力ある経済拠点をめざし、横浜のビジネス環境・生活環境を向上させ、アジア企業誘致やアジア地域との人材交流を推進するとともに、市内企業のアジア地域におけるビジネス展開を支援します。

海外における経済交流活動の充実

- ・インド・中国におけるシティセールス強化
- ・アジアにおける新たな経済交流拠点の検討

横浜ビジネス環境の向上

- ・企業誘致インフラの整備
(インド系インターナショナルスクールの誘致等)
- ・「横浜インドセンター」設置を見据えた、
インド企業誘致に向けた調査
- ・アジア企業誘致助成

ネットワーク力の向上

- ・都市間連携
アジア諸都市（政府）との連携強化
(北京との新たな経済交流、上海事務所開設20周年事業など)
ベトナム、インドへの経済交流団の派遣
- ・人材
国内・海外研修機関との連携による、アジア人材への横浜PRと
アジア研修生の市内企業への受入支援

参考：インド系インターナショナルスクール

企業誘致を行うためには、ビジネス環境の整備とあわせて、社員の生活や教育環境の整備が重要です。とりわけ世界のトップレベルにあるインド人IT技術者にとっては、子弟にインド本国並みの高い教育レベルを確保することが大きな課題となっており、インド企業誘致を行うためには社員の期待にこたえる教育環境を整えることが課題となっていました。こうした現状を踏まえ、横浜市はアジア経済戦略を推進するため、国際水準のインド系インターナショナルスクールの開校に向けて支援します。

インド系インターナショナルスクール概要

1 場所	前 霧が丘第三小学校 3階部分（所在地 横浜市緑区霧が丘3-23）
2 面積	約1,200㎡
3 スケジュール	平成19年度 整備工事、平成20年 開校予定
4 貸付形態	有償貸付
5 設置学校名	グローバル・インディアン・インターナショナル・スクール (GIIS)横浜校(仮称)
6 運営主体 本拠地	グローバル・インディアン・エデュケーション・ファウンデーション(GIEF) シンガポール
7 学校の規模	幼稚園から高校まで 生徒数：200人程度（開校当初は100人程度）
8 その他	・インドの教育課程(CBSE)やインターナショナルバカロレア(IB)の 認定を受け、国際水準の教育を提供 ・現在、シンガポール、インド、マレーシア、日本(江戸川区)で開校 ・生徒数 幼稚園から高校まで、約1万7千人

国際経済交流事業

誘致・国際経済課 671-3834

中国・アジア経済交流事業

市内企業と海外企業との取引や対横浜投資を促進するため、(財)横浜企業経営支援財団をはじめ関係機関との連携によるセミナーの開催や経済交流団の派遣・受入、見本市への出展支援等の事業を行うとともに、本市海外事務所及び関係機関と連携して情報収集・提供などを行っています。



江蘇省無錫市錫山経済開発区
「投資環境説明会」(H19.1)

中国経済交流事業

市内企業の中国でのビジネス拡大を支援するため、セミナーによる情報提供などを行っています。また、(財)横浜企業経営支援財団上海事務所、中国各都市の地方政府、経済開発区管理委員会等と連携しながら、経済交流団の派遣・受入、各地の投資環境説明会、商談会等を実施しています。

友好都市である上海市との経済交流を引き続き進めるほか、上海周辺の各都市との交流に取り組み、経済交流団の相互派遣、企業誘致のための投資説明会の開催などを行っています。

- ・中国経済トピックスセミナー、実務講座等の開催
- ・経済交流団の派遣・受入
- ・中国経済機関とのネットワーク形成
- ・「中国・アジア産業クラブ」の運営
- ・「横浜 - 上海経済技術交流会議」の開催

アジア経済交流事業

製造業などのビジネス拡大を支援するため、セミナーによる情報提供などを行っています。また、アジア経済機関等と連携しながら、経済交流団の派遣・受入を行い、市内企業のアジア地域でのビジネスを支援しています。

- ・アジア経済情報セミナーの開催
- ・経済交流団の派遣・受入
- ・アジア経済機関とのネットワーク形成
- ・「中国・アジア産業クラブ」の運営



GIEF との調印式(H18.11)

横浜ワールドビジネスサポートセンター（WBC）運営事業

市内企業の国際化、活性化を図るため、国際ビジネス支援のワンストップセンターとして、「横浜ワールドビジネスサポートセンター（WBC）」を設置しています。

国際ビジネス情報の提供

海外商品や取引などに関するビジネス情報を収集し、提供しています。

貿易相談

国際ビジネス経験の豊かなアドバイザーが常駐し、貿易手続などの相談を無料で実施しています。

輸出入セミナーの開催

海外販路拡大等のための輸出セミナーや、輸入ビジネスのノウハウを紹介する実践セミナーを開催しています。

展示・商談会、ビジネスセミナーの開催

横浜ワールドポーターズやWBCに入居している海外経済機関と連携した輸入品の展示・商談会や、投資環境等をテーマとしたセミナーを開催しています。

海外経済機関駐在員オフィススペースの提供

日本市場の開拓や投資交流を目的とした海外経済機関の駐在員オフィススペースを提供し、海外経済機関等との連携を図っています。

海外企業のスタートアップ施設の提供

横浜に進出意欲のある海外企業が拠点設置に向けた法人設立などの準備業務を行うオフィスを提供し、横浜への進出を支援します。

WBC 案内図



スタートアップ
オフィス

欧米経済交流事業

市内企業のビジネス拡大を支援するため、セミナーによる情報提供などを行っています。また、海外事務所等と連携しながら、経済交流団の受入等を実施し、市内企業の北米・欧州地域でのビジネスを支援しています。

横浜ワールドポーターズ

横浜ワールドポーターズは、輸入品の小売などを行う商流施設として平成 11 年 9 月に開業しました。施設の管理・運営は、第三セクターの(株)横浜インポートマートが行っており、輸入品を扱う物販や飲食の店舗が約 170 店出店しています。6 階には横浜ワールドビジネスサポートセンター（WBC）があります。



横浜ワールドポーターズ

所在地：中区新港2-2-1 延床面積：約100,000㎡
主要施設：小売店舗、飲食店、事務所、展示場、WBC
事業主体：(株)横浜インポートマート
TEL：222-2000（代表）URL：http://www.yim.co.jp/

海外経済機関オフィススペース 13ブース（6-20㎡）
海外企業のスタートアップ施設
5ブース（10-20㎡）4か月以内、無料
商談会、セミナー、ミーティングスペース
各種展示・商談会や経済セミナーなどにご利用いただけます。
資料コーナー
海外への投資、貿易、技術移転などに関する資料を揃えています。
展示スペース
新規に日本市場に参入、日本国内で販路拡大を図ろうとする世界中から寄せられた製品を紹介します。

所在地：中区新港2-2-1 横浜ワールドポーターズ6階
運営：(財)横浜企業経営支援財団
TEL：222-2030 URL：http://www.ywbc.org

貿易団体支援事業

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）への補助

ジェトロ横浜貿易情報センターが実施している市内企業の国際ビジネスの振興等を目的とする事業に対して補助を行っています。

ジェトロ横浜貿易情報センター
中区山下町2産業貿易センタービル9F
TEL：222-3901

社団法人横浜貿易協会への補助

「貿易実務講座」や「貿易調査出版」等を実施し、市内貿易業界の振興を図っている(社)横浜貿易協会に対し、補助を行っています。

(社)横浜貿易協会
中区海岸通1-1 TEL：211-0282

海外事務所における経済交流事業

ロサンゼルス、フランクフルト、上海に設置する海外事務所及び北京市に設置する連絡拠点では、現地経済情報等の収集・提供、市内企業の国際ビジネスの支援、横浜からの経済交流団の受入や横浜への経済交流団の派遣調整、海外企業や海外経済機関等の横浜への誘致、各国の経済機関等とのネットワーク形成などの事業を実施しています。

横浜市フランクフルト事務所

Frankfurt Representative office

開設年月日

平成9年6月開設

スタッフ

所長1名

現地採用職員1名

活動地域

ヨーロッパ地域

住所

18F,FBCFrankfurterBÜro-Center,

MainzerLandstraße4660325

Frankfurt am Main,Germany

TEL:+49-69-2423110

FAX:+49-69-24231115

E-Mail:info@yokohama-city.de

URL:http://www.yokohama-city.de

横浜市ロサンゼルス事務所

Representative office in Los Angeles

開設年月日

平成19年10月開設予定

スタッフ

所長1名、現地採用職員1名

活動地域

北米地域(アメリカ合衆国、

カナダ、メキシコ)

住所

JETRO Los Angeles 777,

S.Figueroa Street, Suite

2650 Los Angeles, CA

90017, U.S.A.

(財)横浜企業経営支援財団

上海事務所

IDEC Shanghai office

開設年月日

昭和62年10月開設

スタッフ

所長1名、副所長1名、

現地採用職員2名

活動地域

中国

住所

中華人民共和国上海市

浦東新区陸家嘴環路1000号

匯豊大厦27楼

TEL:+86-21-6841-5777

FAX:+86-21-6841-5700

E-Mail:yksh@uninet.cn

URL:http://sh.idec.or.jp/

横浜市北京連絡拠点

開設年月日

平成19年4月開設

スタッフ

現地採用職員1名

活動内容

北京市との交流に必要な連絡・

調整、現地企業等の情報収集等

住所

北京市建国門外大街甲26号

長富宮弁公楼401

財団法人日中経済協会北京事務所内

国内・海外企業等誘致事業

誘致・国際経済課 671-2594

産業立地調整課 671-2590

国内・海外企業等を横浜へ誘致するため、「横浜市企業等誘致推進本部」を設置し、次の施策を実施しています。

企業への情報提供・企業動向の情報収集

横浜への企業進出・企業立地を促進するため、助成制度等の支援制度の紹介や、横浜への進出に関する情報提供を行っています。

また、市外企業の進出意向を把握するための調査や、関係団体等との意見交換、誘致企業の状況についてのアンケート・ヒアリング等を行っています。

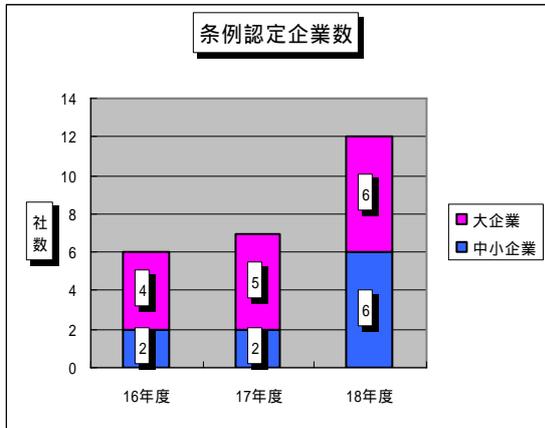
海外企業の誘致促進

国内においては、大使館等と連携して、情報収集・提供を行うとともに、海外でも本市海外事務所等とともに主要都市で事業説明会(セミナー)を開催しています。海外企業の横浜への進出にあたっては、横浜企業経営支援財団とも連携しながら、拠点の立ち上げ支援を行っています。また、5箇所の外資系企業の集積拠点への進出については助成も行っていきます。

企業誘致及び立地促進・助成事業（「企業立地促進条例」他）

横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例（適用期間：平成16年4月1日～平成21年3月31日）

市内の特定地域における市税の軽減、助成金交付の措置を講ずることにより企業立地等の促進を図ります。



企業立地促進条例の申請についての県・横浜市と富士ゼロックス株式会社による共同記者発表（H18.10.24）

特定地域 【別表1参照】	対象事業者	主な要件	投下資本額の条件・支援措置（1企業あたり）	
			10億円以上50億円未満 （中小企業の場合は1億円以上5億円未満）	50億円以上（中小企業の場合は5億円以上）
みなとみらい21地域 横浜駅周辺地域 関内周辺地域 新横浜都心地域	特定地域に固定資産を取得して、事業所（事務所、研究所、工場その他これらに類するもの）を設置（新規立地・建替え・増設等）する者	賃貸用事業所を立地する場合は、床面積の全部又は一部を新規進出企業（市外企業又は事業所を増設する市内企業）の事業所として賃貸すること。 家屋を賃借して設備を取得する場合は、本市重点産業分野（*1）のいずれかに該当すること。	市税軽減 固定資産税・都市計画 税税率1/2（5年間）	市税軽減 固定資産税・都市計画 税税率1/2（5年間）
京浜臨海部地域 臨海南部工業地域 内陸南部工業地域 内陸北部工業地域 港北ニュータウン地域		次のいずれかに該当すること 本市重点産業分野（*1）の中の、IT、バイオ、環境、先端技術のうち本市が定めるものを主たる業務とする者 製造業に属する者 自然科学研究に関連する者 ～ の事業者に賃貸する者		

*1 本市重点産業分野：IT、バイオ、映像、コンベンション、環境、医療・福祉、先端技術、デザイン

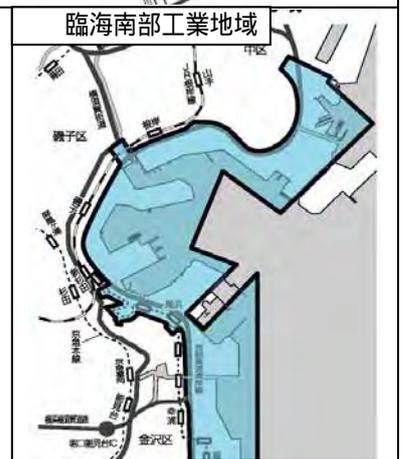
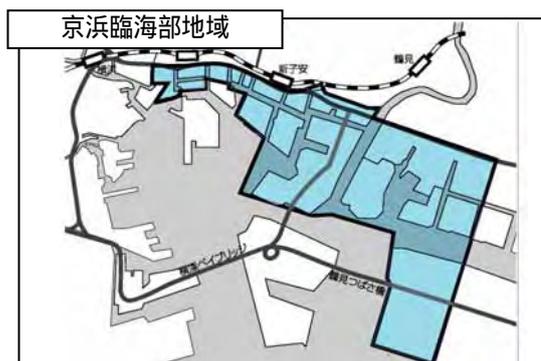
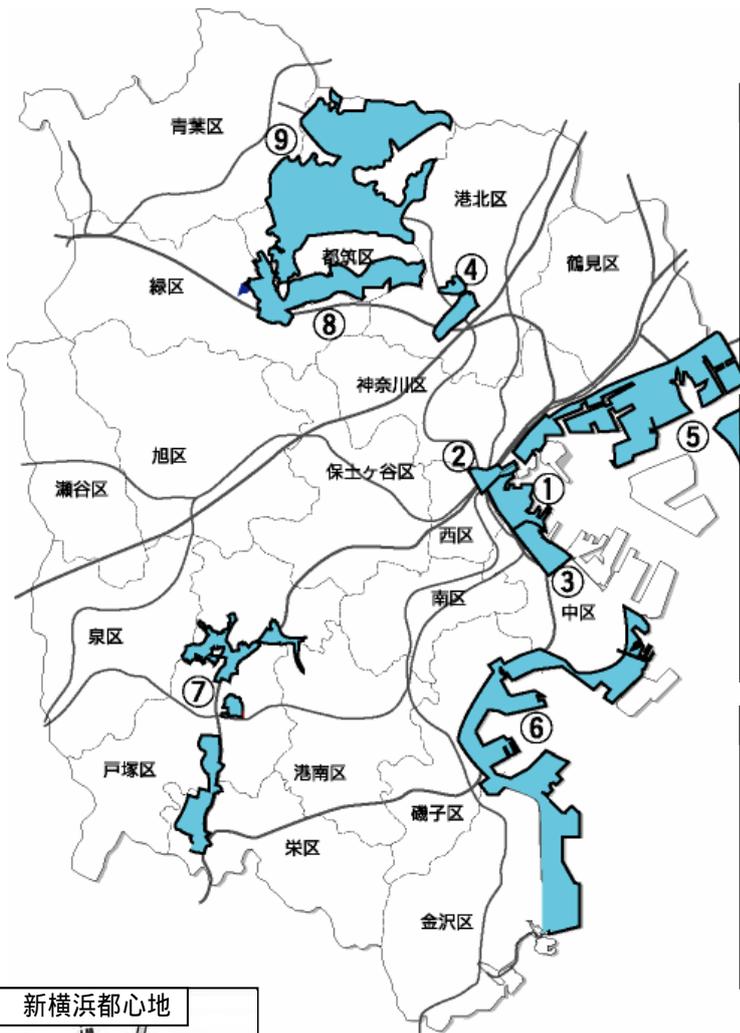
*2 神奈川県補助金の対象となった固定資産の取得費用が含まれる場合は投下資本額の3%（限度額15億円）となります。

その他の助成制度

特定の産業分野の進出企業や特定の施設へ進出する企業に対し賃借料助成を行います。

助成種別	助成対象	助成金額
重点産業立地促進助成	本市内へ初進出するIT、バイオ、映像、コンベンション、環境、医療・福祉、先端技術、デザイン関連産業を営む企業（ただし、従業員5名以上又は床面積100㎡以上の事務所等をおく企業に限ります）	土地・建物取得費の2%（限度額600万） 又は賃借料の3ヶ月分（限度額300万）
本社機能拡張移転特例助成	市内に本社以外の事務所が既に立地している、重点産業を営む企業が本社機能を市外から市内に拡張移転する際の特例助成	
重点施設立地促進助成	外資系企業の集積拠点をはじめとする本市が定める重点施設へ初進出する企業	賃借料の3ヶ月分（限度額100万）

【別表1】



市内産業の立地調整・リーディング産業の振興

工業集積地等における立地調整や大店立地法に基づく指導調整及びライフサイエンス・IT分野等のリーディング産業の振興・集積を一体的に進めることにより、市内産業の立地・創業環境の向上を図り、その活性化を推進します。

産業立地の推進

産業立地調整課 671-2590
事業調整課 671-4079

(1) 産業立地推進事業

京浜臨海部等の工業系4地域(京浜臨海部・臨海南部・内陸北部・内陸南部)において企業立地促進条例等を活用し、企業の集積・高度化を推進する他、工業集積地における産業立地促進策を検討します。

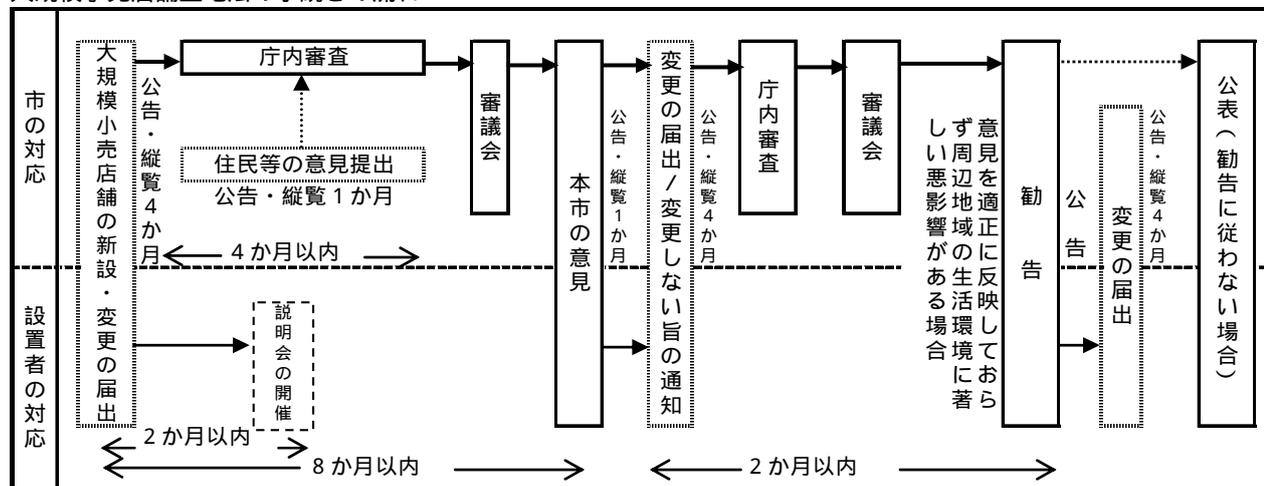
(2) 京浜臨海部関係団体連携強化事業

京浜臨海部関係団体(地元企業、商工会議所等)との連携強化を図り、産業構造の高度化や地域の活性化を推進します。

(3) 大規模小売店舗立地運用事業

大規模小売店舗立地法では、店舗面積が1,000平方メートルを超える小売店舗について届出が義務付けられています。横浜市では、大規模小売店舗立地法の運用にあたり、「横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱」により、大型店設置者に対して、本市の地域特性や出店地の立地環境を踏まえた、周辺地域の生活環境への配慮を求めています。また、必要に応じ、法に基づく意見・勧告などを行います。なお、第三者機関である「横浜市大規模小売店舗立地審議会」において、大型店設置者の届出に関する公正かつ専門的な審議を行い、本市の大型店設置者に対する意見・勧告に活かします。

大規模小売店舗立地法の手続きの流れ

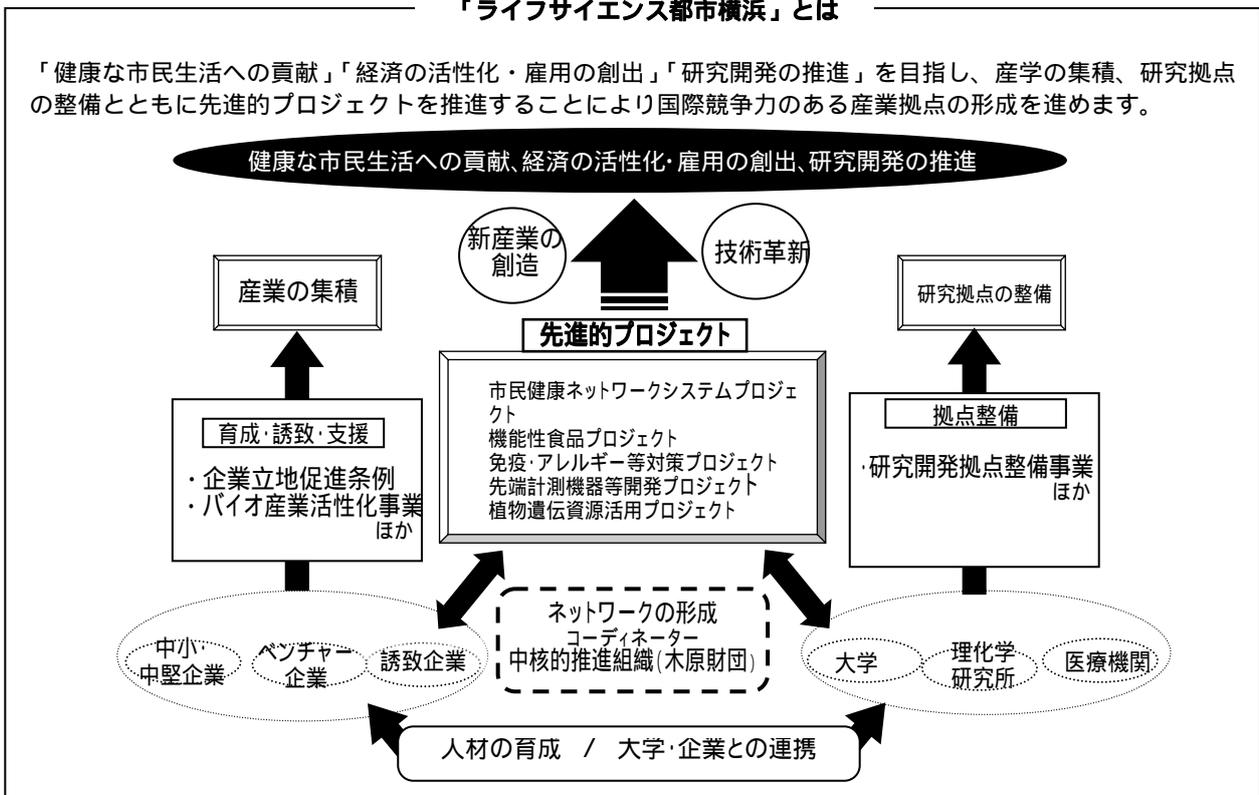


(4) 経済の視点に立ったまちづくり推進事業 (事業調整課)

経済の視点に立ち、工業系産業集積地域の操業環境保全や企業誘致を促進するため、土地利用の規制・誘導策の検討を関係局等と連携し実施します。

「ライフサイエンス都市横浜」とは

「健康な市民生活への貢献」「経済の活性化・雇用の創出」「研究開発の推進」を目指し、産学の集積、研究拠点の整備とともに先進的プロジェクトを推進することにより国際競争力のある産業拠点の形成を進めます。



(1) 先進的プロジェクト推進事業

バイオ関連の研究成果が産業化に結びつく流れを創出するため、市民の病気予防や健康に関する先進的なプロジェクトを推進します。

- 5つのプロジェクト
- ・市民健康ネットワークシステムの構築
- ・機能的食品の開発
- ・免疫・アレルギー等の研究成果の活用
- ・先端計測機器等の開発
- ・植物遺伝資源の活用

(2) バイオ産業活性化事業

国内最大のバイオ産業展示会「バイオジャパン2007」への出展及びその運営を支援することにより、市内企業の技術連携や販路開拓を促進します。

バイオジャパン2007
 会期：平成19年9月19日～21日
 会場：パシフィコ横浜



(3) 研究開発拠点整備事業

横浜サイエンスフロンティア（鶴見区末広町地区）において、バイオ関連企業等の立地促進を図るため、木原記念横浜生命科学振興財団を事業主体とするバイオ関連研究開発施設の整備を推進します。

（バイオ関連研究開発施設の概要）

事業主体 木原記念横浜生命科学振興財団

延床面積 6,000㎡（3,000㎡×2層）

整備場所 横浜サイエンスフロンティア地区内水再生センター上部

(4) 木原記念横浜生命科学振興財団補助事業

バイオ関連の産学官ネットワークの強化・充実と企業化支援を行う財団に対して、運営費の一部を補助します。



IT産業集積の推進

産業立地調整課 IT担当 671-2037

市内IT企業の相互交流や共同研究開発、またIT産業人材育成等の取組みを支援することにより、横浜の強みを活かした新製品やサービスが次々に生み出される創造的なビジネス環境を整備するとともに、市民生活の向上にもつなげていきます。

- (1) 横浜が持つ高度なものづくり産業集積の競争力を支える「組込み技術」産業や、半導体産業等を積極的に振興します。
- (2) 企業・大学・研究機関等による共同研究開発を促進し次世代のITが次々に生み出されるビジネス環境を創出します。
- (3) 産学連携による個性あるIT産業人材育成等に関する取組みを支援します。

「組込み技術」とは：情報家電、携帯電話、自動車などの製品に組み込まれ、その機能を制御するコンピュータ技術。

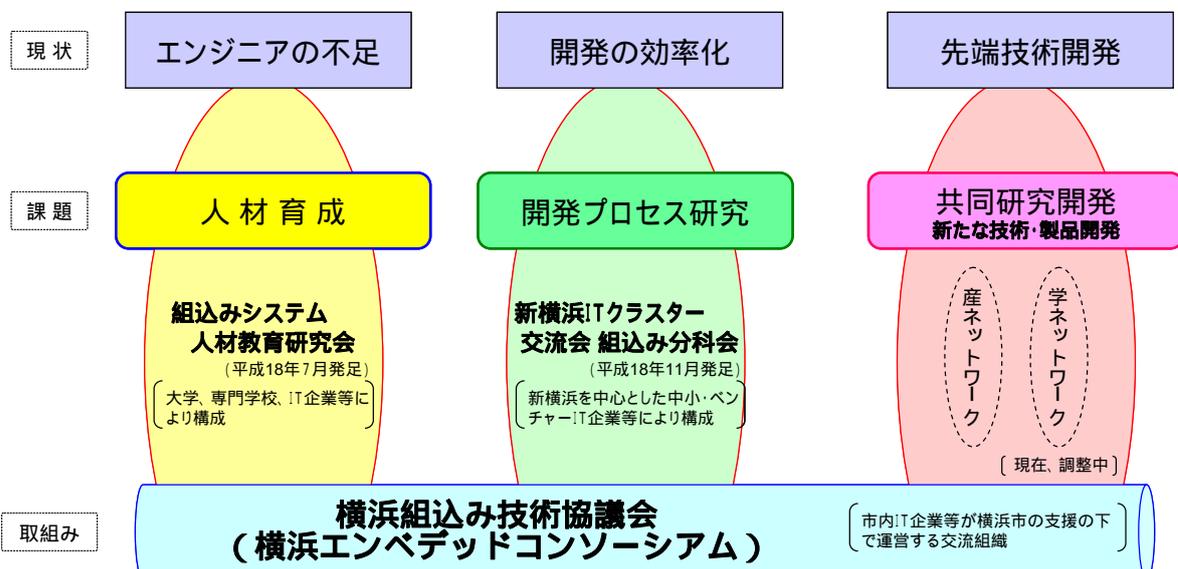
【事業内容】

(1) 先端的IT産業研究開発促進事業

企業・大学・関係機関等によって新たに発足する「横浜組込み技術協議会（横浜エンベデッドコンソーシアム）」の運営を支援します。また、パシフィコ横浜で開催される国内最大の組込み技術展示会「エンベデッドテクノロジー2007」への横浜パビリオン出展等を通じてブランド力の向上を図り、更なる産業集積を進めます。

このほか、次世代情報技術を活用した共同研究開発や、立体映像関連のビジネス創出へ向けた取組み等を行います。

「横浜組込み技術協議会（横浜エンベデッドコンソーシアム）」について（平成19年3月発足）



(2) 半導体ベンチャー設計支援事業

(社)日本半導体ベンチャー協会(JASVA)が横浜に設置した、半導体ベンチャー企業が設計・開発のために利用できる設計センターへの運営支援を行い、横浜での半導体ベンチャー企業の活動を振興します。

(3) 横浜発IT産業人材育成促進事業

大学・専門学校・企業等による、個性あるIT産業人材育成の取組みを支援します。

(4) 新横浜ITクラスター交流会等

新横浜ITクラスター交流会の開催支援

IT産業の先端分野に関する講演や企業プレゼンテーション等を中心に、多数の企業関係者・技術者が交流する「新横浜ITクラスター交流会」の定期的な開催を支援します。

「横浜産業情報ポータルサイト」の運営支援

IT産業を初めとした横浜の産業情報を、シニアNPOを担い手とした新しい仕組みのポータルサイトから発信します。(経済観光局経済企画課「経済の新たな担い手創生事業」と連携)

関内・山下地区の情報化ビル認定、IT事業者への紹介

一定水準以上のITインフラを備えた関内・山下地区のオフィスビルを「情報化ビル」として認定した上で中堅・中小IT事業者へ紹介し、この地区へのITベンチャー企業等の集積を促進します。

【横浜エンベデッドフォーラム】



【新横浜 IT クラスター交流会】



ものづくりの再発展支援

横浜市内工業系地域面積総括表 (単位: ha, %)

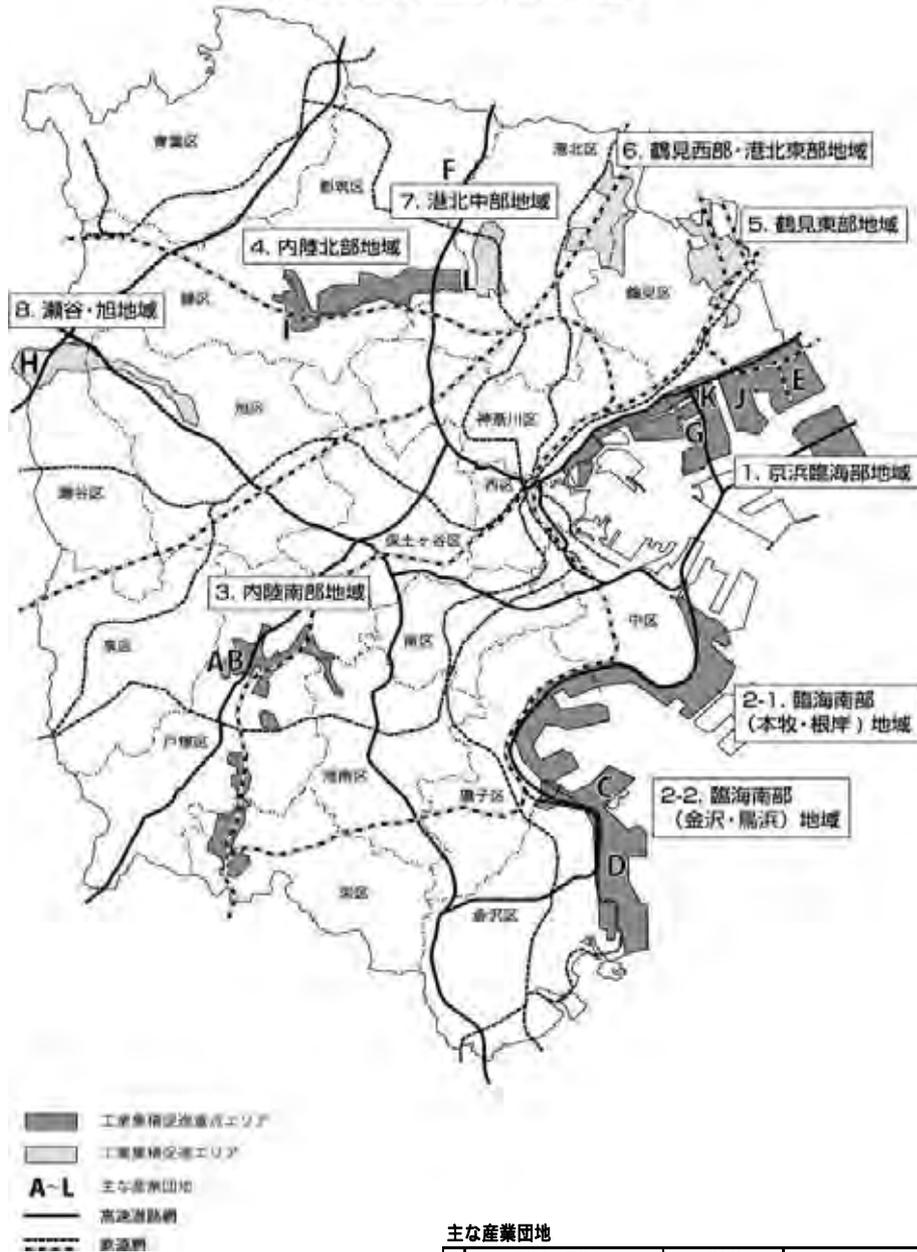
用途地域	面積	地域比	市街化区域比	
			市街化区域比	全市比
工業専用地域	1,833	35	6	4
工業地域	1,681	32	5	4
準工業地域	1,685	33	5	4
合計	5,199	100	16	12
市街化区域	33,022	-	-	76
全市域面積	43,547	-	-	-

横浜市工業統計

(H17年 対象: 従業員数4人以上)

事業所数	3,584
従業者数(人)	109,995
製造品出荷額等(百万円)	4,416,376

横浜市内工業集積図



横浜市内工業集積ゾーン

(単位: ha, 社)

記号	地域	面積	事業所(製造業)数(4人以上)
1	京浜臨海部	1,170	68
2-1	臨海南部(本牧・根岸)	834	41
2-2	臨海南部(金沢・鳥浜)	537	273
3	内陸南部	427	160
4	内陸北部	371	421
5	鶴見東部	230	154
6	鶴見西部・港北東部	235	370
7	港北中部	121	332
8	瀬谷・旭	193	70
合計		4,117	1,889

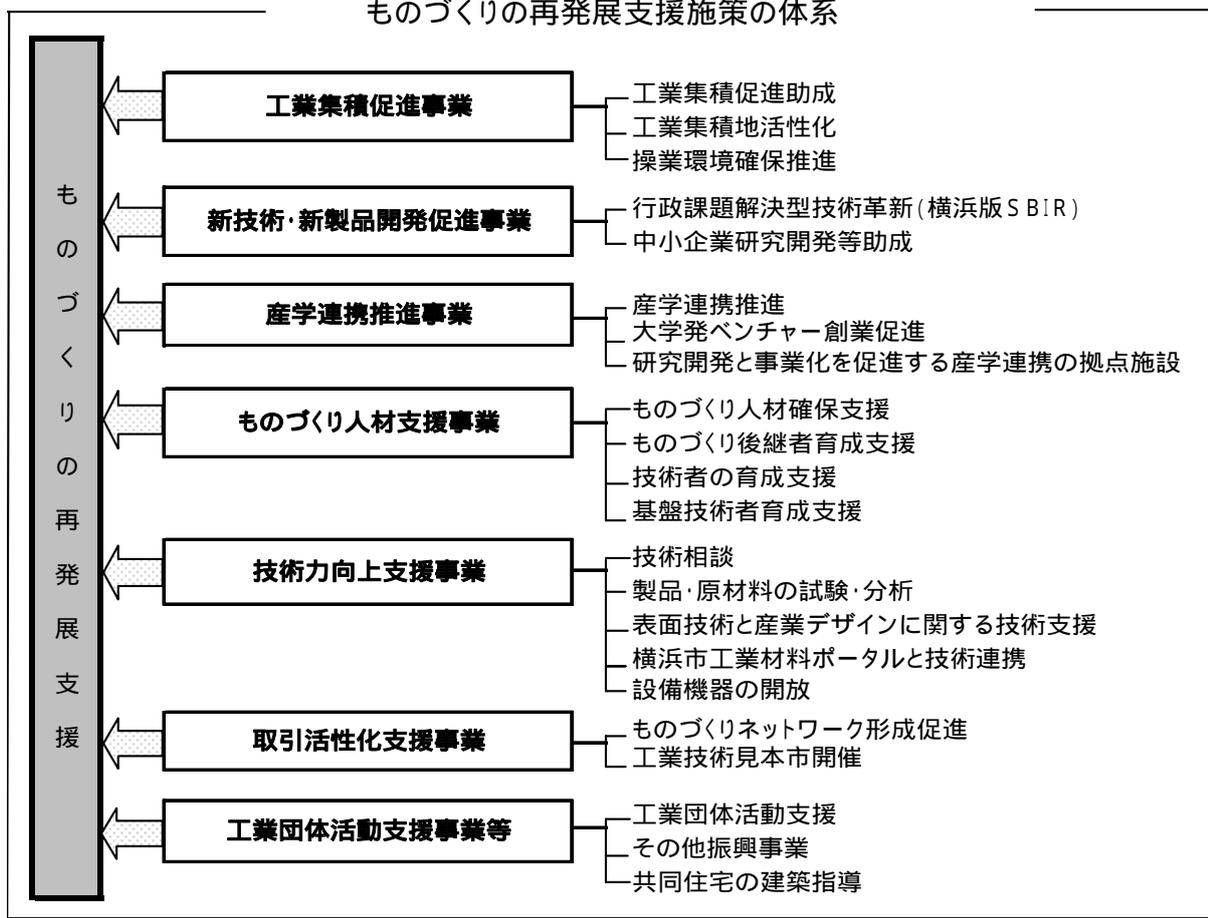
(出典 平成17年度工業統計)

京浜臨海部、臨海南部2箇所の面積は住居・商業等を含む地域の面積です。工業集積地は、工専・工業・準工業地域を主な地域としています。本表における工場数等は、住居系地域も含めた町等の値を集計しています。また一部秘匿データがあります。

主な産業団地

団地名(団体名)	所在地	主な業種
A 第一次戸塚中小企業工業団地	戸塚区上矢部町	自動車部品製造業, 機械金属加工業
B 第二次戸塚中小企業工業団地	戸塚区上矢部町	印刷業, 機械加工業, 食品製造業
C 鳥浜工業団地	金沢区鳥浜町	建材加工業, 機械金属加工業
D 金沢産業団地	金沢区幸浦・福浦	製材加工業, 木材販売関連業, 卸売業, 運輸業, 流通加工業, 製造業, 建設業, サービス業
E 横浜造船団地	鶴見区安善町	造船業
F 早瀬工業団地	都筑区早瀬	機械金属加工業
G 大黒町インダストリアルパーク	鶴見区大黒町	設備工事業, 食品製造業, 印刷業
H 横浜インナーパーク	瀬谷区五貫目町	化学製品製造業, 電子機器部品製造業
I 白山ハイテクパーク	緑区白山一丁目	先端技術産業(通信機・IC・光学等)の研究・開発
J 未広ファクトリーパーク	鶴見区未広町	研究開発型製造業, バイオ関連システムの開発
K 生麦ファクトリーパーク	鶴見区生麦二丁目	機械・金属製造業
L 新横浜テクノヒルズ	港北区新羽町	金属製品製造業, 機械器具製造業

ものづくりの再発展支援施策の体系



工業集積促進事業

工業集積促進助成事業

ものづくり支援課 671-2597

ものづくりを担う中小製造事業者が行う、新規立地や設備投資等に対する助成を行うことにより、企業の高度化や操業環境改善を促進し、本市経済のさらなる活性化を図ります。

工業集積促進助成制度の概要

助成対象者	対象地域内において、工場等の新增設や設備投資を行い、操業を開始した中小製造事業者等	
対象地域	工業集積地及び地区計画等で住宅が制限されている地域 上記以外の工業・準工業地域(設備投資のみ)	
助成額()	所有型	土地・建物取得経費の2%
		対象地域 限度額は1,000万円 (本社設立の場合1,500万円)
	賃貸型	賃貸工場等の賃借料3か月分
		対象地域 限度額は200万円 (本社設立の場合300万円)
設備投資型	建物附属設備、生産設備取得経費の2%	
	対象地域 限度額は500万円、 対象地域 限度額は300万円	
所有型、設備投資型は1,000万円以上の投資額、 賃貸型は、月額10万円以上が対象となります。		

工業集積促活性化

ものづくり支援課 671-2597

市内産業を支える「ものづくり」の再発展を図るため、事業者が安心して操業できるよう、市内工業集積地の特性に応じた支援策の具体的な検討を行うとともに、地域の事業者と連携して集積地の活性化を目指します。

操業環境確保推進

ものづくり支援課 671-2597

立地企業自らが安心して操業できる環境確保に向けたルールづくりを推進するため、検討地域の立ち上げや建築協定等の締結に向けた活動支援を行います。

新技術・新製品開発促進事業

行政課題解決型技術革新事業(横浜版SBIR)

ものづくり支援課 671-3599

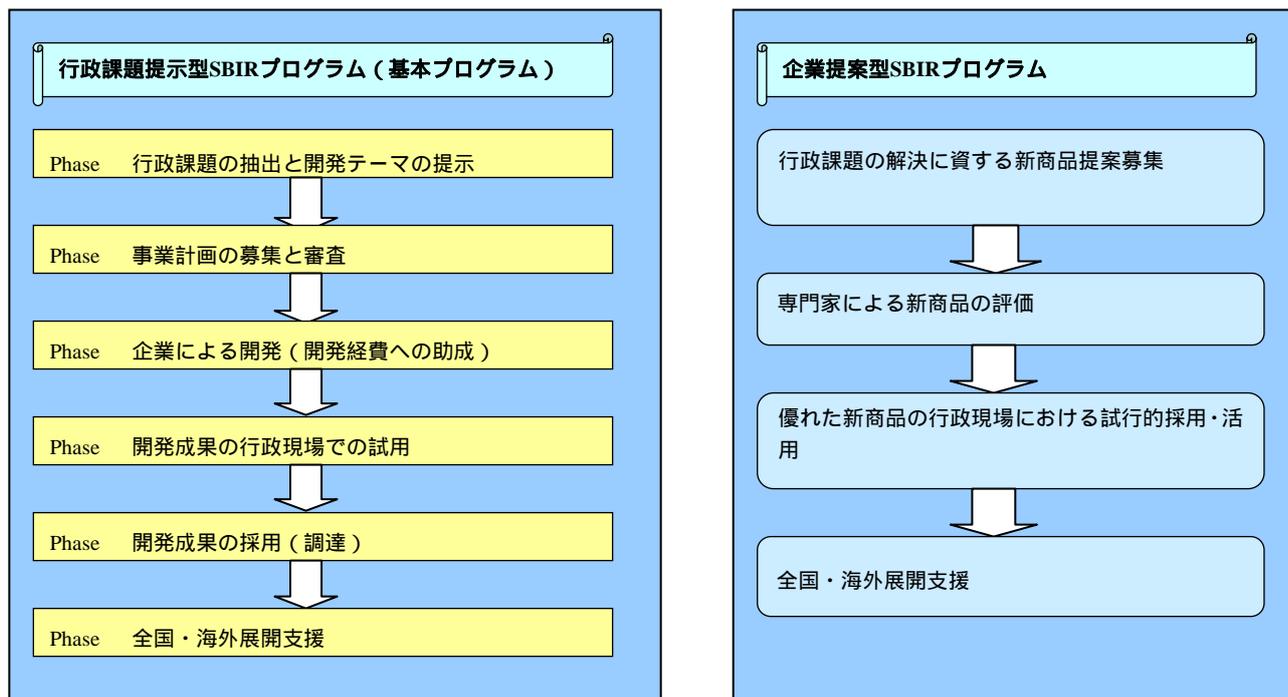
開発型中小企業の成長を支援するため、行政課題を中小企業の優れた技術を活用して解決を図る横浜独自の仕組み(横浜版SBIR)を推進します。

行政課題提示型SBIRプログラム

行政課題を研究開発テーマとして中小企業に提示し、優れた開発計画を有する企業に開発への支援を行います。また、前年度開発成果のモニタリング支援などを実施します。

企業提案型SBIRプログラム

市内中小企業より行政現場の解決に資する優れた新商品の提案募集を行い、行政現場での試行的採用や活用を推進します。



中小企業研究開発助成事業

ものづくり支援課工業技術支援センター 788-9000

ものづくり支援課 671-3599

新技術・新製品開発等を支援するため、開発経費の一部や企画立案に要する事前調査費用の一部を助成します。

横浜市中小企業研究開発助成制度の概要

対象者	市内に主たる事業所を有する中小企業者又はこれら中小企業者等で構成するグループ
対象事業	(1) 技術革新を担う先導的で波及効果の大きい新技術又は新製品の開発で、年内に完了するもの (2) 新規性の著しい在来技術又は在来製品の改良で、年内に完了するもの (3) 商品化を実現するために必要な試作品のデザイン開発費又は試作品を商品として実現させるのに必要な技術開発で年内に完了するもの (4) 具体的な開発目標に必要な情報収集、企画、立案等の活動を行うもの
助成率	対象事業に要する経費の2分の1以内
助成限度額	(1)1,000万円 (2)200万円 (3)300万円 (4)100万円

産学連携事業

大学の研究成果と市内中小企業の開発ニーズを結びつけ、既存中小企業の技術力・研究開発力の向上、大学と市内中小企業の共同研究への発展、研究成果の事業化を支援します。

横浜市内には、神奈川大学、関東学院大学、慶應義塾大学、鶴見大学、桐蔭横浜大学、東京工業大学、武蔵工業大学、横浜国立大学、横浜国立大学などの理工系大学が立地しています（市内理工系9大学）。

産学連携推進

ものづくり支援課 671-2567

産学キーテクノロジー産業育成

市内に集積する精密加工や精密鋳造技術を持つ中小企業の技術力・研究開発力の向上を図るため、ナノテクノロジーなどの先端技術育成を積極的に進め、次世代の本市の核となるキーテクノロジー産業の育成を図ります。

ナノテクフォーラムの開催

市内理工系大学の研究開発ニーズと市内中小企業の技術力をマッチングさせ、横浜独自の新技術を創出するため、ナノテクフォーラムを開催します。

国費プロジェクトの導入支援

大学の研究成果を核とする市内中小企業の技術力向上のため、国費プロジェクトの導入を支援します。

産学連携スタートアップ支援

大学と企業の出会いの場の拡充（産学交流の促進）、共同研究編成の促進等を通じて、産学連携による企業の技術力・研究開発力の向上を図り、新製品・新技術の創出につなげます。

スタートアップリエゾン

企業と大学研究者の仲介を図るため、各種技術の専門家である技術リエゾンプロデューサーが、産学連携の各種相談対応をはじめ、共同研究の支援を行います。

産学交流サロン（毎月1回）

理工系大学等の研究者を招き、企業を対象に毎回テーマを変えて研究内容の講演や意見・情報交換を行います。

産学スタートアップ助成

市内中小企業が市内理工系大学と共同研究に着手する際の経費の一部を助成します。

助成対象経費：大学との受託研究・共同研究契約等に基づき、企業から大学の外部資金受入窓口へ振り込んだ経費

助成率・助成限度額：助成対象経費の2分の1以内、上限50万円

産学事業化支援

特定のテーマ毎に市内企業や大学研究者が参画するテーマ別研究会の設置・運営、各種展示会における産学共同研究による製品・試作品のPR等により、産学連携の成果を事業化につなげます。

事業化リエゾン

産学連携の成果を事業化につなげるため、技術リエゾンプロデューサーが共同研究から事業化までを総合的に支援します。

テーマ別研究会

特定の研究テーマごとに市内企業と大学研究者が集い、研究テーマを深く掘り下げ、独創的、革新的な研究成果を創出します。

技術展示会でのプロモーション

展示会への出展により、市内企業の優れた技術力や、市内大学の最先端の研究成果をプロモーションします。

大学発ベンチャー創業促進

ものづくり支援課 671-2567

東工大横浜ベンチャープラザ入居企業支援

東京工業大学すずかけ台キャンパス（緑区長津田）に平成18年12月に完成したインキュベーション施設「東工大横浜ベンチャープラザ」の入居企業に対し、賃料の一部補助や経営等に関するアドバイザーの派遣などを行い、早期事業化・事業拡大を支援します。



東工大横浜ベンチャープラザ

【施設概要】

所在：横浜市緑区
長津田町 4259-3
構造：鉄骨造4階建
敷地面積：約3,460㎡
延床面積：約2,800㎡
賃貸面積：約1,830㎡
居室数：全26室

大学発ベンチャー経営支援

大学発ベンチャー創業時の課題や、経営上の問題等を解決するため、特許・経営等の専門家等を活用し支援を行います。

研究開発と事業化を促進する産学連携の拠点施設

鶴見区末広町に開設した「横浜市産学共同研究センター」には、企業と大学が共同で取り組む研究プロジェクトが入居しています。実験棟（7区画）と研究棟（15室）からなり、延床面積約5,600㎡、15プロジェクトが入居し、先端的な研究開発が行われています。

（平成19年4月1日現在）

リーディングベンチャープラザ



横浜市産学共同研究センター

横浜市産学共同研究センターに隣接する「リーディングベンチャープラザ」には、産学共同研究成果の事業化を目指すベンチャー企業や、新技術・新製品開発・新分野進出を図る企業が入居しています。試作開発工場、研究室仕様オフィス、オフィス、

スタートアップオフィスからなり、延床面積は約5,390㎡、バイオ関連企業など24社が入居しています。さらに、平成17年4月に延床面積約3,180㎡の2号館が完成し、15社が入居しています（平成19年4月1日現在）。

ものづくり人材育成支援事業

ものづくり人材確保支援

ものづくり支援課 671-3490

技術者をはじめ、中小製造業で必要となる求人ニーズをきめ細かく把握し、民間の人材派遣会社等と連携し、企業の求人ニーズに合わせたマッチングを行います。

ものづくり後継者育成支援

ものづくり支援課 671-3490

工場見学会の開催など社団法人横浜市工業会連合会が実施する市内中小製造業における後継者確保に向けた事業を支援します。

技術者の育成支援

ものづくり支援課工業技術支援センター 788-9000

市内中小製造業が必要とする多様な技術ニーズに対応できる人材の育成を図るため、民間技術研修機関等で実施している技術講習受講者に対する補助を行います。

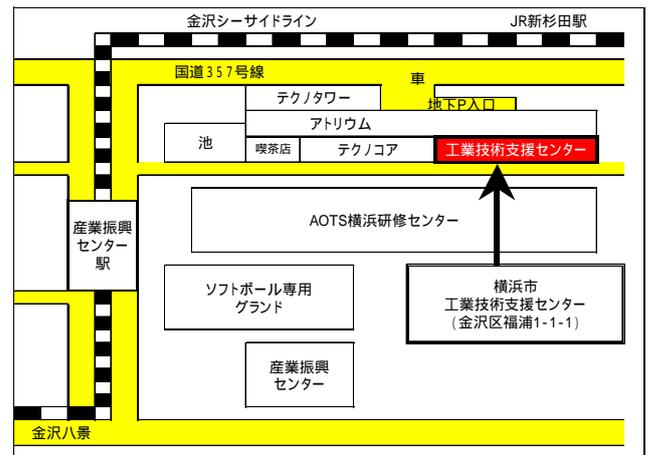
民間研修機関

日産ラーニングセンター（旭区）、(独)雇用能力開発機構神奈川センター（旭区）、(社)神奈川県工業技術研修センター（海老名市）、(財)日本溶接技術センター（川崎市）、ミットヨ計測学院（川崎市）

基盤技術者育成支援

ものづくり支援課工業技術支援センター 788-9000

重要な基盤技術の一つであるめっき技術に関して、技術講習及び技能検定試験を実施します。



工業技術支援センター案内図

技術力向上支援

技術相談

ものづくり支援課工業技術支援センター 788-9000

加工精度の向上、工程の自動化、不良品の削減など生産現場のさまざまな課題に対して、民間の技術士など外部専門家（技術アドバイザー）を派遣しアドバイスを行います。技術分野（機械加工、自動化、機械設計、電気・電子、計測、金属材料、環境、化学・プラスチック材料、生産管理、情報・ソフトウェアなど）

表面技術と産業デザインに関する技術支援

ものづくり支援課工業技術支援センター 788-9000

めっき、ドライプロセスなどの表面技術及び産業デザインについての相談・指導、試験分析、デザイン提案、技術者養成、研究開発などを行います。

設備機器の開放

ものづくり支援課工業技術支援センター 788-9000

「デザインモデル製作工房」や「スカーフデザイン画像データベース」の利用開放を行います。

製品・原材料の試験・分析

ものづくり支援課工業技術支援センター 788-9000

企業から依頼を受けて、「化学・物理試験」「表面分析」等を行います。おもな試験・分析機器としては、X線光電子分光分析装置、電子線マイクロアナライザ、走査型電子顕微鏡、塩水噴霧試験機等があります。



横浜市工業材料ポータル

ものづくり支援課工業技術支援センター 788-9000

市内中小製造業への技術支援充実のため、先端材料の展示室「工業材料ポータル」の運営・技術連携を促進します。

工業材料ポータルの運営 材料のマッチングを促進します。

先端技術分野プロジェクトの開催

先端機械技術プロジェクト（レーザー加工、放電加工などの最新の工作機械や生産設備等の研究）

最新電子技術プロジェクト（最新の電子関連の技術や情報通信技術の応用開発の研究）

新材料実用化部会（新製品開発に役立つ材料の研究）

個別の技術連携相談等

企業の要望に応じて連携先企業を紹介・仲介

取引活性化支援事業

ものづくりネットワーク形成促進

ものづくり支援課 671-3490

企業の受発注情報の整備を行うとともに、その活用・充実を図り、ビジネスチャンス（取引機会）につなげます。また、市内中小製造業者と大手・中堅企業との企業間ネットワークや他都市等との連携を図ります。

工業技術見本市開催

ものづくり支援課 671-3490

市内中小業の自社製品・技術の発表の場として開催される工業技術見本市「テクニカルショウヨコハマ」を支援し、取引の拡大を図ります

テクニカルショウヨコハマ2007開催結果概要

テーマ：「未来をつくるものづくり」
会期：平成19年1月31日（水）～2月2日（金）
主催：横浜市、神奈川県、(社)横浜市工業会連合会
(社)神奈川県産業貿易振興協会
開催規模：会場 パシフィコ横浜展示ホール
出展数 308社・団体
展示小間数 375小間（1小間あたり3×3m）
入場者数：31,085人
出展分野：ビジネスソリューション分野、生産分野、
生活・環境分野、異業種間交流等のグループ分野、産学連携分野
併催行事：講演会、購入資材調達大商談会、
中小・ベンチャー企業等知的財産権セミナー等

テクニカルショウヨコハマ2008開催予定
会期：平成20年2月13日（水）～15日（金）

共同住宅の建築指導

ものづくり支援課 671-2597

市内の工業地域・準工業地域での共同住宅建築に際し、共同住宅入居者と周辺工場との間のトラブル防止、工場等の生産環境の保全を図るため、「横浜市工業地域等共同住宅建築指導基準」により、指導を行っています。

【指導内容】

- ・周辺工場と事前に協議すること。
（協議回数3回以上・協議期間2ヶ月以上）
- ・パンフレット、重要事項説明書などに、当該地域が工業地域等であることや周辺の環境などを記載し、入居者の注意を喚起すること。
- ・建築予定地内建物周辺部に、緩衝緑地を設置すること。
（敷地面積500㎡以上の場合、敷地面積の5%以上、同1,000㎡以上の場合同10%以上の緩衝緑地を設置）
- ・その他良好な居住環境及び都市環境の維持を図り、生産環境の保全に関する措置を講ずること。

工業団体の支援等

工業団体活動支援

ものづくり支援課 671-3490

本市工業振興策の実施のため、社団法人横浜市工業会連合会の活動を支援します。

社団法人横浜市工業会連合会の概要

会長：貝道 和昭
設立：昭和59年3月30日
会員数：約2,100社
事務所：中区山下町2番地産業貿易センタービル2階

地域工業会名

鶴見区工業会（鶴見区）
神奈川工業会（神奈川区）
みなと工業会（西区、中区）
南工業会（南区）
港南区工業会（港南区）
横浜西部工業会（保土ヶ谷区、旭区、瀬谷区）
磯子事業会（磯子区）
金沢区工業団体連合会（金沢区） 横浜金沢産業連絡協議会 横浜市金沢団地協同組合 金沢中央事業会
(社)横浜北工業会（港北区、都筑区、緑区、青葉区）
戸塚泉栄工業会（戸塚区、泉区、栄区）

【主要事業】

- 経営基盤強化事業
 - ・地域セミナー
 - ・新入社員合同研修
- 工業技術見本市開催事業
- ものづくり人材育成支援事業
- ものづくりネットワーク形成促進事業
- 産業振興に関する提言・調査等
- 産学連携、産学交流の推進
- 操業環境確保推進事業
- 地域工業会及び横浜青年経営社会の活動支援

その他

その他振興事業

ものづくり支援課 671-3490

市内製造業に勤務する永年勤続従事者や工業団体役員を表彰し、市内製造業の人材育成を支援します。

創業から上場までの一貫した総合的企業支援

横浜型知的財産戦略推進事業

経営・創業支援課 671-3492

「横浜型知的財産戦略推進計画（平成 17 年度策定）」に基づき民間と協働して平成 18 年 10 月に設立した「(株)知財マネジメント支援機構」を中心に、中小企業等の知的財産を活かした経営戦略展開を支援します。

【主な事業内容】

- ・横浜価値組企業評価・認定事業
 - ・セミナー開催などの普及・啓発事業
 - ・横浜型知的財産戦略推進計画に基づく支援事業
- 横浜価値組企業とは・・・

知的財産を活かした経営を展開し、国際競争力のある新製品・新技術・サービス等を生み出し、自らの企業価値を高め、世界を舞台にした活躍を目指して成長・発展していく企業
 中小企業の持つ知的財産に着目して、格付け評価を行い、一定水準以上の評価を得た企業を「横浜価値組企業」として認定
 認定企業には、低利融資の他、各種後方支援媒体を活用した後方支援を実施



横浜型地域貢献企業支援事業

経営・創業支援課 671-3492

社会や地域への貢献を意識した事業活動を展開する市内企業等の活性化を図るため、雇用環境など地域貢献の視点を持って取り組む企業等を「横浜型地域貢献企業」に認定し、支援します。

【主な事業内容】

- ・地域貢献企業の認定基準の設定
- ・モデル事業を実施し、地域貢献企業を認定
- ・地域貢献企業認定監査員の養成

上場企業150社プロジェクト推進事業

経営・創業支援課 671-3492

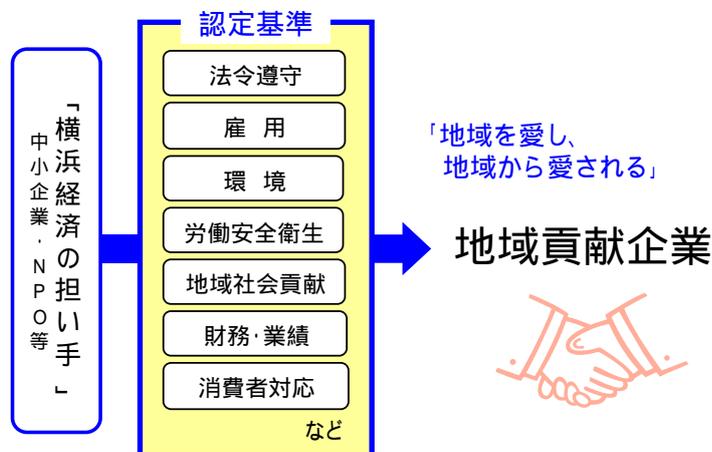
経済活性化のけん引役となる株式上場企業の集積促進を図り、活力ある横浜経済の実現を図るため、創業から上場までの一貫した支援体系と、地域が一体となり企業の成長・発展を支援する仕組みを構築します。開港150周年を迎える平成21年までに、市内上場企業数を150社以上とすることを目指します。

【主な事業内容】

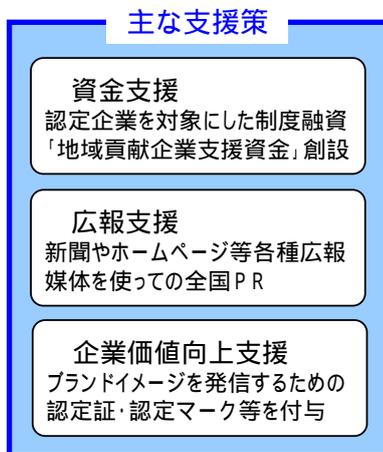
- ・新規上場企業の発掘・支援
- ・上場準備企業への継続支援

<概要>

「地域貢献企業」への認定



さらなる成長・発展への支援



次代の横浜経済をリードするベンチャーの創生

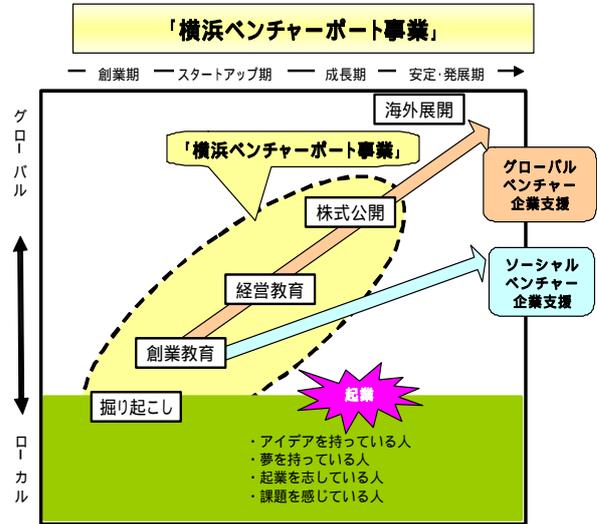
世界を舞台に活躍できるグローバルベンチャーや、ビジネスを通じて社会的課題の解決に取り組むソーシャルベンチャーの創生に向けて、意欲とアイデアに富むアントレプレナーの育成・発掘、起業及びスタートアップ、さらに成長・発展を一貫かつトータルに支援します。

グローバルベンチャー支援事業

先進的・創造的な活動を通じて世界を舞台に活躍し、今後の横浜経済の発展をリードするようなベンチャー企業の創出及び成長発展を支援します。

ソーシャルベンチャー支援事業

起業家精神、社会的ミッション、ビジネススキルを持ち、環境・福祉・教育分野等の社会的課題解決に取り組む「社会起業家」(ソーシャルアントレプレナー)の創出及び起業支援を行います。さらにベンチャービジネスとしての成長・発展を支援します。

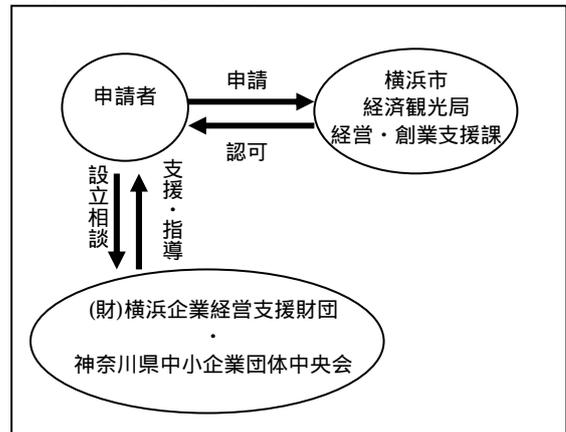


事業協同組合等の設立認可

中小企業は、一般的に規模が小さい、資金調達力や情報収集力が弱い等のため、事業経営の上で不利な立場に立たされている場合が多く、そのため、同業者などが集まって組織化することは、有効な対応手段といえます。この中小企業の組織化を図るための手段の一つに組合制度があります。なお、事業協同組合等を設立する場合は認可が必要です。

- ・ 組合の種類
 - 事業協同組合(事業協同小組合) 企業組合 商店街振興組合
- ・ 認可事務
 - 設立 定款変更 合併 員外利用の特例
- ・ 届出等受理事務
 - 役員の変更 解散 決算関係書類 会社への組織変更
- ・ 措置命令等
 - 検査等 業務改善命令 解散命令

事業協同組合設立認可の流れ



(財)横浜企業経営支援財団支援事業

経営・創業支援課 671-3492

(財)横浜企業経営支援財団運営支援事業

横浜市内の中小・中堅企業を総合的に支援する財団法人横浜産業振興公社が改組し、平成19年4月に(財)横浜企業経営支援財団として再スタートしました。同財団の運営を支援します。

【(財)横浜企業経営支援財団の概要】

理事長 清水 利光
基本財産 1億6,055万円
(横浜市出えん額 1億円)

横浜メディア・ビジネスセンター支援事業

平成16年春にオープンした「横浜メディア・ビジネスセンター」は、情報・放送・通信・IT関連企業等の集積拠点として、また、関内地区の活性化に寄与するため、(株)神奈川新聞社、(株)テレビ神奈川及び(財)横浜産業振興公社の3者により共同で建設されました。横浜メディア・ビジネスセンターの整備・運営に参画する(財)横浜企業経営支援財団を支援します。

所在地 中区太田町 2-23

敷地面積 約2,250㎡

延床面積 約18,500㎡

施設内容

(財)横浜企業経営支援財団、IT関連企業オフィス、プラザ、(株)神奈川新聞社本社、(株)テレビ神奈川本社・スタジオ、学校法人関東学院 KGU 関内メディアセンター

横浜情報文化センター支援事業

平成12年10月に全館オープンした「横浜情報文化センター」は、メディアの発展と情報関連産業の振興を図り、あわせて関内地区の活性化を図る拠点として整備されました。建物は、昭和4年築の貴重な西洋建築で本市認定歴史的建造物である「旧横浜商工奨励館」を保全・活用した4階建ての旧館部分と12階建ての新館部分からなり、デザイン的にも周辺の横浜らしい歴史のまちなみ景観に配慮しました。(財)横浜企業経営支援財団が管理運営する横浜情報文化センター事業を支援します。

所在地 中区日本大通 11

敷地面積 3,345㎡

延床面積 23,214㎡

事業主体 (財)横浜企業経営支援財団

(管理事務所 電話 664-3737、FAX 664-3788)

【主な施設】

日本新聞博物館(愛称 ニュースパーク)

[新館2~5階、旧館2~4階]

<(財)日本新聞教育文化財団

電話 661-2040、FAX 661-2029>

放送ライブラリー[新館8~10階]

<(財)放送番組センター

電話 222-2828、FAX 641-2110>

情文ホール(多目的ホール)・会議室[新館6・7階]

<電話 664-3737、FAX 664-3788>

情報関連産業オフィス[新館11・12階]

<参考>(財)横浜企業経営支援財団が運営するインキュベーション施設

		【運営主体(財)横浜企業経営支援財団】							
		鶴見会館 TEL 501-4024		リーディングベンチャープラザ (横浜新技術創造館) TEL 508-7450					
		横浜金沢ハイテクセンターテクノコア TEL 788-9570		1号館		2号館			
		R&Dスタートアップラボ	産学共同研究ラボ	研究開発等支援ラボ	試作開発工場(事務所含)	研究室仕様オフィス	オフィス(スタートアップオフィス有)	オフィス	研究室仕様オフィス
所在地	横浜市鶴見区鶴見中央3-19-11	横浜市金沢区福浦1-1-1		横浜市鶴見区小野町75-1					
貸室数	3室	35室		6室	18室	14室	8室	18室	
面積	114㎡、39.2㎡、31.5㎡	35㎡~126㎡		130㎡~340㎡	50㎡~100㎡	25㎡~50㎡	45㎡	45㎡~90㎡	
仕様	オフィス	研究室、オフィス		試作開発工場	研究室	オフィス	オフィス	研究室	
月額賃賃料	1,000円/㎡	2,500円/㎡		2,100円/㎡	2,625円/㎡	オフィス 2,362円/㎡ スタートアップ 1,155円/㎡	2,362円/㎡	2,625円/㎡	
月額共益費	550円/㎡	1,250円/㎡		420円/㎡	1,260円/㎡				
敷金	なし	なし(連帯保証人要)		6か月分	なし				
入居期間	5年	5年		特になし	・原則1年以上5年以内(審査会の承認を得た場合は、5年間まで更新可能) ・スタートアップオフィスは3年				
対象	入居時に設立後概ね5年以内である中小企業 中小企業等における新技術・新製品開発や新規事業開拓のプロジェクト 異業種等、複数の企業が共同して研究開発又は市場開拓を行うもので、中小企業がその構成員の大半を占めているもの	大学と市内中小企業が共同で行う研究プロジェクト		市内企業や、スタートアップ支援対象企業の研究開発を支援する企業や団体	・新技術・新製品開発、新分野進出をめざす工業技術系の研究開発型中小・中堅企業等 ・スタートアップオフィスは創業3年以内(入居時点)のベンチャー企業・企業家が対象				

企業の経営をワンストップでサポート

市内中小企業のワンストップ窓口として、創業、ベンチャー、経営革新、株式公開などの企業支援を横浜メディア・ビジネスセンターにおいて実施しています。

中小企業支援センター事業

市内企業の総合相談窓口

〔(財)横浜企業経営支援財団〕

225-3711

各種支援機関とのネットワークを利用して中小企業者の皆様の多様な課題に対して専門的な解決策を提供します。

経営相談

中小企業の皆様が日常企業経営していく中で直面する、財務、金融、労務や販路開拓、法律、税務等の多様な課題に対して、職員及び民間専門家が専門的な解決策を提供します。

窓口相談・電話相談（無料）

中小企業診断士が経営全般に関する相談を、来所、電話でお受けしています。

ビジネスエキスパート面談

（年度内3回まで無料・事前予約制）

起業家やベンチャー企業を支援するノウハウを有する、弁理士、弁護士、公認会計士等の民間専門家や販路開拓や営業ノウハウを持つ企業実務経験者を登録し、特許、法律、財務等の専門的な課題解決の支援や販路開拓等に関する実践的なアドバイスを行います。

[登録エキスパート]

弁理士、弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、技術士、社会保険労務士、中小企業診断士、企業実務経験者、ITコーディネーター、ISO審査員

専門家派遣

経営革新・新事業展開を図り経営の向上を目指す中小企業、創業予定者の方を対象に、具体的な経営課題の解決を支援するために、経営、技術、財務、法律などの民間専門家を継続して派遣します。（有料）

〔派遣テーマ〕

経営戦略、財務・会計、法務、労務、技術・特許、ISO、IT、販路開拓、マーケティング等に関する具体的な経営課題に対応したテーマについて行います。会社のニーズや課題などの実態にマッチした支援計画を作成し、支援プログラムにそって経営のアドバイスを行います。

〔派遣専門家〕

財団に登録しているビジネスエキスパートで中小企業の支援の第一線で活躍している経験豊富な専門家を派遣します。

創業支援・成長促進事業

〔横浜ベンチャーポート〕

662-6988

創業をめざす人の掘り起こしや教育、起業した人への経営支援、先進的・創造的な活動を通じて世界を舞台に活躍するグローバルベンチャーや社会的課題の解決に取り組むソーシャルアントレプレナーの創出・成長支援、株式公開をめざす企業への専門的支援を行います。

知的財産を活用した経営支援

〔(株)知財マネジメント支援機構〕

226-2351

中小・中堅企業の技術等の先進性、市場性の評価や知的財産を活かした経営戦略の策定とその実施を支援します。知的財産の創造から保護、活用までを一貫して総合的に支援し、市内企業の活性化を図ります。

中小企業経営安定事業

金融課相談認定係 662-6631・8931

中小企業へのワンストップサービスの一環として、横浜メディア・ビジネスセンター7階で、経営安定のための診断・助言や市制度融資の利用相談、制度融資・セーフティネット保証の認定業務等を行います。また、一度事業に失敗した経営者の再挑戦を支援する事業を引き続き推進するとともに、金融機関、市信用保証協会と連携し、経営が深刻な状況に陥ることを未然に防止する予防経営診断を実施します。

経営相談・経営安定診断

経営悪化や売上減少など、経営の安定を図る必要がある中小企業に対して、経営計画の見直しや売上減少の対応策、資金繰り対策等の課題に応じたコンサルティングを行います。

再挑戦支援事業

一度事業に失敗した経営者などの再挑戦を支援するため、引き続き再挑戦支援相談窓口の設置や、再チャレンジアドバイザーを派遣した特別相談等を実施します。

地域連携企業経営健全化支援事業 （転ばぬ先の杖診断事業）

企業経営の健全化を進めるため、融資の初めての条件変更先企業を対象に地域金融機関の協力を得て、本市と市信用保証協会が連携した支援チームが予防経営診断を実施します。

制度融資・セーフティネット保証認定

市の制度融資やセーフティネット保証の資格認定業務を行います。

融資利用相談

市制度融資の利用についての相談に応じます。



アクセス
JR・横浜市営地下鉄「関内駅」、
みなとみらい線「馬車道駅」「日本大通駅」徒歩5分
〒231-0011 中区太田町2-23
横浜メディア・ビジネスセンター
7F (財)横浜企業経営支援財団、
経済観光局金融課相談認定係
6F 横浜ベンチャーポート、
(株)知財マネジメント支援機構

企業の振興・発展のための金融支援

横浜市中企業融資制度

認定窓口・金融相談 金融課相談認定係 662-8931
 制度詳細 金融課金融係 671-2592

事業目的

経営の安定や設備の更新、経営の多角化など市内中小企業の資金需要に対し、必要な資金を円滑に調達できるよう、次のとおり各種融資制度を設けています。

名称	融資限度額	利率	融資期間
振興資金	2億円以内 組合：4億円以内	() 固定：1.7～2.8%以内 変動：短期プライムレート +0.9%以内	運転資金：7年以内 設備資金：10年以内
地域連携少額対応資金	2,000万円以内	固定：2.2%以内	5年以内
地域連携迅速対応資金	8,000万円以内	取扱金融機関所定利率	7年以内
小規模企業資金			
小規模企業資金	2,000万円以内	() 固定：2.0～2.4%以内 変動：短期プライムレート +0.7%以内	7年以内
小口特別 (無担保無保証人)	1,250万円以内		
経営安定資金			
経営安定資金	8,000万円以内 組合：1億円以内	固定：1.9%以内	運転資金：7年以内 設備資金：10年以内
地域産業雇用支援特別		固定：1.4%以内	
セーフティネット特別		固定：1.9%以内	
成長支援資金	1億円又は2億円以内 組合：4億円以内	固定：2.1%以内	10年以内
ものづくり支援資金			
ものづくり支援資金	2億円以内	固定：2.1%以内	運転資金：7年以内 設備資金：10年以内
拠点整備特別支援	3億円以内	固定：1.8%以内	12年以内
地域貢献企業支援資金	8,000万円以内	固定：1.9% 又は2.1%以内	7年以内
産業立地促進資金	3億円以内	固定：1.8%以内	12年以内
地域連携経営改善支援資金	2,000万円以内	取扱金融機関所定利率	10年以内
環境保全資金	8,000万円以内	固定：1.9%以内	10年以内
創業ベンチャー促進資金			
開業支援	1,000万円 又は2,000万円以内	() 固定：2.0～2.4%以内 変動：短期プライムレート +0.7%以内	運転資金：5年以内 設備資金：7年以内
ビジネスプラン	2億円以内	固定：2.0%以内	運転資金：7年以内 設備資金：10年以内
貿易振興金融	7,000万円以内	固定：1.7%以内	2か月～1年以内

注1：()は、固定金利と変動金利を選択することができ、固定金利は融資期間に応じて設定しています。

注2：利率は上限利率を表記しています。

注3：上記利率については、平成19年4月1日現在を基準としており、金利の動向により変動する場合があります。



経営安定資金の一部、ものづくり支援資金(拠点整備特別支援)、産業立地促進資金、環境保全資金、創業ベンチャー促進資金(ビジネスプラン)は、取扱金融機関に申し込みをする前に認定を受けている必要があります。

横浜型債券市場推進事業

金融課債券市場担当 671-2592

平成16年度からスタートした「横浜型債券市場」では、優れた技術力・発想力や成長意欲のある中小企業が信用力に応じた多様な資金調達を図れるよう、CLO(ローン担保証券)、CBO(社債担保証券)や私募債の発行支援を進めています。さらに、参加企業を市のホームページに掲載しPRするなど、中小企業のステージアップを後押ししています。

平成19年度は新たに、取引先や知人など身近な人を対象に発行し、手続きが簡素な少数私募債の発行支援に取り組むなど、より一層の充実を図っています。

横浜型債券市場の特徴

- ・成長意欲のある中小企業のステージアップを支援します。
- ・地域金融機関と共に支援します。
- ・市民が投資家として参加します。
- ・他都市との連携・広域化による市場を形成します。

横浜市産業活性化資金融資

金融課金融係 671-2592

融資対象事業

市と(財)横浜企業支援財団が継続して指導する事業で、次のものをいいます。

- ・商店街機能更新事業
- ・共同化・共同施設整備事業
- ・市が定める重点産業支援事業
- ・知的財産活用事業化支援事業
- ・産業支援NPO等支援事業
- ・企業誘致インフラ整備事業
- ・特定協約団体の経営改善支援事業
- ・市長が特に認める事業

融資条件

融資方法	一般貸付又は直接貸付
融資対象	・組合 ・会社 ・公益法人 ・人格なき社団 ・合同会社 ・特定非営利活動法人 ・有限責任事業組合
資金使途	事業を実施するために必要な資金
融資割合	原則として、融資事業費の80%以内 なお、一般貸付における無利子分は、90%以内
融資期間	20年以内(据置期間含む)
融資利率	原則として1.5%又は無利子
返済方法	原則として、元金は、据置期間経過後、均等半年賦返済、利息は両端入前払いとし、元金償還日に合わせて返済、計算方法は365日とする
連帯保証人	原則として主な役員2人以上
担保	原則として徴する。

商業・コミュニティビジネスの振興

商店街を中心とした地域経済の活性化

地域経済元気づくり事業

商業・コミュニティビジネス振興課 671-3488

商店街を中心とした地域経済の活性化を目指し、商店街とコミュニティビジネス事業者・自治会・学校等、多様な経済活動団体を横断的に連携する「元気づくりの支援拠点」を地域の中に設置します。

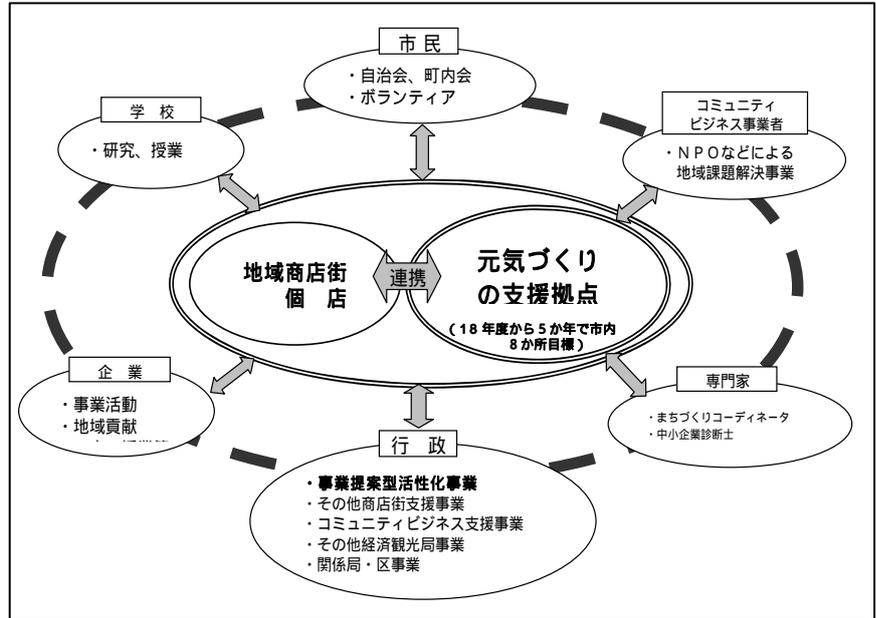
平成19年度は新たに2箇所を設置し4箇所に拡大します。

商店街事業提案型活性化事業

商業・コミュニティビジネス振興課 671-3838

地域経済元気づくり事業の促進のために、当該事業の実施区域内の商店街が行う、地域特性や地域資源を活かした事業実施を支援します。

地域経済元気づくり事業概要図



安全・安心な商店街づくり事業

積極的に防犯活動に取り組む商店街に対して、自主防犯活動経費及び街路灯電気料の一部助成を行います。

補助対象: 会員100店舗以下の商店街

商業・コミュニティビジネス振興課 671-2569

安全・安心な商店街づくり 補助率等

夜間パトロール、防犯講習会、マップ・ステッカーの作成、ブザー・スプレー等の配布など	ポスター・パンフレット・マニュアル作成等の印刷費、防犯器具等備品購入費、講習会講師等専門家謝金、消耗品費など(交通費、食料費を除く)及び街路灯電気料	1/2	50万円
---	--	-----	------

商店街活性化プラン支援事業

商店街の活動方針や事業計画の策定のほか、その実現に向けた種々のソフト事業に対し支援を行います。

商業・コミュニティビジネス振興課 671-2569

プラン実践支援事業 補助率等

補助対象	補助率	補助限度額	活動事例
イベントを除くソフト事業費(広報宣伝費、委託料など)	2/3	30万円	商店街情報・お店情報・地域情報などを盛り込んだ情報紙やかかわら版、ガイドブックの作成、HPの作成など

1 プラン実践支援事業

情報誌の発行など、活性化に向けて商店街が行うソフト事業(イベントを除く)を支援します。

2 商学連携支援事業

商店街の活性化を目的として、大学等と連携・協働し活性化策や新規事業の検討等に取り組む商店街を支援します。

商学連携支援事業 補助率等

補助対象経費	補助率	補助限度額	備考
会議費、消耗品費、印刷製本費、広告宣伝費など	2/3	50万円	同一商店街への補助は3か年を限度とします

ライブタウン整備事業

商業・コミュニティビジネス振興課 671-3838

横浜市の商業力の強化・充実や商店街の環境整備による魅力向上などを目的として商店街が行う商業基盤施設の整備等を支援します。

事業内容

指定申請のあった商店街を対象に、横浜市などの公共施設整備計画との連携を図りつつ、商業基盤施設の整備を促進するため、計画策定から整備まで助成や融資等の支援をします。

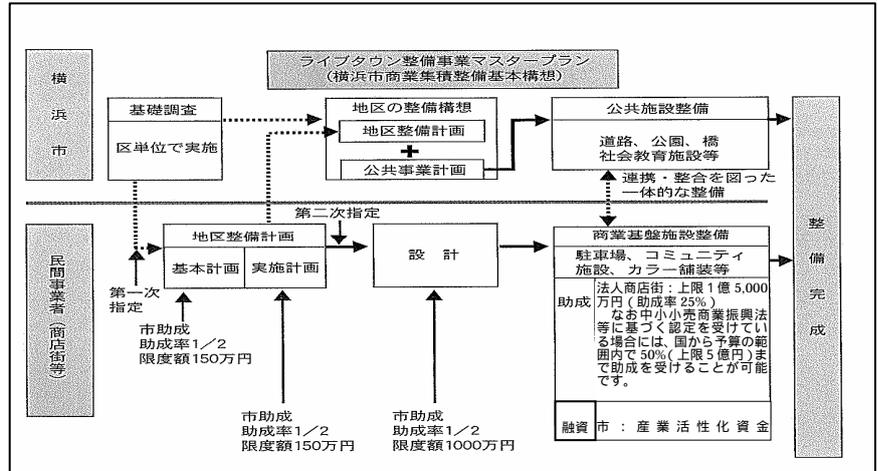
整備対象施設

商業基盤施設

駐車場、コミュニティ施設、街路灯、カラー舗装等

施設整備地区（平成17年度）

元町クラフトマンシップストリート



支援措置の仕組み

ライブタウン整備事業に係る助成金

民間事業者の計画策定段階から事業実施段階まで各種支援を行います。

項目	補助率	補助限度額	適用
基本計画策定費	1/2	150万円	ライブタウン地区内で、本市から指定を受けた民間事業者に対する、計画策定から事業化まで一連のものとして助成します
実施計画策定費	1/2	150万円	
設計費	1/2	1,000万円	
商業基盤施設整備費	25%	法人商店街 () 1億5,000万円	
	35%	その他 5,000万円	

なお、中小小売商業振興法等に基づく認定を受けている場合は、国から予算の範囲内で50%（上限5億円）まで助成を受けることが可能です。

ライブタウン整備事業に係る融資

横浜市産業開発資金 駐車場等の商業基盤施設を整備する商店街などに対する融資

その他に本店舗改装資金など融資制度があります

商店街共同施設整備助成事業

商業・コミュニティビジネス振興課 671-2591

魅力ある商店街づくりを推進するため、商店街共同施設の整備計画策定に対し経費の一部を助成します。また認定を受けた整備計画に基づき、商店街が設置する共同施設の整備に対して事業費の一部を助成します。

商店街共同施設整備助成事業 補助率等

項目	補助対象施設	補助率等	補助限度額
整備計画策定費		50%	50万円
集客を図る施設	街路灯	新設8万円/本	50万円
		改修4万円/本	
	アーケード	25%	50万円
	サイン施設、アーチ、モニュメント	50% 注	
交通安全、防犯・防災を図る施設	休憩施設・放送・広報関連施設・舗道整備など	25%	1,000万円
	交通安全を図る施設 駐車場・駐輪場など	25%	
	ポラード（車止）	50% 注	
商店街事業を支える施設	防犯・防災を図る施設 防犯カメラ等	25%	50万円
	商店街事務所 共同施設など	25%	50万円

注 県の補助事業（買い物公園）として整備する場合は補助率25%

注 整備事業計画策定費助成率50% 補助限度額50万円

市井(しせい)の名店継承事業

商業・コミュニティビジネス振興課 671-2569

地域に欠かせない個店事業者と、その継承希望者の情報収集・情報提供、マッチングの実施(引き合わせの場づくり)などにより、商店街の店舗継承を支援します。

商店街・個店の経営支援

商業・コミュニティビジネス振興課 671-2569

商店街の活動方針や事業計画策定のほか、それを実現するための種々のソフト事業や「こだわりの逸品」づくり等を支援します。

1 商店街の経営支援事業

来街者等の調査を実施するとともにビジョンや活動方針等の作成を支援します。

2 個店の経営支援事業

商店街での開業希望者への事業計画作成支援や、既存店舗への経営診断等を実施します。

商店街活性化イベント助成事業

商業・コミュニティビジネス振興課 671-2569

地域との交流を深め、消費者の来街を促進する商店街イベント事業に対して経費の一部を助成します。

商店街活性化イベント助成事業 補助率等

補助対象	補助率	補助限度額
イベント事業費 (広告宣伝費、会場設営費など)	1/3	50万円(申請1・2回目)
		25万円(申請3・4回目)
		15万円(申請5回目以上、ただし会員100店舗以下の商店街に限る)
		100万円(2つ以上の商店街が共同で実施するイベント事業及び区商連単位で実施するイベント事業のうち、区民全体を対象としているもの)

会員30店舗以下の商店街に限りセールも対象とします。

商店街空き店舗活用事業

商業・コミュニティビジネス振興課 671-2569

空き店舗を活用して商店街等が運営する店舗、施設の改装費、家賃について助成します。併せて商店街の魅力アップを図るソフト事業の経費について助成します。
神奈川県との協調事業

商店街空き店舗活用事業 補助率等

事業名	補助対象経費	事業主体	補助率	補助限度額	対象期間	備考
空き店舗活用事業 (区市協同事業)	店舗改装費	商店街、個人 または企業	25%以内	200万円	初年度	コミュニティ貢献ソフト事業の実施が必須条件 ただし、商店街が事業主体の場合は、コミュニティ貢献ソフト事業は任意
	店舗賃借料			100万円	24か月以内	
コミュニティ貢献ソフト事業 (市単独事業)		商店街 実行委員会 (商店街+出店者)	1/2以内	100万円	24か月以内	商店街が事業主体の場合は コミュニティ貢献ソフト事業は任意 空き店舗活用事業を伴うことが必須条件

コミュニティビジネスの促進(身近な地域における経済・雇用の活性化)

コミュニティビジネス支援事業

商業・コミュニティビジネス振興課 671-4235

1 チャレンジコミュニティビジネス支援事業

コミュニティビジネスの事業計画を募集し、優秀なプランに対して事業経費を助成するとともに、事業の具体化に向け専門家からアドバイスを行い、事業化を支援します。

2 コミュニティビジネス啓発講座

区役所と連携し、コミュニティビジネスを始めようとする人などを対象に、先輩事業者の講演や意見交換などの交流会を開催することにより、事業化のヒントやアイデアを得る場とします。

3 コミュニティビジネス推進協議会事業

事業者、支援機関、金融機関、民間企業等から組織されるネットワークにより、事業者同士の交流を促進するほか、わかりやすい事業モデルの発信や事業環境の整備に取り組めます。

4 コミュニティビジネス事業化支援事業

起業相談、コミュニティビジネス起業セミナー、情報発信事業など、事業者に対し、起業から運営までの知識、ノウハウに関する情報提供や相談機能の充実を図ります。

経営サポート窓口

財務・労務等の経営全般にわたる相談及び情報提供を行うとともに、専門家による相談を実施し、事業計画の具体化や事業立ち上げを支援します。

(財)横浜企業支援財団連携等支援担当

045-225-3714 FAX 045-225-3737

Eメール CB@idec.or.jp

ホームページ「横浜発コミュニティビジネス」

<http://www.cb-yokohama.jp>

その他の事業

横浜開港記念バザー

商業・コミュニティビジネス振興課 671-2569

横浜の開港を祝うみなと祭りの一環として実行委員会が開催するバザーを支援します。

第76回：平成19年5月27日～6月2日（中区横浜公園）

商店街を核とした街づくり支援

商業・コミュニティビジネス振興課 671-2569

地域のまちづくりの視点から、区役所が行う商店街と区民との連携による商店街振興策を支援します。

（戸塚区）

コミュニティ商店街モデル事業

商業・コミュニティビジネス振興課 671-3838

商店街のコミュニティの核としての機能を強化し、魅力向上や賑わいを創出させることを目的として、地域ニーズや商圏特性等を踏まえたソフト事業に取り組む商店街（横浜市からモデル指定を受けた商店街）を支援します。（15年度で新規募集終了し、19年度で事業終了）

災害時物資供給協力促進事業

商業・コミュニティビジネス振興課 671-3488

災害時における市内の企業・団体との協力体制を維持し、横浜市総合防災訓練事業にあわせ、物資運搬訓練を実施します。

協定締結内容

協定締結の相手方	協定名称	協定団体企業数
生活協同組合	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	2
卸売業、小売業等	災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定	48
他都市中央卸売市場	全国中央卸売市場協会関東支部災害時相互応援に関する協定	24
横浜市中央卸売市場関係事業者	災害時における生鮮食料品等の緊急確保及び供給協力に関する協定	18
横浜市中央卸売市場関連事業者	災害時における生鮮食料品等の自動車輸送の協力に関する協定	7
関東・東北地方の食肉市場	全国食肉市場長連絡協議会関東ブロック及び東北関東ブロック市場災害発生時の相互協力協定	9

(社)横浜市商店街総連合会支援事業

商業・コミュニティビジネス振興課 671-2569

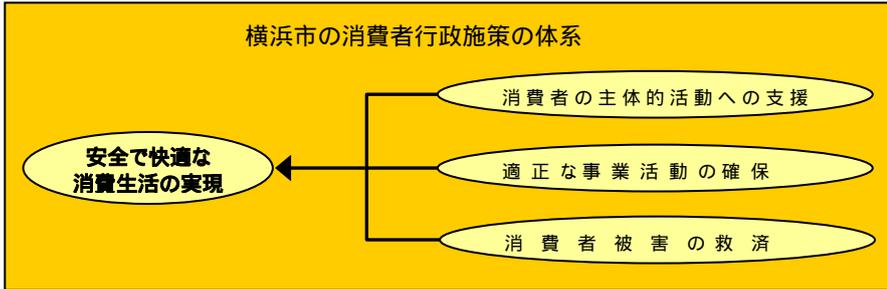
市内商店街及び商店の振興を図る(社)横浜市商店街総連合会の事業運営を支援します。
346商店街(13,818店舗)(平成18年6月現在)

横浜ファッション振興事業

商業・コミュニティビジネス振興課 671-2591

地場産業である横浜スカーフのPRをはじめとしたファッション、デザイン関連の振興、事業を実施している(社)横浜ファッション協会の事業運営を支援します。
会員数135(法人68、団体17、個人50)

安全で快適な消費生活の実現



消費者の主体的活動への支援

高齢化・高度情報化・国際化・規制緩和等の進展に伴い、消費者を取り巻く社会経済状況はますます複雑・多様化しています。このため、地域における消費者のリーダーとなる消費者団体等及び消費生活推進員の活動促進、また消費生活総合センターの運営、消費者教育・啓発、消費者への情報提供などの諸事業を推進し、経済社会情勢の多様化に適應できる主体的な消費者の育成・支援を進めます。

消費生活推進員事業

消費経済課 671-2568

消費者の主体的活動を促進し、市民の安全で快適な消費生活の実現を図ることを目的とします。

事業内容

- ・消費生活推進員による地区活動実施
- ・新任者研修（各区年1回）
- ・ステップアップ研修の開催
- ・区代表会議の開催

消費生活推進員制度の概要

対象 20歳以上の市民、単位自治会・町内会からの推薦と公募

任期 2年

（平成17・18年度約3千人）

活動

地区活動

- ・消費生活に関する知識・情報の地域への普及啓発に関する活動
- ・消費者と事業者の交流促進に関する活動
- ・消費生活に関する調査に関する活動
- その他

・推進員相互の情報交換等

・研修への参加

・市が行う消費者行政に対する協力

構成 区代表18人・副区代表36人・

地区代表464人・地区代表231

地区（平成17・18年度）

消費生活推進員委嘱式開催事業

消費経済課 671-2568

平成19・20年度消費生活推進員の委嘱を行い、その活動支援をすることとし、推進員としての自覚と委嘱後の活動意欲を喚起するために各区で委嘱式を開催します。

消費生活総合センターの運営

消費生活総合センター 845-7722

<http://www.yokohama-consumer.or.jp>

消費生活に係る相談・啓発・情報提供・商品テスト等の事業を実施します。（センターの管理・運営は、指定管理者として財団法人横浜市消費者協会が行っています。）

場所 港南区上大岡西1-6-1 ゆめ

おおおかオフィスタワー4・5階

施設規模 専有面積926㎡

施設内容 消費生活総合相談室、展示・情報資料室、会議室、商品テスト・実習室等

業務内容

- ・消費生活相談
- ・「よこはまくらしの情報」「消費生活相談月報」の発行
- ・リーフレット等の発行
- ・商品テスト、簡易テスト教室
- ・研修・啓発講座（消費生活教室、子どもセミナー、地域団体等への悪質商法などをテーマにした出前講座）
- ・展示・情報資料室での情報提供、資料展示、図書等貸出

消費者の声・アイデア展開催事業

消費経済課 671-4140

市民からの商品やサービスに対する様々な声やアイデア等を募集・展示し、横浜発の商品開発やサービス向上の促進を図ります。

消費者と事業者の交流会

消費経済課 671-2585

消費者の意見が事業者の事業活動に反映されるよう、相互理解のために実施します。

学校における消費者教育の推進

消費経済課 671-4140

早期からの確かな判断力をもつ自立した消費者を育成するため、教育委員会との連携を図り、学校における消費者教育を推進します。

- ・消費者教育推進ワーキンググループの運営
- ・教員向け「消費者教育情報NICE」Web版の作成（年2回更新）
- ・消費者教育学習資料の発行（小学生を対象）
- ・消費者教育ライブラリー（学校の教材用ビデオ・CD-ROM・図書の貸出）
- ・消費者教育講座（教員研修）の実施

消費者団体等協働促進事業

消費経済課 671-2585

地域における消費者トラブルや消費者被害の防止等、消費者問題を解決するための市民の発想や手法を活かした提案をもとに、提案団体と横浜市が協働で行う事業を募集します。提案のあった事業は、審査評価部会で選考の後、協定書を締結し、事業費を助成します。

消費者問題国民会議開催事業

消費経済課 671-2585

5月の「消費者月間」に、内閣府と横浜市が主催で「消費者問題国民会議2007横浜大会」を開催します。

適正な事業活動の確保

事業者に対する不当な取引に関する調査・指導及び品質表示の監視並びに計量検査等を実施し、消費者保護の見地から、事業者の適正な事業活動の確保に努めます。

事業者指導・調査事業

消費経済課 671-2585

事業者への調査・指導

消費生活総合センターで受けた相談に基づき事業者へ調査・指導を行います。

消費生活二法表示監視事業

家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法に基づき、「家庭用品品質表示法指定品目90品目」の品質表示及び「消費生活用製品安全法特定製品6品目」の安全等に関し、市内販売店への立入検査を行い、表示の適正化等を図ります。

【平成18年度実績】

- ・家庭用品品質表示法に基づく検査
- ・店舗数 23 検査点数 13,997
- ・消費生活用製品安全法に基づく検査
- ・店舗数 13 検査点数 116

計量事業

計量検査所 671-2587,2588

日常生活には「はかる」ということがたくさんあります。計量検査所では「はかる」ということが正しく行われるために次のことを実施しています。

計量検査業務事業

計量法に基づいて計量器（取引・証明に使うばかり）の定期検査業務を委託します。

委託先

指定定期検査機関

(財)横浜市消費者協会

定期検査実績（指定定期検査機関実施）

	平成17年度	平成18年度
検査件数	7,768	9,277
不合格件数 (率)	60(0.8%)	117(1.3%)

適正計量推進事業

適正計量の推進を図るため、市民生活に関連の深い量目（目方）各種メーターなどの立入検査や事業者指導を強化するとともに、流通業の自主計量管理及び市民への啓発を推進します。

立入検査実績

	平成17年度		平成18年度	
	商品量目	計量器	商品量目	計量器
検査件数	5,808	236,559	6,580	189,710
不適正件数 (率)	407(7.0%)	90(0.0%)	237(3.6%)	248(0.1%)

消費者被害の救済

消費生活に関する被害の未然防止を図るため、消費生活相談を消費生活総合センターで実施します。また、解決が困難な消費者トラブルについては、横浜市消費生活審議会の消費者被害救済部会において紛争案件として、あっせん・調停を行うとともに、あっせん・調停の不調などにより打ち切れ訴訟となる場合には、訴訟費用の貸付け等の援助を行います。

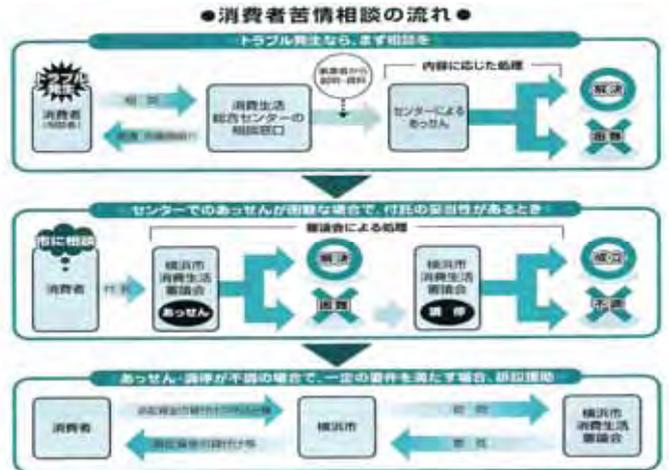
横浜市消費生活審議会の運営

消費経済課 671-2584

学識経験者、消費者、事業者の代表により構成される審議会（20人以内）を設置・運営しています。

審議会の主な仕事

- ・消費生活に関する重要な事項についての調査・審議
- ・消費者被害の救済に関するあっせん・調停
- ・消費生活に係る訴訟の援助に関する調査・審議



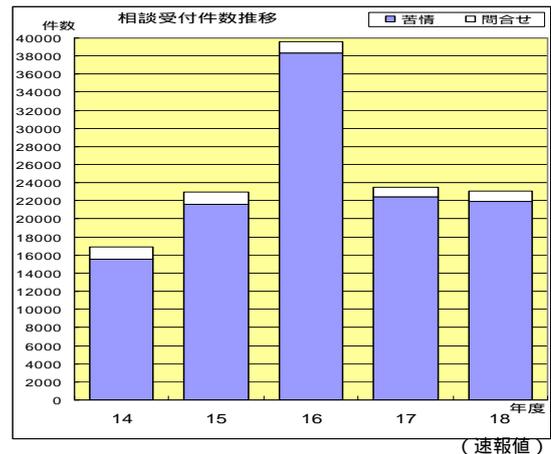
消費生活に係わる相談

消費生活総合センター 845-6666

苦情処理、一般相談事業内容

・消費生活総合センター

午前9時30分～午後4時(祝日、年末年始を除く毎日)
まず、センターにお電話でご相談ください。面接による相談が必要な場合は、予約制により市内18区役所またはセンターで行います。



年度	苦情	問合せ	計
14	15,559	1,407	16,966
15	21,638	1,305	22,943
16	38,305	1,264	39,569
17	22,459	1,050	23,509
18 (速報値)	21,892	1,229	23,121

産業界と一体となった雇用・就業施策の展開

雇用・就業施策の推進

地元経済界等と一体となった雇用・就業施策を推進するとともに、市内産業の競争力を支える産業人材の育成に取り組めます。

地域連携雇用促進事業

雇用創出課 671-2304

若年者、女性、団塊の世代の就業支援や地域連携雇用促進協議会の運営を行います。また、市内民間事業所を対象として「賃金調査」を実施するほか労働啓発資料「ワーキングガイド」を発行します。

産業人材育成事業

雇用創出課 671-2304

産業構造の高度化が進む中で、市内中小企業の競争力強化のために、地元経済界、市内大学等との協働により、産業人材育成・活用プログラムを検討・構築します。

勤労行政の推進

市内で働く人たちの福祉の向上と、安定した労使関係の形成をめざします。また、教育・文化振興等の諸事業を推進します。

労働団体等各種団体連絡調整事業

雇用創出課 671-2341

勤労者、経営者、勤労福祉団体等と連携を図りながら、市内労働事情の把握に努め市政への理解と協力を求めるとともに、関係行政機関との相互連絡を密にし、本市勤労行政の推進を図ります。

勤労者文化・教育活動等の推進

雇用創出課 671-2341

勤労者団体が行う各種の文化・体育活動・労働教育行事に対する活動（ヨコハマふるさと祭り、メーデー等）を支援します。

駐留軍関係離職者等対策事業

雇用創出課 671-2341

7か所の基地と約700人の駐留軍関係従業員をかかえる本市では、離職者の再就職促進のため協議会の運営のほか、各種の事業を実施します。

勤労者生活資金預託金

雇用創出課 671-2341

市内勤労者の生活の安定と向上及び雇用の継続の推進を図るため、生活資金や住宅資金、育児介護休業中の生活資金などの勤労者貸付金の事業資金として中央労働金庫に4億円を預託します。

技能職の振興

被服、調理、理容・美容、建築業など市民生活に身近な技能職（手仕事、手作業を主体とした職業）の振興及び経済的、社会的評価の向上を図るための各種事業を実施します。

技能職者への融資

雇用創出課 671-2337

技能職者を対象として、業務用機械・器具などの設備等の資金として、無利息・無担保（但し連帯保証人あり）の融資を実施します。

<融資額>

設備等資金：20万円から150万円まで
（総額の4分の3以内）

技能職者の表彰

雇用創出課 671-2337

永年同一の職業に従事し、技能の優れた技能職者を対象に、技能功労者、優秀技能者の2種類の表彰を実施します。

横浜マイスター事業

雇用創出課 671-4098

卓越した技能を持ち、技能職の後継者の育成や貴重な技能の継承などの意欲を有する技能職者に「横浜マイスター」の称号を贈るとともに、技能披露やPRなどの活動を通じて技能職の振興を図ります。

技能文化会館の運営

横浜市技能文化会館は、昭和61年4月1日に開館し、技能職の振興、雇用による就業の確保並びに勤労者の福祉の増進及び文化の向上を図っています。企業で働く人たちが気軽に「学び」「楽しみ」「ふれあう」ことのできる場として、多くの市民に利用されています。

<施設概要>

所在地 中区万代町2-4-7
開設年月日 昭和61年4月
敷地面積 1,454.59㎡
延床面積 6,057.27㎡
（駐車場除く）

施設規模

鉄筋・鉄骨コンクリート造
地下1階地上8階建

施設内容

多目的ホール、会議室、研修室、
工芸研修室、料理研修室、和室、
オーディオルーム、トレーニング
ルーム等及び駐車場（60台）

開館時間等

開館時間 午前9時～午後10時
休館日 毎月第2水曜日

指定管理者

（株）ファンケルホームライフ
（受付 681-6551）

【主な業務内容】

技能文化会館の管理・運営
横浜しごと支援センターの運営
（横浜しごと支援センター
681-6512）

シルバー人材センター運営助成

雇用創出課 671-2341

高齢者に就業の機会を提供することにより、社会参加する機会を拡大し、高齢者の福祉の増進と活力ある地域社会づくりに寄与するため、財団法人横浜市シルバー人材センターに対し、運営費の一部を補助します。

職能開発事業

母子家庭の母や生活保護受給者等を対象とした職業訓練や、勤労者や市民を対象とした各種能力開発訓練を実施するほか、横浜地域職業訓練センターの運営を行っています。

横浜中央職業訓練校の運営

雇用創出課職業訓練校担当 664-6825

横浜市中央職業訓練校は、職業能力開発促進法に基づき、公共職業訓練を行う職業能力開発施設です。訓練科目として4科目を設置し、基礎から実践に役立つ応用まで最新の技術を取り入れ指導に当たっています。また、厚生労働大臣への届出により、無料職業相談紹介事業として訓練生に職業の紹介を行っています。

対象	科目	募集人数(各)	期間	実施回数
母子家庭の母や生活保護受給者等	基礎訓練科	15人	1ヶ月(20日間)	4回
	OA経理科	20人	3ヶ月(60日間)	3回
	介護事務OA科	20人	3ヶ月(60日間)	3回
	CAD製図科	20人	6ヶ月(104日間)	2回

能力開発訓練

市内の勤労者や市民を対象として、多様な社会的・職業的ニーズに対応するため、短期の技術・技能講座を開催しています。

対象	科目	募集人数	回数
		(延べ)	
パソコン講座			
中小企業で働く従業員の方・自営業者	勤労者のためのパソコン講座	15人	5回
45～64歳の現在求職中でパソコン技能修得後再就職希望の方	中高年のためのパソコン講座	15人	4回
女性フォーラム再就職支援講座修了生及び現在求職中・転職活動中の女性	女性のためのパソコン講座	15人	2回
介護講座			
経験2年未満の介護職従事者	基礎コース	20人	2回
加齢・塩分計算を積極的に学びたい介護職従事者	調理コース	20人	1回
経験1年以上の介護職従事者	スキルアップコース	20～40人	6回
現職の訪問介護サービス提供責任者	リーダーコース	20人	1回

問い合わせ：横浜地域職業訓練センター 651-0344

横浜地域職業訓練センター

中小企業の勤労者の職業訓練や市民のための学習、交流の場として独立行政法人 雇用・能力開発機構が設置し、横浜市が横浜地域職業訓練センター（横浜市職能開発総合センター3・4階）の管理・運営を行い、教室を勤労者等に提供しています。

利用料金

会議室名	定員(人)	午前	午後	夜間	面積(m ²)	備考	
		9:00～12:00 (円)	13:00～17:00 (円)	17:00～21:00 (円)			
3階	第1～第3教室	24	800	1,000	1,200	46	
	調理実習室	30	2,400	3,200	3,600	138	調理器具・食器利用可(無料)
	縫製実習室	12	1,300	1,800	1,900	46	ミシン12台利用可(無料)
4階	介護実習室	30	4,000	4,800	5,200	92	介護ベッド6台・車椅子6台利用可(無料)
	大教室	75	2,400	3,000	3,400	140	マイク利用可(無料)
	第4教室	40	1,600	2,000	2,400	92	
	第5教室	40	1,600	2,000	2,400	82	スクリーンあり
第6教室	24	800	1,000	1,200	46		

問い合わせ：横浜地域職業訓練センター 651-0346

勤労者福祉共済事業

市内中小企業等の勤労者の福利厚生の上昇を図るため、勤労者福祉共済事業を行っています。

雇用創出課 671-2343

加入資格	従業員300人以下の市内の事業所 (平成19年3月31日現在 加入状況 5,058事業所 57,435人)	
加入者	事業主等(被共済者は従業員等)	
掛金	1人月額500円(加入者が全額負担)	
主な事業	給付事業	結婚や出産の祝金、入学祝金・祝品、死亡弔慰金、加入褒賞金等の給付を行います。
	貸付事業	福祉資金及び住宅資金の貸付けを行います。 ・福祉資金 貸付限度額 500千円 ・住宅資金 貸付限度額 5,000千円
	福祉事業	保養所等余暇施設の借り上げ 旅行・コンサート・各種講座・スポーツ大会等の開催及びチケットの斡旋 スポーツ施設の借り上げ及び利用補助 各種レジャー施設等の割引優待 健康管理(人間ドック)、その他

横浜観光プロモーションの推進

2004（平成16）年6月に策定した「横浜市観光交流推進計画」に基づき、民間と連携して「オール横浜」で賑わいと魅力を創出するとともに、横浜観光プロモーションを推進することで、横浜の集客力を強化していきます。

横浜観光プロモーション強化事業

観光交流推進課 671-3652

横浜への集客を増やすため、民間事業者と連携し、横浜の持つ個性・魅力を効果的に発信するとともに、国内外からの誘客事業を積極的に進めます。

第2次「横浜観光プロモーションフォーラム」への支援

観光・コンベンションに携わる民間事業者等が相互に連携し横浜の集客力を高める取り組みを行う第2次「横浜観光プロモーションフォーラム」への支援を行います。

海外向け横浜プロモーション

羽田空港の再国際化により、横浜へのアクセスが向上する韓国・中国等の東アジアをターゲットに、観光関連事業者と連携して、現地パブリシティを活用したプロモーション活動や、横浜訪問旅行の商品化促進を行います。

国内向け横浜プロモーション

民間事業者と連携して、横浜を効果的にセールスし、体験・学習旅行の誘致や旅行商品の販売強化を図ります。

インターネットによる情報発信事業
広く横浜への来訪意欲を高めるため、横浜公式観光WEBサイトのほか、民間で運営する横浜観光WEBサイトとタイアップしながら、トータルでのアクセス促進など情報発信強化を図り、インターネット上での横浜観光情報を充実させます。

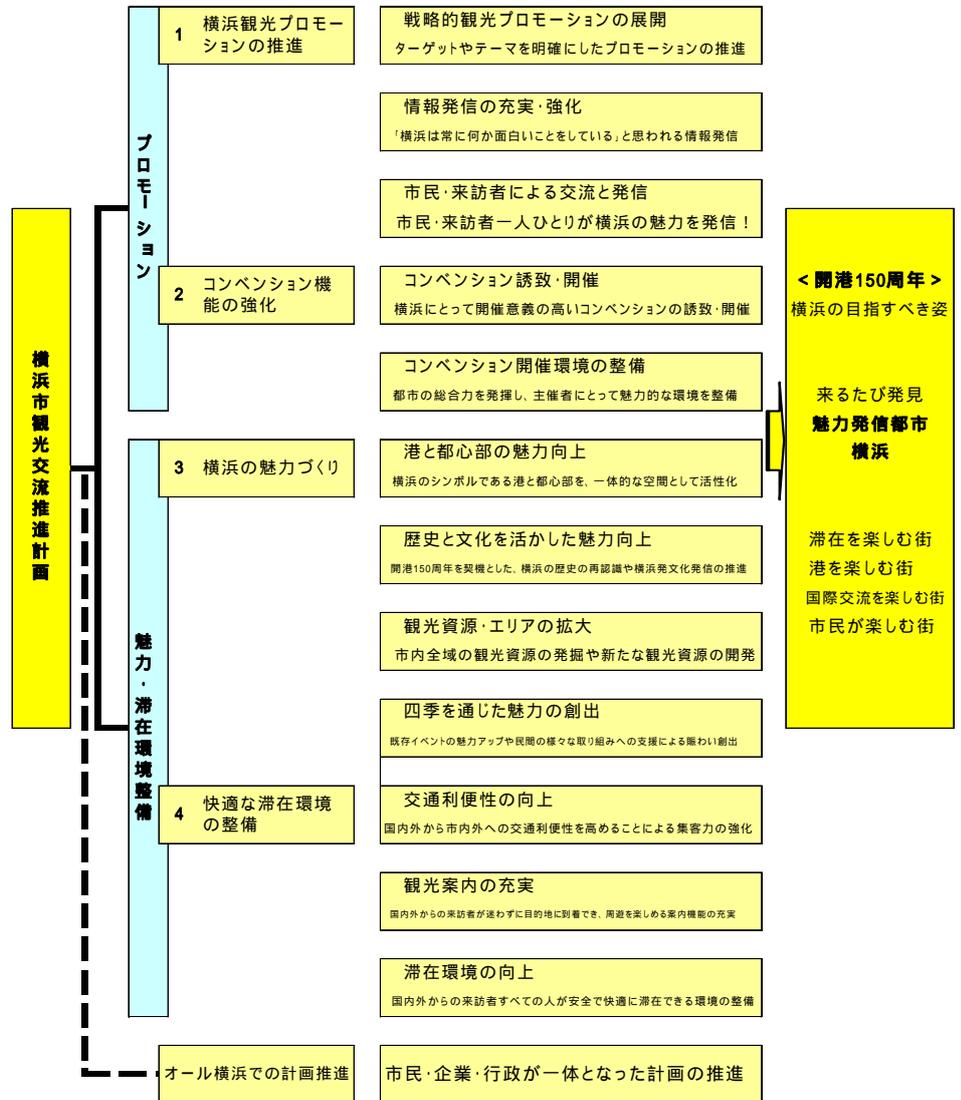
観光案内サービス事業

来訪者の情報提供を目的として歩行者用案内地図の更新や民間事業者と連携した観光案内サービスを行います。



横浜プロモーションフォーラム認定事業説明会

横浜市観光交流推進計画 基本戦略体系図・横浜の目指すべき姿



インビテーション・トゥ・ヨコハマ・キャンペーン事業

横浜開港150周年及び羽田空港の再国際化に向けて、国内外からの来訪者、中でも、アジア戦略に位置づけられる東アジアからの来訪者を増加させるとともに、来訪者が快適に滞在し再訪したくなる街・横浜の確立を目指します。

全国向けメディアプロモーション事業

観光交流推進課 671-3652

全国的な横浜プロモーションを目的として、全国規模での情報発信が可能なマス・メディアを通じて、横浜情報を効果的に発信する仕組みをつくり、記事の掲載や特集番組の放映等を誘発します。

コンベンション開催誘致支援事業

観光交流推進課 671-4234

集客力や話題性のあるコンベンションの開催誘致及び支援のための各種施策を実施し、国際コンベンション都市の確立を目指します。市施策と関連性の高い分野（パイオ、IT、環境等）の国際会議や経済波及効果・シティセールス効果の高い会議・展示会に対して補助金交付などの支援を行うとともに、「横浜ならでは」のアフターコンベンション会場の開拓など支援メニューの充実を図ります。また、開港150周年の盛り上げに向けて、スローフードフェアなどの市民参加型展示会の開催を引き続き支援するほか、新たな取組として、企業コンベンション（企業の報償旅行等）の誘致を進めます。

コンベンション補助金交付実績

年度	交付件数	交付金額
平成16年度	45件	26,600千円
平成17年度	41件	23,300千円
平成18年度	55件	28,600千円

横浜市内コンベンション開催件数

年次	件数	参加者数
平成15年	567件	2,097,060人
平成16年	605件	1,933,471人
平成17年	625件	2,024,821人

横浜型テーマ月間事業

観光交流推進課 671-3652

月間テーマに添った関連イベントの創出を広く民間事業者に働きかけ、これらを総合的にプロモーションすることにより、魅力あるイベントが盛んに開催される「イベント満開の街・横浜」を創造します（横浜フランス月間・2007横濱ブリリアントウェイの実施等）。

集客イベント支援事業

観光交流推進課 671-3546

横浜への集客効果を高めるため、主要イベントに対する支援を行い、横浜のイメージアップと町の賑わいづくりを促進します。

《平成18年度実績》

- ・国際花火大会(7/16)・ヨコハマカーニバル(8/19・20)
- ・ワールドフェスタ・ヨコハマ(10/7・8)・ディワリ・イン横浜(10/22)・新横浜パフォーマンス(11/25・26)

財団法人横浜観光コンベンションビューロー補助金

観光交流推進課 671-2596

国際交流集客都市横浜の観光・コンベンションの振興を図るため、財団法人横浜観光コンベンション・ビューローに対し、運営費及び事業費を補助します。

【主な取組み内容】

民間事業者と連携しながら、次の事業を実施します。

国内外への観光客誘致活動・コンベンションセールス活動

テレビ・新聞・雑誌等メディアへのパブリシティ

市内4か所の観光案内所の運営

観光案内地図などによる来訪者への情報提供

横浜フィルムコミッション

等

三溪園施設整備支援事業

観光交流推進課 671-3546

市民やコンベンション参加者などが日本文化に親しめる施設として整備・復元され、平成12年11月に開館した三溪園鶴翔閣の整備費借入金の返済及び運営を支援します。また、三溪園の創始者原三溪の業績やゆかりの美術品、三溪園関連資料などを紹介する施設で、平成13年度に改修、平成14年6月にリニューアルオープンした三溪記念館の改修費借入金の返済を支援します。



(財)三溪園保勝会補助金

観光交流推進課 671-2596

平成18年に開園100周年を迎え、平成19年に国の名勝に指定された本市を代表する観光施設である三溪園を維持管理し、重要文化財等建造物や庭園の整備、イベントの開催などにより園の魅力アップを図り、より多くの来園者を誘致するため、事業にかかる経費の一部を補助します。

横浜国際平和会議場関連事業

事業調整課 671-4079

本市の中核的コンベンション施設であるパシフィコ横浜のマリンロビー建設費借入金の返済を支援します。また、国立横浜国際平和会議場のエントランスロビーに設置されているスタンドグラスの管理運営委託を実施します。

マリントワー再生事業

事業調整課 671-4079

開港100周年の記念事業の一環として建設されたマリントワーの保存・活用を行います。2009年の開港150周年に向けて、耐震補強及び改修整備を行い、横浜のシンボルとして再生します。

横浜市観光客数(延数)

年次	観光施設等				宿泊客数	合計 (延観光入込客数)
	観光施設	観光交通機関	観光イベント	小計		
H16年	27,281,130人	1,408,543人	5,845,700人	34,535,373人	4,371,981人	38,907,354人
H17年	27,179,433人	1,732,494人	6,480,057人	35,391,984人	4,547,068人	39,939,052人
H18年	25,789,230人	2,062,892人	7,533,196人	35,385,318人	4,570,673人	39,955,991人

生鮮食料品の安定供給のための市場機能の強化と活性化

中央卸売市場概要

中央卸売市場は、市民の日常生活に欠かせない生鮮食料品等を安全、安心に供給する基幹的流通拠点として、卸売市場法により地方公共団体が設置し、公正、効率的な取引の下で、管理運営しています。横浜市には、青果、水産物、鳥卵を取り扱う「本場」、青果、水産物、花きを取り扱う「南部市場」及び食肉を専門に取り扱う「食肉市場」を開設しています。その機能は、「卸売業者」が、生産者から、多種・多様な生鮮食料品等を豊富に集め（集荷・品揃え機能） 「仲卸業者・売買参加者」へ「せり売り、相対取引」等により需要と供給を反映した公正な価格で取引され（価格形成機能） 仲卸業者が小売事業者等へ迅速・的確に販売（分荷機能）されます。また、市場内の食品衛生検査所が、食品衛生法に基づく衛生検査、指導を行い、食肉市場では平成13年10月から、入荷する牛の全頭についてBSE（牛海綿状脳症）検査を行い、特定部位を的確に除去、焼却を行うなど安全対策の徹底を図っています。これらの機能を維持するため、横浜市場では、およそ380の事業所が営業し、約4,200人が働いています。

市場統計

左側の平成16年から18年の取扱高の推移では、部別に増減がありますが、全体的には減少傾向にあり、これは市場を取り巻く環境変化の中、産直等の中央卸売市場以外の流通の拡大などによるものと考えられます。

<本場>

所在地	神奈川県山内町1
業務開始年月日	昭和6年2月11日
取扱品目	青果・水産物・鳥卵
敷地面積	100,596 m ²
建物延べ面積	130,761 m ²

本場写真

<南部市場>

所在地	金沢区鳥浜町1-1
業務開始年月日	昭和48年11月8日
取扱品目	青果・水産物・花き
敷地面積	168,227 m ²
建物延べ面積	87,224 m ²

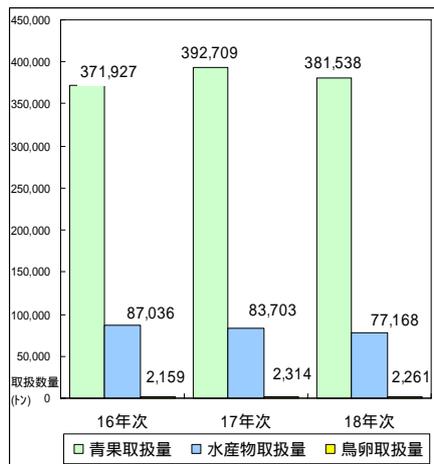
南部市場写真

<食肉市場>

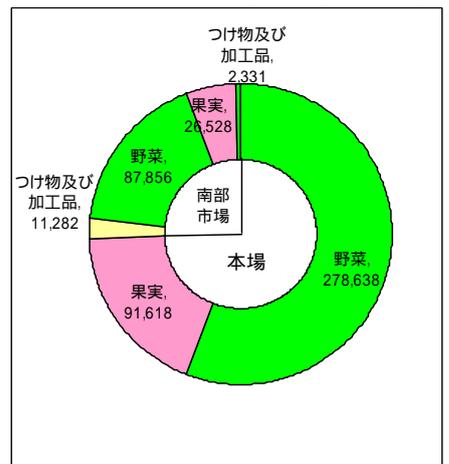
所在地	鶴見区大黒町3-53
業務開始年月日	昭和34年11月5日
取扱品目	食肉
敷地面積	38,924 m ²
建物延べ面積	22,530 m ²

食肉市場写真

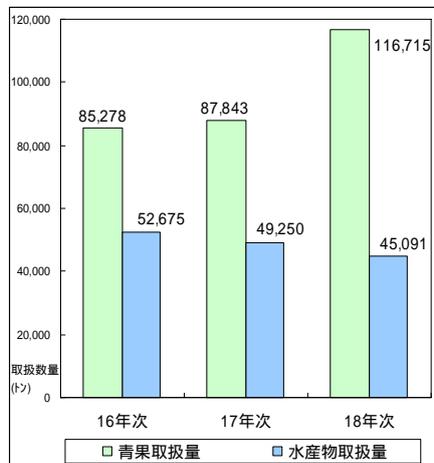
本場 取扱高の推移(部別)



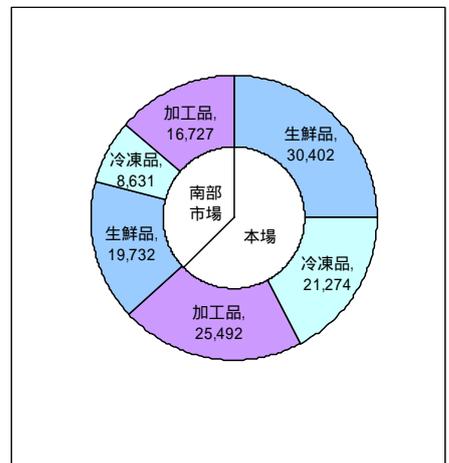
青果 市場別種別取扱高(18年次) (トン)



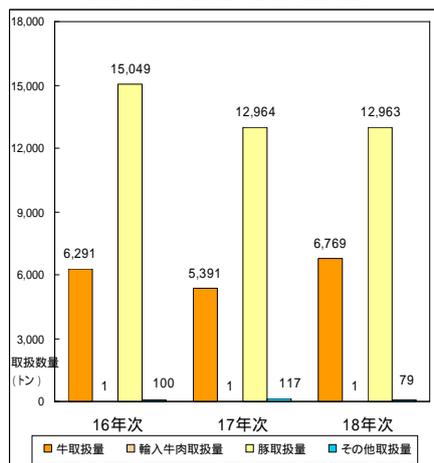
南部市場 取扱高の推移(部別)



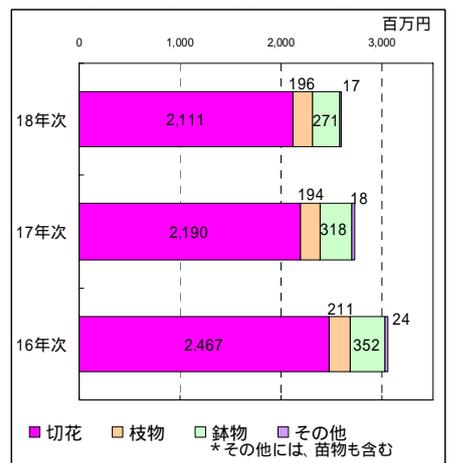
水産物 市場別種別取扱高(平成18年次) (トン)



食肉市場 取扱高の推移(品目別)



花き 種別取扱金額の推移(南部市場)



中央卸売市場本場・南部市場

本場は、昭和6年2月に全国で3番目、東日本では最初の中央卸売市場として業務を開始し、さらに人口増加による需要増大を背景に、南部市場が昭和48年11月に業務を開始しました。

【市場の活性化】

横浜旬鮮市場プロモーション事業

本場経営支援課 459-3332 南部市場経営支援課 779-2022

中央卸売市場の活性化のため、旬で新鮮な食材による健全な食生活の普及啓発と消費促進を推進し、各地の特産品など市場集荷販売力の強化を通じて、魅力ある市場づくりに取り組みます。

(1) 市場と食育の普及啓発事業

中央卸売市場のPRと市民との交流を促進するため、市場PRビデオを市内の小学校や図書館などに配布するとともに、広報コーナーの機能の充実を図ります。

(2) 横浜市場大学開催事業

市場について市民の理解を深めるために公開講座を開催し、市場流通の役割と「食」についての情報を提供し市内や県内産地との交流を実施します。

(3) エコライフ市場発信・知名度向上事業

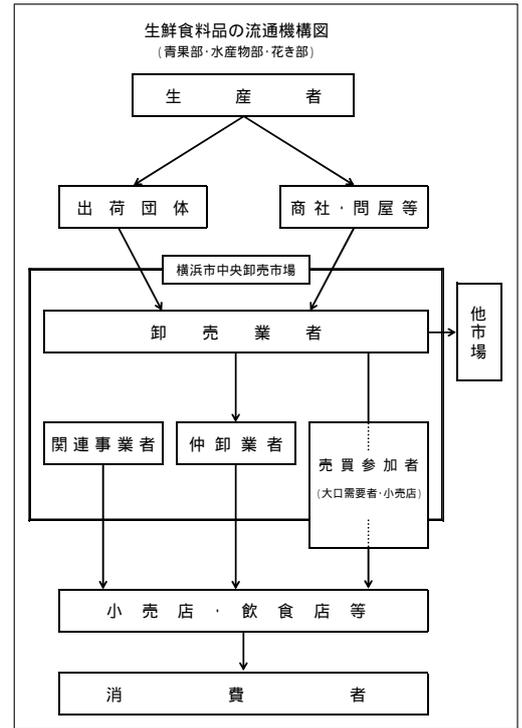
横浜市場活性化協議会が作製する「エコバッグ」のロゴマーク印刷経費の一部を補助し、また、展示会等のブース出展や横浜市場利用者へのPR活動などを援助し知名度向上を図ります。

(4) ワンデイパティシエ教室開催事業

若い世代に旬の食材の魅力を伝え、市場の役割を知ってもらうため、青果物を使ったお菓子づくり教室を開催します。

(5) 全国特産品集荷・PR事業

卸売会社と連携し、産地が開催する特産品のPRイベントを支援することにより、卸売会社の集荷力と横浜市場の知名度・競争力の向上を図ります。



【経営力・営業力の強化】

仲卸業者等経営支援事業

本場経営支援課 459-3332 南部市場経営支援課 779-2022

市場外流通・市場間の競争に対応し市場活性化への取り組みとして、仲卸業者の経営力の強化・財務の改善を支援します。

(1) 仲卸経営支援アドバイザー事業

個別仲卸業者の課題に対応し、専門家と連携し経営効率化や従業員教育を支援します。

(2) 事業承継・後継者対策事業

経営者自らが、3年～5年先を見据えて、会社の組織・経営や事業の承継・後継者対策等について学ぶ場を作ります。

(3) 経営改善計画策定支援事業

財務基準に該当し、財務改善を進めている仲卸業者に対して、中小企業診断士を派遣し、経営改善計画の策定及び進捗管理の支援を行います。

【効率的な流通システム】

本場水産物部機能強化推進事業

本場運営調整課 459-3322

流通環境の変化に的確に対応し、水産物部の機能強化を推進するため、引き続き、ふ頭用地の活用と計画的な用地取得を行い、荷捌き・配送機能の強化や場内物流の効率化に向け、市場関係事業者と一体となって、荷捌き・配送施設等の整備に取り組みます。

機能強化等の内容

施設整備用地の確保、ふ頭用地の市場機能への転換
効率的な荷捌き・配送施設の整備
円滑な場内物流を確保するための場内通路の整備
臨港幹線道路の市場大通りへの接続に対応した動線の整備

【その他】

中央卸売市場のあり方検討

本場運営調整課 459-3301

横浜市中央卸売市場は、市民の日常生活に不可欠な生鮮食料品等の安定的な供給と公正な取引を確保するという重要な役割を担っています。しかし、近年の流通環境の変化により、卸売市場を取巻く環境は厳しさを増しています。また、施設の老朽化・劣化が進む中、食の安全・安心を求める市民ニーズへの対応も必要とされます。したがって、今後とも市民に安全・安心な生鮮食料品等を安定的に供給するため、横浜市場の活性化や効率的な市場運営方法を含め、市場のあり方・将来ビジョンについて、専門家により検討してまいります。

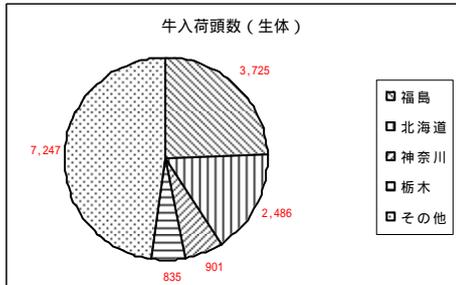
中央卸売市場食肉市場

食肉市場概要

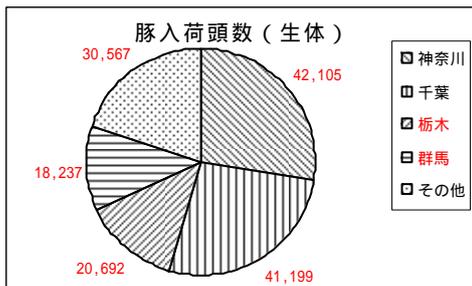
食肉市場は、食肉取引の近代化を図り、市民の食生活の安定に役立つことを目的に、昭和34年、鶴見区大黒町に全国で4番目、東日本では最初の食肉専門の中央卸売市場として業務を開始しました。また、食肉を安定的に供給するため、と畜場を併設しています。

出荷地別入荷頭数

牛は平成18年次は生体で15,194頭入荷し、このうち44.1%を和牛が占めています。出荷地は北海道から沖縄まで全国に及びます。福島・北海道など東日本が主要出荷地となっています。



豚は平成18年次は生体で152,800頭入荷し、その出荷地は関東地方が主となっています。この中で神奈川は27.6%を占めています。



牛海綿状脳症（BSE）対策

平成13年10月から全ての牛に対してBSE検査を実施し、特定危険部位の除去・焼却を行うなど安全対策を実施しています。特に、せき髄については、（株）横浜市食肉公社と共同開発した「せき髄吸入除去装置（ヨコハマセイフティー）」を使用して完全に除去することにより、安全な食肉を生産しています。

「せり」について

食肉市場のせりは、午後1時から豚、午後2時半から牛の順に、せり機に各種情報を表示しながら行います。



機能強化・施設整備事業

食肉市場運営課整備等担当 511-0447

大動物解体ライン改修事業

老朽化の進んでいる大動物（牛）解体ラインを改修し、衛生管理・安全面等の向上を図るため、実施設計を行い、工事に着手します。

食肉流通広報PR事業

食肉市場運営課 511-0446

食肉市場で生産した「安全・安心」で「新鮮・高品質」な食肉の消費促進PR事業として、市場発ブランドを活用したアンテナショップ事業や学校と連携した児童生徒の食育支援などの事業を実施します。

経済観光局外郭団体等一覧表(19年4月1日現在)

【法定団体】

団体名・代表者	住所・電話番号・URL	設立目的・設立年月日	事業概要
財団法人 横浜企業経営支援財団 理事長 清水利光	〒231-0011 中区太田町2-23 225-3700 http://www.idec.or.jp/	創業の促進、中小・中堅企業等の新事業創出、経営革新、経営基盤の強化等を図るための事業を行い、もって、横浜市の産業経済の発展に寄与することを目的とする。 (平成3年10月1日)	創業及び新事業創出に関する相談、診断、助言、情報収集・提供及び人材育成 新技術開発、新製品開発及び技術改良等を支援するための産学連携の推進 産業開発事業等に関する助言及び支援並びに産業振興のための金融支援 企業経営に関する相談及び情報収集・提供 国際的な経済・技術交流及び海外経済活動並びに海外の経済関係機関及び企業等の県内経済活動への支援 産業振興及び地域住民の福祉増進等に関する施設の設置及び管理運営 その他目的を達成するために必要な事業
財団法人 横浜市消費者協会 理事長 日和佐信子	〒233-0002 港南区上大岡西1-6-1 845-7722 (横浜市消費生活総合センター) http://www.yokohama-consumer.or.jp/ysk/index.html	消費者教育及び啓発並びに消費者活動支援並びに消費者保護事業を推進することによって、消費者の利益の擁護及びその増進を図り、もって横浜市民の安全で快適な消費生活の実現に寄与することを目的とする。 (昭和54年3月30日)	指定管理者としての横浜市消費生活総合センターの管理運営 (消費生活に関する啓発、相談、資料展示及び情報収集、提供等の実施) 指定定期検査機関として行う計量器定期検査
財団法人 木原記念横浜生命科学振興財団 理事長 梅田 誠	〒244-0813 戸塚区舞岡町641-12 825-3487 http://www.kihara.or.jp	生命科学に関する産学官の共同研究の組織化、学術交流、学術奨励及び知識普及事業などを行い、生命科学の振興とその応用による産業の活性化に寄与することを目的とする。 (昭和60年3月12日)	生命科学に関する共同研究、受託研究の企画及び推進 生命科学に関する国際会議、講演会、懇談会等の学術交流 生命科学分野の重要課題に対する研究費の助成 優れた生命科学研究成果に対する顕彰 市民、特に青少年に対する生命科学教育の振興 生命科学に関する研究開発施設の設置及び管理運営 生命科学の応用による産業化の支援 生命科学に関する人材の育成、派遣及び紹介
財団法人 三溪園保勝会 理事長 内田弘保	〒231-0824 中区本牧三之谷58-1 621-0635 http://www.sankeien.or.jp	三溪園内にある重要文化財建造物を維持管理し、もって我が国文化の向上発展に寄与するとともに、諸外国人に日本文化を紹介する。 (昭和28年8月3日)	重要文化財建造物の維持管理 三溪園の経営
財団法人 横浜観光コンベンション・ビューロー 理事長 石坂浩二	〒231-0023 中区山下町2 (産業貿易センター1階) 221-2111 http://www.welcome.city.yokohama.jp	国内外からの観光客の誘致、コンベンションの誘致及び開催支援を行うことにより、横浜市及びその周辺地域における観光及びコンベンションの振興を図り、もって人的交流の促進並びに国際相互理解の増進並びに地域の国際化及び活性化に資することを目的とする。 (昭和63年11月22日)	国内外からの観光客の誘致及び受入 コンベンションの誘致、開催及びそのための支援 観光・コンベンション都市横浜の広報及び宣伝 観光・コンベンションの企画及び調査 観光・コンベンションに係る人材育成及び啓発 観光・コンベンション関連情報の収集及び提供 観光・コンベンション振興のための催事等の開催及び観光物産の振興 観光案内所の運営 横浜人形の家の管理運営
株式会社 横浜国際平和会議場 代表取締役社長 岡本 坦	〒220-0012 西区みなとみらい1-1-1 221-2122 (パシフィコ横浜) http://www.pacifico.co.jp/	パシフィコ横浜の管理運営 (昭和62年6月3日)	国際・国内会議等の企画誘致及び開催 内外商品等の見本市展示会の企画誘致及び開催 施設等の賃貸及び管理運営 会議・催物・展示用機器、事務用機器及び什器備品の賃貸業等
財団法人 横浜市シルバー人材センター 理事長 中島弘善	〒233-0002 港南区上大岡西1-6-1 847-1800 http://www.yokohamacity-silvercenter.or.jp/	高齢者に臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を提供し、生きがいの充実及び福祉の増進を図り、活力ある地域社会づくりに寄与する。 (昭和55年10月1日)	就業機会(雇用を伴わない)の提供 技能講習会の開催 無料職業紹介事業の実施 事業の普及啓発

【準ずる団体】

団体名・代表者	住所・電話番号・URL	設立目的・設立年月日	事業概要
横浜市信用保証協会 会長 本多 常高	〒231-8505 中区山下町22 662-6621 http://www.sinpo-yokohama.or.jp/	中小企業者のために、信用保証の業務を行いこれらの者に対する金融の円滑化を図る。 (昭和22年11月29日)	中小企業者等が金融機関から資金の貸付、手形の割引又は給付を受けることにより金融機関に対して負担する債務の保証 中小企業者等が発行する社債のうち金融機関が引き受けるものに係る債務の保証 代位弁済 求償権回収
株式会社 産業貿易センター 代表取締役社長 長澤和彦	〒231-0023 中区山下町2 671-7111 http://www.sanbo-center.co.jp	神奈川・横浜の産業・貿易の育成と活性化に寄与するために設立。 (昭和48年7月2日)	産業貿易の振興に関する情報の収集及び資料の発行等 不動産の所有、管理、売買及び賃貸借
株式会社 横浜インポートマート 代表取締役社長 和田邦夫	〒231-0021 中区新港2-2-1 222-2099 http://www.yim.co.jp/	横浜市の輸入促進地域（FAZ）指定を契機として、海外商品の輸入促進による貿易摩擦等の解消という国家的課題への対応、地域経済の活性化・国際化を図るため、卸・小売・展示等の機能を有する国際的な商流拠点「横浜ワールドポーターズ」の管理・運営を行う。 (平成7年3月28日)	輸入促進基盤整備事業に基づく卸売店舗、小売店舗、展示場等の商業施設及び保管施設の管理、運営 不動産の賃貸、管理及び運営 国内及び海外の企業経営、商品情報に関する調査、研究及び指導 各種催事、展示会の企画及び開催 駐車場の経営等
株式会社 横浜アリーナ 代表取締役社長 武藤 繁	〒222-0003 港北区新横浜3-10 474-4000 http://www.yokohama-arena.co.jp	横浜アリーナの管理運営 (昭和61年11月5日)	各種催し物のためのイベント施設の賃貸 各種催し物の企画実施 イベント施設における広告宣伝の請負 スポーツクラブ、スポーツ教室、文化教室の経営
横浜市場冷蔵株式会社 代表取締役社長 大場 浪男	〒221-0054 神奈川区山内町1-1 453-1225	本市中央卸売市場本場及び南部市場の関連事業者として、市民への生鮮食料品の安定供給を確保するために、食料品の鮮度保持、製氷製造・販売、利用運送事業等、流通上の重要な一端を担うことを目的とする。 (昭和24年5月1日)	食品等の冷蔵、冷凍保管事業 氷の製造並びに販売事業 ドライアイスの販売事業 冷蔵、冷凍食品の販売事業 貨物利用運送事業法による利用運送事業 前各号に関連する事業
横浜食肉市場株式会社 代表取締役社長 池田正男	〒230-0053 鶴見区大黒町3-53 521-1171 http://ysss1171.co.jp/	市民への食肉の安定供給 (昭和34年6月25日)	家畜の荷受及び販売 枝肉、部分肉及び輸入肉の販売の受託並びに買付 畜産物の製造加工及び販売
株式会社 横浜市食肉公社 代表取締役社長 小島 貢	〒230-0053 鶴見区大黒町3-53 503-1458 http://www16.ocn.ne.jp/~daiko.ku/	安全な食肉の生産 (昭和55年8月2日)	各種肉畜の解体処理 畜産副産物の売買 食肉関係機器の製造販売及び保守・修繕業務

【その他関係団体】

団体名・代表者	住所・電話番号・URL	設立目的・設立年月日	事業概要
横浜商工会議所 会頭 上野孝	〒231-8524 中区山下町2 671-7400 http://www.yokohama-cci.or.jp/	地区内における商工業者の組織化を基盤として、商工業の総合的な改善発達を図り、兼って社会一般の福祉の増進に資し、もってわが国商工業の発展に寄与することを目的とする。 (明治13年4月13日)	産業基盤の環境整備の改善についての提言活動 商業、工業の振興事業 国際経済交流事業 小規模事業者に対する相談事業
財団法人 横浜・神奈川総合情報センター 会長 上野孝	〒231-0023 中区山下町2 663-1301 http://zaidan.iris.or.jp/	横浜地域を初めとする神奈川県域における、地域情報化の促進及び地域経済の振興を図るため、コンサルティング、人材育成、情報提供、調査研究等を行い、もって、産業経済の発展に寄与することを目的とする。 (昭和61年9月5日)	情報システムの開発、構築、運営 地域情報化に関するコンサルティング、人材育成、情報提供、調査研究 地域経済の振興に関する調査研究
財団法人 横浜市勤労福祉財団 理事長 君塚道之助	〒231-8575 中区万代町2-4-7 662-4331 http://hamafriend.jp/	勤労者の文化交流活動、技能文化の普及保存に関する事業、技能職の振興に関する事業並びに労働及び就業に係る支援に関する事業を行い、もって勤労者の福祉の向上に寄与する。	横浜市から委託を受けた横浜地域職業訓練センターの運営及び能力開発訓練 横浜市から委託を受けた勤労者福祉共済事業
花月園観光株式会社 代表取締役社長 松尾嘉之輔	〒230-0036 鶴見区鶴見1-1-1 572-2100 http://www.kagetsuenkanko.co.jp/	自転車競走場の建設、賃貸及び維持管理を主な目的とする。 (昭和25年7月15日)	花月園競輪場の賃貸
財団法人 シルクセンター 国際貿易観光会館 会長 西田 義博	〒231-0023 中区山下町1 641-0845 http://www.silkcenter-kbkk.jp/	シルクセンター国際貿易観光会館を建設運営し、もって貿易の振興、特に生糸及び絹製品貿易の振興を図ることを目的とする。 (昭和31年10月3日)	生糸及び絹製品の宣伝、普及、啓蒙展示及び販売並びに輸出の促進 生糸及び絹製品関係の博物館及び図書館の運営等
株式会社 知財マネジメント支援機構 代表取締役 山中 唯義	〒231-0032 中区太田町2 - 23 横浜メディアビジネスセンター6階 226-2351 http://www.ipmax.jp	「横浜型知的財産戦略」の中核的推進組織として設立され、横浜市内の中小・中堅企業等の知的財産を活かした企業経営の支援を目的とする。 (平成18年10月20日)	知的財産戦略策定支援 知的財産戦略フォローアップ支援 知的財産・技術・市場調査 知的財産・技術評価 知的財産の管理・運営体制整備 知的財産活用をベースとするマッチング

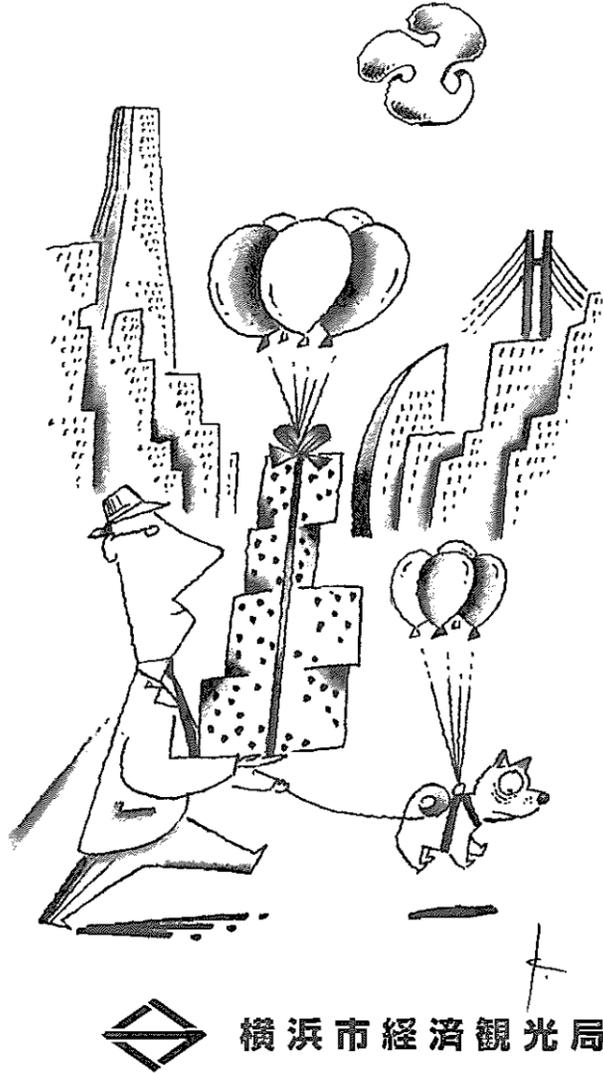
<p>社団法人 横浜市商店街総連 合会 会長 岡野誠一</p>	<p>〒231-0031 中区万代町1-1 (横浜市教育文化センター11階) 662-0874 http://www.yokohama-syoutengai.com/</p>	<p>市内商店街の組織強化を図り、共同 事業の推進と個店の質的向上を図る ことを目的とする。 (昭和39年6月25日)</p>	<p>商店街役員、経営者を対象とする研修会等の実 施 商店街振興に関する情報提供、調査研究 商店街活性化事業 情報誌の発行</p>
<p>社団法人 神奈川県産業貿易 振興協会 会長 神谷光信</p>	<p>〒231-0023 中区山下町2 671-7055 http://www.ktpc.or.jp/</p>	<p>貿易の促進、県産品の販路拡大等 を通じ、県内産業の振興を図ることを目 的とする。 (昭和46年8月23日)</p>	<p>見本市展示会への参加及び主催 取引あっ旋紹介 貿易実務の相談・指導・貿易情報の提供</p>
<p>社団法人 横浜ファッション協会 会長 原 範行</p>	<p>〒231-8524 中区山下町2番地 (産業貿易センタービル8階) 221-0700</p>	<p>生活文化産業の振興を図ることを目 的とする。 (昭和58年6月7日)</p>	<p>地場産業である横浜スカーフのPR事業 ファッション・デザインに関するコンテストやイベン トの実施 オリジナルスカーフの販売</p>
<p>社団法人 横浜市工業会連合 会 会長 貝道 和昭</p>	<p>〒231-0023 中区山下町2番地 (産業貿易センタービル2階) 671-7051 http://www.y-shikouren.or.jp/</p>	<p>地域工業会の連合体として設立さ れ、各種事業の展開を通じて企業の 経営基盤強化・発展、地域工業会の 育成・指導ならびに本市工業施策の 一端を担う。 (昭和59年3月30日)</p>	<p>経営基盤強化事業 工業技術見本市の開催 ものづくり人材育成支援事業 ものづくりネットワーク形成促進事業 産業振興に関する政策提言 産学連携、産学交流促進事業 操業環境確保推進事業 地域工業会・横浜青年経営者会の活動支援</p>
<p>社団法人 横浜貿易協会 会長 西田義博</p>	<p>〒231-0002 中区海岸通1-1 211-0282 http://www.ktpc.or.jp/yfa</p>	<p>貿易業界の進展を図り、わが国貿易 の健全なる発展に寄与する。 (昭和38年11月1日)</p>	<p>貿易並びに関連産業の振興のため必要な建議及 び意見の具申 貿易及び関連産業に関する調査研究 貿易及び関連産業に関する知識の普及啓発 貿易関係書類の証明等</p>

法定団体、準ずる団体とは経営状況を説明する書類を議会に提出する団体です。

横浜市
経済観光局
平成19年度
事業のあらまし

<http://www.city.yokohama.jp/me/keizai/>

平成19年度
**横浜市中小企業融資の
 ご案内**



⇒ 横浜市経済観光局

横浜市では、中小企業の経営の安定や成長を支援するため、必要な事業資金を円滑に調達することができるように融資制度を設けています。

*本市の融資制度の申込に関しては、用紙代・郵送料・紹介料・手数料等一切不要です。
 *お申込みは直接、取扱金融機関窓口へ！(P5をご覧ください。)

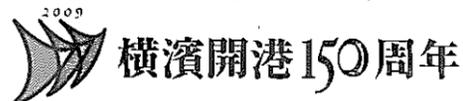
認定窓口・金融相談
 に関するお問合せ

横浜市経済観光局金融課相談認定係(地図はP8をご覧ください。)
 〒231-0011 横浜市中区太田町2丁目23番地(横浜メディア・ビジネスセンター7階)
 ☎ 045-662-8931 FAX 045-651-3518
 ホームページ http://www.city.yokohama.jp/me/keizai/shien/keiei/yushi_gaiyou.html
 *認定・相談の受付時間は、午前が8:45から11:00まで、午後が1:00から4:00までです。

制度の詳細
 に関するお問合せ

横浜市経済観光局金融課金融係
 〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地
 ☎ 045-671-2592 FAX 045-664-4867

横浜市広報印刷物登録第180541号/類別・分類C-HB110 この印刷物は再生色上質紙(古紙パルプ配合率100%)を使用しています。



市融資制度をご利用いただける方

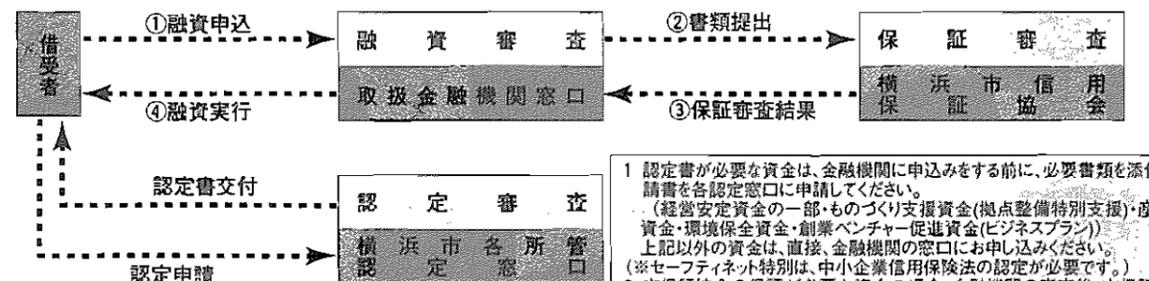
- 原則として、次の要件の全てを満たしている方が、市制度融資をご利用いただけます。なお、各資金それぞれの対象要件も必要です。
- 1 横浜市内に事業所・事務所があって、原則市内において1年以上同一事業を引き続き営んでいる中小企業者及び組合の方(ただし、農業・漁業・金融業・風俗営業等は除きます。)
 - 2 許認可等を必要とする事業の場合、その許認可等を受けていること
 - 3 申込時に納期の到来している市民税を完納している方
 - 4 融資金の返済見込の確実な方
 - 5 保証協会が行った代位弁済による債務がない方、若しくは、金融機関の取引停止処分中でない方
- *「中小企業者」とは、資本金3億円(小売業・サービス業5,000万円、卸売業1億円)以下、又は従業員が300人(小売業50人、卸売業・サービス業100人)以下の個人・会社をいいます。(中小企業信用保険法第2条に定めるもの。)

融資制度資金メニュー

原則 一年以上同一事業を引き続き営んでいる方	一般的な事業資金	振興資金	一般的な事業資金に対応	①
		地域連携少額対応資金	取扱金融機関と取引があり、2,000万円以下の少額な資金需要に対応	②
		地域連携迅速対応資金(クイック)	金融機関、市保証協会との連携により、中小企業者の方の資金需要に迅速に対応	③
	小規模な企業のための資金	小規模企業資金	小規模企業者の方を対象に無担保で対応	④
		小規模企業資金(小口特別)	個人事業主の方を対象に無担保無保証人で対応	⑤
	経営安定のための資金	経営安定資金	市が指定した不況業種、取引先の倒産、風水害の被災、売上減少などに対応	⑥
		経営安定資金(地域産業雇用支援特別)	市が指定する業種に属する中小企業者の方に対応(平成19年度は建設業)	⑦
		経営安定資金(セーフティネット特別)	中小企業信用保険法の認定を受けた中小企業者の方に対応	⑧
		地域連携経営改善支援資金(リバイバル)	取扱金融機関等の経営サポートを受け経営改善に取り組む中小企業者の方に対応	⑭
	企業の成長・発展等のための資金	成長支援資金	経営革新や知的財産を活かした事業資金に対応	⑨
		ものづくり支援資金	設備資金や研究開発の成果を事業展開する場合などに対応	⑩
		地域貢献企業支援資金	様々な社会的事業に積極的に取り組んでいる中小企業者の方に対応	⑫
		環境保全資金	事業活動により生じる公害の除去、防止や環境負荷の軽減に対応	⑮
		貿易振興金融	貿易業を営む事業者の方に対応	⑯
市内移転、市内進出のための資金	ものづくり支援資金(拠点整備特別支援)	工業集積地への工場等の新増設を行う製造業を営む中小企業者の方に対応	⑪	
	産業立地促進資金	市で定める拠点地域に指定した機能で市内進出する市外企業の方に対応	⑬	
創業のための資金	創業ベンチャー促進資金(開業支援)	事業を営んでいない個人が事業を開始する場合、又は開始後1年以内の場合に対応	⑰	
創業後1年未満	創業ベンチャー促進資金(ビジネスプラン)	新規性のあるビジネスプランによる新事業への取組に対応	⑱	

各資金の詳細は次ページ以降の番号に対応する資金をご覧ください。

融資までの手順



- 1 認定書が必要な資金は、金融機関に申込みをする前に、必要書類を添付して認定申請書を各認定窓口へ申請してください。
 (経営安定資金の一部・ものづくり支援資金(拠点整備特別支援)・産業立地促進資金・環境保全資金・創業ベンチャー促進資金(ビジネスプラン))
 上記以外の資金は、直接、金融機関の窓口にお申し込みください。
 (*セーフティネット特別は、中小企業信用保険法の認定が必要です。)
- 2 市保証協会の保証が必要な資金の場合、金融機関の審査後、市保証協会の保証審査があり、審査終了後、金融機関から融資が実行されます。
- 3 保証申込みから融資実行まで約1か月かかります。

融資の種類	融資の対象となる方	使いみち	融資の条件						備考(認定窓口等)
			融資額	利率(年利)	融資の期間及び返済方法	保証人	担保	保証料率	
振興資金	① 市内中小企業者、協同組合等の方 次の場合の方もご利用いただけます。 (1) 市内業歴が1年未満の方(ただし、同一事業を1年以上引き続き営んでいる方) (2) 同一事業を1年以上引き続き営んでいる現事業に加え、新分野進出により経営の多角化を行う方で新分野の業歴が1年未満の方	運転資金 設備資金	2億円以内 組合は 4億円以内	●固定金利 1年以内 1.7%以内 1年超3年以内 2.2%以内 3年超5年以内 2.4%以内 5年超7年以内 2.6%以内 7年超 2.8%以内 ●変動金利 短プラ+0.9%以内(※1)	運転資金7年以内 設備資金10年以内 (据置6か月以内を含む) 割賦返済	原則として 法人は 代表者を 連帯保証人 とし、 個人事業主 は不要です。	必要に応じて 担保を付けて いただきます。	0.50~2.20% (協会所定料率)	
地域連携少額対応資金	② 市内中小企業者の方で、取扱金融機関と継続した取引があること(預金取引を含む)。		2,000万円以内	2.2%以内	5年以内 (据置12か月以内を含む) 割賦返済			0.50~1.32% (市助成後)	※取扱金融機関が 指定されています。 (P5を参照)
地域連携迅速対応資金 (クイック)	③ 次の全ての要件を満たす中小企業者の方 1 取扱金融機関の融資実績又は市保証協会の保証実績があること。 2 取扱金融機関のスコアリングシステムによる評点が、市保証協会との検証により設定した一定基準を超えること。 *ただし、建売業者の方及び土地売買業者の方を除く。	運転資金	8,000万円以内	取扱金融機関の 所定利率	7年以内 (据置6か月以内を含む) 割賦返済		原則として 不要です。	0.50~2.20% (協会所定料率)	※取扱金融機関が 指定されています。 (P5を参照)
小規模企業資金	④ 従業員30人(商業・サービス業10人)以下の小規模企業者の方		2,000万円以内	●固定金利 3年以内 2.0%以内 3年超5年以内 2.2%以内 5年超7年以内 2.4%以内 ●変動金利 短プラ+0.7%以内(※1)	7年以内 (据置12か月以内を含む) 割賦返済			0.50~1.32% (市助成後)	
小口特別 (無担保無保証人)	⑤ 次の要件を満たす従業員20人(商業・サービス業5人)以下の個人で事業を営んでいる方 最近1年間に納期の到来した市民税の所得割又は所得税、事業税いずれかの税額が有り、かつ、完納した方		1,250万円以内				不要です。	0.50% (市助成後)	
経営安定資金	⑥ 次のいずれかに該当するものとして認定を受けた市内中小企業者、協同組合等の方(ただし、5~7は認定不要) 1 主たる業種が不況業種に属する方(国の指定に基づく) 2 取引先の倒産により経営に影響を受けている方 3 大型店の出店により影響を受ける小売業者の方 4 売上高の停滞等により経営に支障を生じている横浜市中心卸売市場の仲卸業者等の方 5 風水害等の被害を受けた方 6 最近3か月又は6か月の純売上高が、最近3か年のいずれかの年の同期と比較して減少している方 7 最近1か月の利益率が最近3か年の同月と比較して減少している方 ※最近3(6)か月とは：申請月の前々月を含む3(6)か月です。 ※最近1か月とは：申請月の前月又は前々月です。	運転資金 設備資金	8,000万円以内 組合は1億円以内 項目5は 他の経営安定資金 とは別に、 8,000万円以内	1.9%以内	運転資金7年以内 設備資金10年以内 (据置12か月以内を含む) 割賦返済			0.50~2.10% (市助成後)	項目1~4は認定が必要です。 (ただし、項目5~7は不要の ため取扱金融機関へ直接申込み) 項目1・2は 経済観光局金融課相談認定係 ☎662-8931 項目3は 経済観光局商業・ コミュニティビジネス振興課 ☎671-2569 項目4は 横浜市中心卸売市場 本場経営支援課☎459-3333 南部市場経営支援課 ☎779-2022 食肉市場運営課☎511-0445
地域産業 雇用支援特別 (平成20年3月31日まで)	⑦ 本市が指定する業種に属する中小企業者、協同組合等の方(平成19年度は建設業)	運転資金 設備資金	(別枠保証が受けら れるわけではあり ません。)	1.4%以内					
セーフティネット特別	⑧ 中小企業信用保険法第2条第3項の規定に基づく、認定を受けた市内中小企業者、協同組合等の方 (中小企業信用保険法の認定を受けることで、別枠の保証を受けることができます。)		8,000万円以内 組合は1億円以内	1.9%以内				1.00%	※認定窓口(P7を参照) 経済観光局金融課 相談認定係 ☎662-8931
成長支援資金	⑨ 次のいずれかに該当する中小企業者、協同組合等の方 1 「横浜価値組企業」の認定を受けた方 2 中小企業新事業活動促進法の承認・認定又は産業活力再生特別措置法の認定を受けた方 3 ISO9000シリーズ、ISO14000シリーズ、エコアクション21及びエコステージを取得した方又は取得する方 4 建物賃貸業で、建物を高速の常時接続情報インフラの整備を含む改修(新築・建替を含む)を行う方		項目1・3・4は 1企業2億円以内 組合4億円以内 うち運転資金は 5,000万円以内 項目2は 運転、設備の合計で 1億円以内	2.1%以内	10年以内 (据置12か月以内を含む) 割賦返済		原則として 法人は 代表者を 連帯保証人 とし、 個人事業主 は不要です。	保証は 必要に応じて 0.50~2.20% 協会所定料率 項目1の 一部は 0.25~1.10% (市助成後)	(お問い合わせ) 項目1は 経済観光局経営・創業支援課 ☎671-3492 *項目1は取扱金融機関が 指定されています。 (P5を参照) 項目2の認定等は 神奈川県又は国にお問合せ下さい。 (その他) 項目2・3(一部)・4は事業計画 書の提出が必要です。
ものづくり支援資金 (平成21年3月31日まで)	⑩ 次のいずれかに該当する製造業を営む市内中小企業者の方 1 市内設備の設置、更新を行う方 2 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の認定を受けた方 3 SBI R等国又は本市の研究開発支援を受け、その成果を事業展開する方	運転資金 設備資金	2億円以内 うち運転資金は 5,000万円以内		運転資金7年以内 設備資金10年以内 (据置12か月以内を含む) 割賦返済			保証は 必要に応じて 0.50~2.20% 協会所定料率 項目2は0.40% (市助成後)	事業計画書の提出が必要です。
拠点整備特別支援 (平成21年3月31日まで)	⑪ 市で定める工業集積地に工場等の新增設を行うものとして、市長が認定した製造業を営む中小企業者等の方	設備資金 運転資金	3億円以内	1.8%以内	12年以内 (据置12か月以内を含む) 割賦返済			保証は 必要に応じて 0.50~2.20% 協会所定料率	認定が必要です。 経済観光局ものづくり支援課 ☎671-2597
地域貢献企業支援資金	⑫ 次のいずれかに該当する中小企業者の方 1 「横浜型地域貢献企業」の認定を受けた方 2 「働きやすく子育てしやすい横浜の企業づくり支援事業」に基づき、認定等を受けた方 3 市内において障害者や子育てに配慮した設備投資を行う方(自社施設に限る)	運転資金 設備資金	8,000万円以内	項目1・2は 1.9%以内 又は2.1%以内 項目3は2.1%以内	7年以内 (据置12か月以内を含む) 割賦返済			0.50~2.20% 協会所定料率 項目1の 一部は免除 (全額市助成)	(お問い合わせ) 項目1・2は、評価内容に より適用条件が異なります。 項目1は 経済観光局経営・創業支援課 ☎671-3492 項目2は 市民活力推進局男女共同参画推進課 ☎671-2017 (その他) 項目3は事業計画書の提出が必要です。
産業立地促進資金	⑬ 横浜市企業等誘致推進本部で定めた基準に合致するもので、特に適当なものとして市長が認定した中小企業者等の方	設備資金 運転資金	3億円以内	1.8%以内	12年以内 (据置12か月以内を含む) 割賦返済			保証は 必要に応じて 0.50~2.20% 協会所定料率	認定が必要です(審査会) 経済観光局誘致・国際経済課 ☎671-3834 経済観光局商業・コミュニティ化推進課 ☎671-2569
地域連携経営改善 支援資金 (リバイバル)	⑭ 次の全ての要件を満たす中小企業者、協同組合等の方 1 本資金の取扱金融機関が経営診断等を行った結果、経営改善可能と判断されること。 2 経営改善に向けて妥当な経営改善計画が策定できること。 3 経営改善計画の実行にあたって、主な取引金融機関から協力・承認が得られること。 4 融資実行後、取扱金融機関から、経営に関するサポートを受け、経営改善計画の着実な実行が見込まれること。	経営改善 に必要な 運転資金 設備資金	2,000万円以内	取扱金融機関の 所定利率	10年以内 (据置12か月以内を含む) 割賦返済		原則として 不要です。	免除 (全額市助成)	※取扱金融機関が 指定されています。 (P5を参照)

(※1) 変動金利の「短プラ」とは、金融機関が1年以内の融資をする際の最優遇金利で、各金融機関ごとに異なります。
*保証料率の欄に「市助成後」・「全額市助成」と記載されている資金は、本市が保証料を助成した後の適用料率です。

Table with columns: 融資の種類, 融資の対象となる方, 使いみち, 融資の条件 (融資額, 利率(年利), 融資期間及び返済方法, 保証人, 担保, 保証料率), 備考(認定窓口等). Rows include 環境保全資金, 創業ベンチャー促進資金 (開業支援, ビジネスプラン).

(※1) 変動金利の「短プラ」とは、金融機関が1年以内の融資をする際の最優遇金利で、各金融機関ごとに異なります。* 保証料率の欄に「市助成後」・「全額市助成」と記載されている資金は、本市が保証料を助成した後の適用料率です。

その他の融資制度

Table for 貿易振興金融. Columns: 対象, 資金使用, 輸出資金, 利率(年利).

金融機関申込時必要書類

Table listing required documents for financial institution applications, including ①信用保証委託申込書, ②申込人(個人・法人)並びに連帯保証人の印鑑証明書, etc.

取扱金融機関

Table listing financial institutions for various programs: ②「地域連携少額対応資金」, ③「地域連携迅速対応資金」, ④「成長支援資金(横浜価値組企業)」, ⑤「地域連携経営改善支援資金」.



少額私募債保証制度【横浜型債券市場】

横浜市では、中小企業の社債発行による資金調達を支援するため、保証料の一部を助成する少額私募債保証制度を実施しています。一私募債発行のメリット: ・長期の安定した資金が調達できます。・企業のステータス向上につながります。・直接金融への第一歩になります。



Table detailing the '少額私募債保証制度' (Small Private Debt Guarantee System). Columns: 資格要件, 社債要件, 資金用途, 担保・保証人, 保証形式, 取扱金融機関, その他.

・このご案内は「少額私募債保証制度」の概要をお知らせすることを目的としたもので、一切の融資・保証等を約束するものではありません。・この資料に記載されている内容・条件等については、今後の金融環境、市場動向、その他の事情等により変更する場合があります。

少額私募債に関するお問合せ 横浜市経済観光局 金融課債券市場担当 TEL: 045-671-2592 FAX: 045-664-4867 ホームページ http://www.city.yokohama.jp/me/keizai/shien/saiken/index.html

セーフティネット保証（経営安定関連保証）

*セーフティネット保証（経営安定関連保証）とは、取引先企業等の倒産、取引金融機関の再編等に伴う貸出減少、自然災害等により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、通常の保証とは別枠で保証を行う制度です。
中小企業信用保険法第2条第3項第1号から8号までのいずれかに該当し、経営の安定に支障が生じていることについて、本店（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の市町村長の認定を受けることにより、セーフティネット保証制度の利用を申し込むことができます。

- 1号：倒産関連
- 2号：事業活動の制限
- 3号：突発的災害（地域・業種指定）
- 4号：突発的災害（地域指定）
- 5号：国指定業種
- 6号：破綻金融機関
- 7号：金融取引の調整
- 8号：金融機関の貸付債権の譲渡

横浜市におけるセーフティネット保証の認定は金融課相談認定係（地図はP8参照）で行っています。☎045-662-8931

お問い合わせが多い認定の要件、必要書類

◆中小企業信用保険法第2条第3項第5号
＜認定要件＞
主たる業種が国の指定業種に該当し、最近3か月の月平均売上高が前年同月の平均売上高に比して10%以上減少している。（減少要件の緩和もあります。）

＜必要書類＞
①履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）の写し（3か月以内のもの）
個人は直近の確定申告書原本及び写し
②会社概要（主要事業説明書、パンフレット等）・工事経歴書等（許認可の必要な業種の場合、許認可証の写し）
③最近3か月と前年同月の月別試算表（月別損益計算書）*
④中小企業信用保険法第2条第3項第5号認定申請書
⑤実印（あれば、会社名のゴム印もお持ちください。）

*最近3か月とは、認定申請月の前々月を含む3か月です。
例：4月に認定申請を行う場合
2月を含む3か月分（12、1、2月分又は1、2、3月分）の月別試算表の本年分と前年分の2年分、必要となります。
*国指定業種とそれ以外の業種を兼業している場合
月別試算表の売上高を国指定業種に該当する分とそれ以外の業種とに分けてください。

◆中小企業信用保険法第2条第3項第7号
＜認定要件＞
次のすべての要件を満たすこと。
①国指定の金融機関から借入があり、金融機関からの総借入残高に占める指定金融機関からの借入残高が10%以上ある。
②指定金融機関からの直近の借入残高が前年比10%以上減少している。
③金融機関からの総借入残高が前年同期と比して減少している。

＜必要書類＞
①履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）の写し（3か月以内のもの）
個人は直近の確定申告書原本及び写し
②法人の場合、直近の確定申告書原本及び次のページの写し
1 表紙<税務署の受付印があるもの>
2 貸借対照表
3 損益計算書
4 借入金及び支払利子の内訳書
③借入れのあるすべての金融機関発行の直近及び前年同日現在の残高証明書*
④中小企業信用保険法第2条第3項第7号認定申請書
⑤実印（あれば会社名のゴム印もお持ちください。）

*直近とは・・・認定申請月の前月の1日から、申請日当日までです。
なるべく、申請月の日付の残高証明書をお持ちください。
（月末日付でなくても結構です。）

横浜市信用保証協会について

横浜市信用保証協会は、信用保証協会法に基づき、市内中小企業等の皆様が金融機関から融資を受けるとき、「公的な保証人」として融資の道を開くために設立された公的機関です。

- 1 保証を受けられる資格
横浜市内で、事業を営んでいる中小企業者等
（注）所得税等について、期限後に申告がなされた場合は、原則として、保証の取扱いはできませんのでご注意ください。
- 2 保証の限度
個人・会社 2億8,000万円
協同組合等 4億8,000万円
- 3 保証料率（一部、セーフティネット保証など、この保証料率の対象外となるものもあります。）

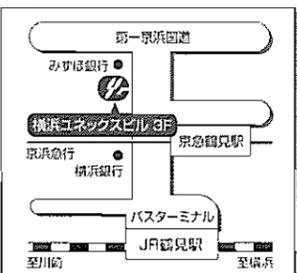
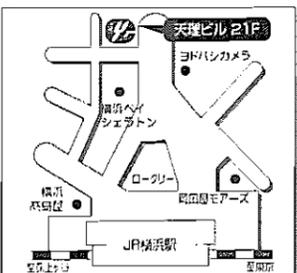
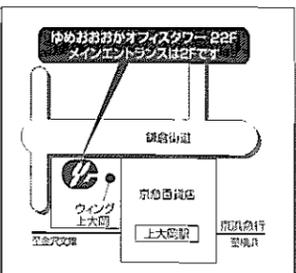
区分	1	2	3	4	5*	6	7	8	9
保証協会所定料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

※市融資制度の一部の資金では、保証料の一部又は全部を本市が助成しています。（各資金の保証料率の欄に適用料率を記載してあります。）

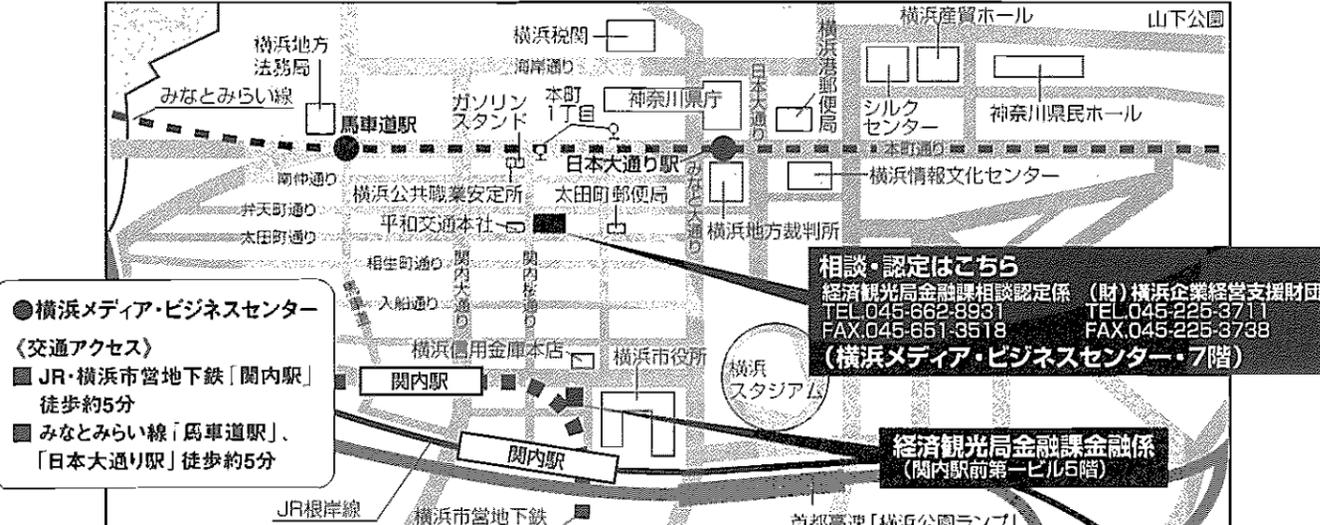
■利用にあたり適用される「区分」は、約200万の中小企業データを基に設定されたもので、最終的な保証料率は信用保証協会が決定します。（財務諸表がない場合には※区分5を適用します。）

注 ①有担保による保証の場合や②「中小企業の会計に関する指針」に準拠して財務諸表を作成している場合にはそれぞれ0.1%の割引が適用されます。
②は個人事業主を除く。）

◆保証料率・保証料に関するご質問は、横浜市信用保証協会の各保証窓口にお問い合わせください。

本所	鶴見支所	西部支所	南部支所
 <p>〒231-8505 横浜市中区山下町22 (山下町SSKビル10階) TEL: 662-6623 FAX: 661-0089 取扱区域 中区・磯子区</p>	 <p>〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央4-32-1 (横浜ユネックスビル3階) TEL: 521-2408 FAX: 503-3576 取扱区域 鶴見区・港北区</p>	 <p>〒220-0004 横浜市西区北幸1-4-1 (天理ビル21F) TEL: 319-5335 FAX: 319-5340 取扱区域 神奈川区・西区・伊豆ヶ谷区・旭区 緑区・翠区・瀬谷区・都筑区・青葉区</p>	 <p>〒233-0002 横浜市港南区上大岡西1-6-1 (ゆめおおがおオフィスタワー22階) TEL: 844-6621 FAX: 845-0641 取扱区域 南区・港南区・金沢区・戸塚区・栄区</p>

金融相談・経営安定資金やセーフティネット保証の認定窓口



●横浜メディア・ビジネスセンター
〈交通アクセス〉
■ JR・横浜市営地下鉄「関内駅」
徒歩約5分
■ みなとみらい線「馬車道駅」、
「日本大通り駅」徒歩約5分

相談・認定はこちら
経済観光局金融課相談認定係（財）横浜企業経営支援財団
TEL.045-662-8931 TEL.045-225-3711
FAX.045-651-3518 FAX.045-225-3738
(横浜メディア・ビジネスセンター・7階)

経済観光局金融課金融係
(関内駅前第一ビル5階)

(広告)

横浜銀行
横浜市中小企業融資制度をはじめ、事業資金のご相談は、各融資取扱店の窓口、各ビジネスローンセンターまでお気軽にお問い合わせください。

●商品についてのお問い合わせは・・・
フリーダイヤル
0120-584-580
(受付時間) 銀行窓口営業日の9:00~17:00
<http://www.boj.co.jp/>

地元の中小企業をサポートします！
<http://www.yokoshin.co.jp/>

たしかな明日のお手伝い
横浜信用金庫
神奈川・東京に60店舗

地域経済の活性化に向けて
地元中小企業をバックアップします。

神奈川銀行
お近くのかなぎんまでお気軽にご相談ください。
<http://www.kanagawabank.co.jp>

三菱東京UFJ銀行
三菱東京UFJ銀行は
引き続き中小企業を
応援させていただきます。

URL <http://www.bk.mufg.jp/chusho/>

よこはま企業の
未来をサポート

信頼の絆を大切にする
城南信用金庫
地域の皆様の豊かな暮らしづくりの
お役に立つ資金をご提供します。
(本店) 品川区西五反田7-2-3 TEL.03-3493-0111(大代)
URL <http://www.jsbank.co.jp>

◎横浜市内の店舗 (16店舗)
・綱島支店 045-541-8021 ・日吉下田支店 045-561-5131
・天王町支店 045-333-1561 ・横浜支店 045-252-8491
・鶴見支店 045-573-1881 ・川和支店 045-933-4641
・六角橋支店 045-432-5111 ・たまプラーザ支店 045-902-6701
・小机支店 045-472-8221 ・新横浜支店 045-471-8081
・荏田支店 045-911-2741 ・今谷支店 045-954-3901
・田奈支店 045-983-3221 ・瀬谷支店 045-301-9411
・上屋川支店 045-302-0081 ・伊豆町支店 045-941-5011

※くわしくは、店頭・窓口にお問合せください。

街にいい風 あなたにいい風
SHONAN
湘南しんきんは中小企業を応援します

湘南しんきん 検索
詳しくは湘南しんきんホームページへ

街にいい風
湘南しんきん

変わらない絆 共に未来へ
八千代銀行
事業資金のご相談は
八千代銀行へ

八千代銀行 | 検索
<http://www.yachiyobank.co.jp/>

みずほ銀行
事業資金のご相談は、お近くのみずほ銀行、
または、下記みずほビジネス金融センターへ
お気軽にお問い合わせください。

みずほ銀行代理店
みずほビジネス金融センター(株)
フリーダイヤル
0120-324-520
【受付時間】
平日9:00~17:00